

ふれあい福祉プラン

みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり

第4次関ヶ原町地域福祉計画

第6次関ヶ原町地域福祉活動計画

〔第2期関ヶ原町成年後見制度利用促進計画〕
〔関ヶ原町再犯防止推進計画〕



関ヶ原町

社会福祉法人 関ヶ原町社会福祉協議会

令和7年3月

ふれあい福祉プラン

みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり

はじめに



近年、少子高齢化・人口減少が急速に進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤や、暮らしにおける人と人とのつながりが弱くなっていると感じています。また、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、一つの世帯に複数の問題が存在し、複雑化・複合化した課題を抱え、地域で支援を必要とする人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活困窮者の増加や孤独・孤立を感じる人が増えるなど、新たな地域課題も生まれています。

こうした中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めることが求められています。

本町では、令和2年3月に第3次関ヶ原町地域福祉計画を策定し、地域福祉の取組を推進してきましたが、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに目指すところは同じであるため、令和7年度からは「ふれあい福祉プラン（第4次関ヶ原町地域福祉計画・第6次関ヶ原町地域福祉活動計画）」として一体的に策定しました。

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実はもちろんのこと、地域住民、ボランティア団体、福祉関係者などが中心となる見守り活動や生活支援に加え、「誰一人取り残さない」ための包括的な支援体制の構築が必要だと考えます。基本理念である「みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり」の実現を目指し、社会福祉協議会をはじめ、関係各所と協働して地域への働きかけを行ってまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました関ヶ原町地域福祉計画策定委員会及び関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域懇談会にご協力いただきました福祉推進員、民生委員・児童委員の皆様、住民意識調査にご協力いただきました町民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

関ヶ原町長 西 脇 康 世

ごあいさつ

急速に進む少子高齢化、家族形態や価値観の多様化といった社会構造の変化により、地域を取り巻く環境は大きく変容しつつあります。そして、新型コロナウイルス感染拡大にともなう生活の変化は様々な分野に影響を及ぼし、地域福祉分野においては、人と人、人と地域の希薄化に拍車をかけたのではないのでしょうか。



このような状況の中、住民一人ひとりが抱える福祉課題も複雑化・複合化してきています。不安や課題を解決するためには、これまで以上に多様な分野の人材や機関とのつながりが求められており、地域福祉の推進を図る中心的な団体として位置づけられている社会福祉協議会の果たすべき役割もますます重要となります。

この度、町と社会福祉協議会がそれぞれ策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化し、「ふれあい福祉プラン」として策定しました。町全体としての福祉に対する考え方及び方向性を統一し、町と連携しながら各施策及び事業を進めていくためのものです。

本町においては、全国を上回るスピードで少子高齢化、人口減少が進行しており、福祉の担い手不足も大きな課題となってきています。地域の福祉力を高めていくためにも、すべての世代に向けた情報発信及び事業を進めるとともに、人材の育成や支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。地域の皆さまには、今後とも地域福祉推進の担い手として、ボランティア活動や支え合い活動へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、熱心にご議論いただきました地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆さま、また、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆さま・関係機関の皆さまのご協力に厚く感謝を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 関ヶ原町社会福祉協議会
会 長 三 輪 均

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景とねらい／1	
2 自助・互助・共助・公助の考え方／4	
3 計画の位置づけ／4	
4 計画に盛り込む内容／6	
5 計画の期間／7	
6 計画策定の進め方／7	
第2章 関ヶ原町の現状	9
1 人口構造／9	
2 世帯の状況／13	
3 要援護者の状況／17	
第3章 地域活動等の状況	19
1 当事者団体／19	
2 地域福祉関係団体／20	
3 地域資源／23	
4 社会福祉協議会／24	
第4章 住民の意識・地域の課題	33
1 住民福祉意識調査結果の概要／33	
2 地区別懇談会／55	
3 前期の地域福祉計画と地域福祉活動計画の主な取組／57	
4 計画の課題／59	
第5章 計画の基本理念、基本目標	61
1 基本理念／61	
2 基本的な視点／61	
3 基本目標／63	
4 施策の体系／64	
5 地域の考え方／64	
第6章 計画（事業・取組）	65
1 福祉意識の醸成と人材の育成／65	
2 支え合いの仕組みづくりと日常生活支援の充実／67	

- 3 安心して暮らせるまちづくり／72
- 4 誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築／75

第7章 関連計画 79

第1節 成年後見制度利用促進計画 79

- 1 成年後見制度とは／79
- 2 成年後見制度の種類としくみ／79
- 3 計画策定の背景とねらい／80
- 4 計画の位置づけ／80
- 5 計画の期間／80
- 6 町の概況／80
- 7 本町における成年後見制度の利用状況／83
- 8 課題と取組／83
- 9 施策の展開／84
- 10 計画の推進／85

第2節 再犯防止推進計画 86

- 1 計画策定の背景とねらい／86
- 2 計画の位置づけ／86
- 3 計画の期間／86
- 4 計画の対象者／87
- 5 具体的な取組／87

第8章 重点的な取組 89

- 1 福祉意識の醸成と日常生活支援の充実／89
- 2 認知症施策の推進／89
- 3 防災活動の推進／89
- 4 町全体でつながり続ける包括的支援体制の構築／90

資料 91

- 1 計画の策定経過／91
- 2 計画策定委員会／92
- 3 用語解説／95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景とねらい

わが国は、既に人口減少社会に入り、少子高齢化が一層進んでいます。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加するとともに、長寿化にともなう寝たきりや認知症の高齢者が増加してきています。また、女性や高齢者の社会進出が増加し、その一方で家庭や地域が有していた介護力、子育て力は低下しています。さらに、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の単一の分野にとどまらない、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、児童虐待と貧困、地域社会からの孤立など、一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化した問題を抱え、地域で支援を必要とする人が増加しています。このような中、一人ひとりが生きがいや地域や家庭での役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が地域で起きている様々な問題を、他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、行政は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想の下で、平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』を設置するとともに、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などについての議論が進められました。平成29年、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念とともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努めること、市町村地域福祉計画の努力義務化等が規定されました。

さらに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」において、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討が行われ、令和元年12月に最終とりまとめが公表されました。これを受け、令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布（令和3年4月施行）しました。社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

同年、新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大し、様々な分野に影響を及ぼしました。福祉分野においても、サービス提供や地域福祉活動の中止・縮小、生活困窮者の増加など新たな課題が生じました。

図表 1 - 1 近年の地域福祉に関する動向

平成23年 (2011年)	◇東日本大震災
平成24年 (2012年)	○厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
平成25年 (2013年)	○生活困窮者自立支援法公布（自立相談支援事業、住居確保給付金等）
平成26年 (2014年)	○厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 *計画に生活困窮者自立支援方策を位置づけるよう通知 ○介護保険法の改正（地域包括ケアシステムの構築、総合事業の創設等）
平成27年 (2015年)	○新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 *「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」の構築
平成28年 (2016年)	○成年後見制度利用促進法公布 ◇熊本地震 ○厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（社会福祉法人の地域貢献） ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（「地域共生社会」の実現の方向性を提示） ○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ○再犯の防止等の推進に関する法律公布
平成29年 (2017年)	○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて ○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（社会福祉法の改正） *地域共生社会の実現に向けた取組の推進（「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備、地域福祉計画の努力義務化） ○厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」 *市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン ○第一期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 ○第一次再犯防止推進計画閣議決定
令和元年 (2019年)	○地域共生社会推進検討会「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ公表 *福祉政策の新たなアプローチ（具体的な課題解決を目的とするアプローチとつながり続けることを目的とするアプローチ） *具体的な対応の方向性（断らない相談支援・参加支援・地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援）など
令和2年 (2020年)	○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（重層的支援体制整備事業の創設等） ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大
令和3年 (2021年)	○改正社会福祉法施行 ◇東京2020オリンピック/東京2020パラリンピック
令和4年 (2022年)	◇ロシアのウクライナ侵攻 ○第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 ○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布、こども基本法公布
令和5年 (2023年)	○第二次再犯防止推進計画閣議決定 ○共生社会の実現を推進するための認知症基本法公布 ○「こども大綱」閣議決定
令和6年 (2024年)	◇能登半島地震 ○子ども・子育て支援法等の改正（児童手当の拡充、子ども・子育て支援金制度の創設等） ○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等）

また、地域福祉、地域共生社会に関連するものとして、災害時の被災者支援や生活困窮者の自立支援等がありますが、令和6年には、生活困窮者自立支援法が改正され、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等が盛り込まれました。

全国社会福祉協議会においては、令和2年2月に「全社協福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」が策定されています。このビジョンでは、21世紀における「地域共生社会」および「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、2040年（団塊ジュニア世代が65歳以上となる年）に向けて、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指すこととしています。

本町においては、全国を上回るスピードで少子高齢化、人口減少が進行しており、高齢者のみの世帯の増加、過疎化、認知症高齢者の増加、さらには、複雑化・複合化する課題に対応していくため、法に基づく制度化された福祉サービスや事業だけでなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して支える地域福祉が不可欠になってきています。

このような状況の中、本町では平成22年3月に「関ヶ原町地域福祉計画」を策定し、その後5年ごとに計画を見直し、令和2年3月に「第3次関ヶ原町地域福祉計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）」を策定し、この計画に沿って地域福祉の取組を推進しています。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体と位置づけられており、次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的としています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

関ヶ原町社会福祉協議会では、民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア、自治会などの地域組織の協力を得ながら、「ふれあい福祉プラン 第5次関ヶ原町地域福祉活動計画（令和3年3月に策定、計画期間：令和3年度から令和6年度）」に沿って地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに目指すところは同じであることから、一体となって地域福祉を推進する必要があります。

このため、「第3次関ヶ原町地域福祉計画」「ふれあい福祉プラン 第5次関ヶ原町地域福祉

活動計画」がともに令和6年度に計画の最終年度を迎えることから、令和7年度からの新計画については、町と社会福祉協議会が1つの計画として策定し、協働して地域福祉を推進していくこととしました。

2 自助・互助・共助・公助の考え方

福祉課題の解決にあたっては、自助、互助、共助、公助の順で取り組んでいくことが基本となります。「自助」は自分のことを自分ですること、「互助」は近隣の助け合いやボランティアなどによる支援、「共助」は介護保険に代表される社会保険制度やサービスのことをいい、「公助」は行政による公的支援です。

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まる中、「共助」「公助」の充実が図られてきました。一方で、支援を必要とする人の増加と支える人の減少、複雑化・複合化する課題が顕在化しています。このため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、支え合うつながり「互助」の再構築が求められています。

また、現在の福祉課題は、公的支援や制度化されたサービスを必要とするものもさることながら、家族との関係の希薄化、孤立化によって生じるものも少なくありません。地域での生活を継続していくために、日常的で柔軟な見守りや軽微な生活支援がより必要とされてきています。「互助」すなわち、地域住民やボランティアによる地域福祉活動の充実が求められていると言えます。また、「互助」としての地域福祉活動は、公的な支援の補完や代替としての役割がありますが、それ以上に地域社会のつながりを築く住民の役割として重要視されています。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、社会福祉法に基づいて策定する「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。地域福祉活動計画は、住民をはじめ、社会福祉関係団体及び関係機関と連携・協力し、地域福祉活動の推進を目的とした活動・行動計画です。

また、この計画は、地域福祉分野に関連する取組である、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に定める「地方再犯防止推進計画」を包含する計画と位置づけるとともに、生活困窮者自立支援法

に基づく生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいます。

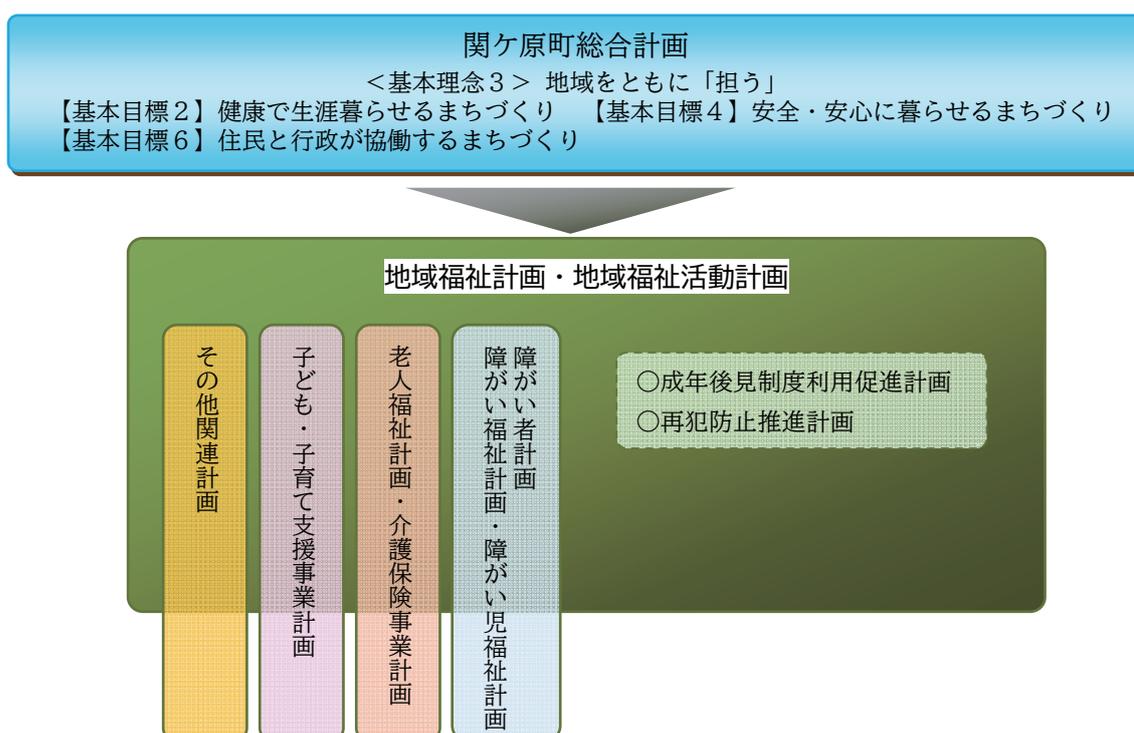
さらに、令和8年度から実施を予定している重層的支援体制整備事業に向けて、体制整備を検討し、その方向性を示しています。

(2) 他計画との関係

この計画は、「関ヶ原町総合計画」を上位計画とし、「はばたきプラン（関ヶ原町障がい者計画）」「関ヶ原町障がい福祉計画・関ヶ原町障がい児福祉計画」「いきいきプラン（老人福祉計画・介護保険事業計画）」「関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」など、本町における他の福祉分野の計画との整合性を図り策定しました。

地域福祉計画、地域福祉活動計画は、行政と地域住民、ボランティア、福祉関係団体、学校、サービス事業者等が協働して、地域のさまざまな課題を解決していくための仕組みづくりを検討する内容の計画です。分野別の計画の対象者はもちろん、経済的に困っている人、介護を必要とするほどではないが生活に不安のある一人暮らしの人、外国人など、地域で援助を必要としている人すべてが対象となります。また、分野別計画それぞれに盛り込まれた地域住民が主体となった取組やボランティア活動などに関する内容について、分野にとらわれることなく地域福祉という切り口でつないだ計画でもあります。各分野における共通的な事項についても記載する、福祉分野に関する上位計画と位置づけられます。

図表1-2 地域福祉計画と他計画との関係



4 計画に盛り込む内容

計画には、社会福祉法に定められた地域福祉の推進に関する次の事項を盛り込む必要があります。

図表1-3 地域福祉計画に盛り込む内容

法に定められた事項	具 体 例
○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 ・高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ・制度の狭間の課題への対応の在り方 ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・権利擁護の在り方など
○地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ・サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 ・利用者の権利擁護 ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
○地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ・地域福祉を推進する人材の養成
○地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（重層的支援体制整備事業など）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備 ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の整備

なお、令和2年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備のために、市町村による実施が期待される施策として重層的支援体制整備事業が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを求めています。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、次のように社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。

3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出るとしています。

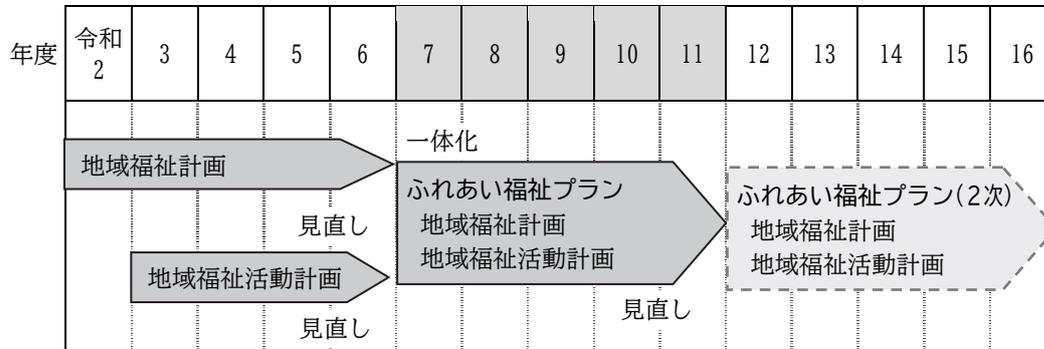
図表1-4 重層的支援体制整備事業における各事業の内容

包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)	支援が届いていない人に支援を届ける 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る

5 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

図表1-5 計画の期間



6 計画策定の進め方

この計画は、町、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、サービス事業者などが協働して進めていくものです。したがって、計画づくりには地域住民やボランティアなどの参加が重要であるため、本町では次のような手法を取り入れて計画策定を進めました。

(1) 地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会の設置

学識経験者、福祉・教育関係者、地域組織の代表等で構成する関ヶ原町地域福祉計画策定委員会・関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、住民の声を反映しながら計画についての提案・審議を行いました。

(2) 住民意識調査

18歳以上の住民1,000人を対象として、ボランティア活動、目指すべき福祉のまち、地域の福祉課題などについて住民の意見をたずね、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

図表1-6 住民意識調査の回収結果

配布数	有効回答数	有効回収率	調査期間	調査方法
1,000	574	57.4%	令和5年11月14日～ 令和5年11月30日	郵送配布・郵送回収

(3) 地域懇談会の開催

地域住民が意見を出し合う中で地域の課題や特性を共有し、住民自らが解決策を検討することをねらいとして、福祉推進員、民生委員・児童委員による地域懇談会を開催しました。

第2章 関ヶ原町の現状

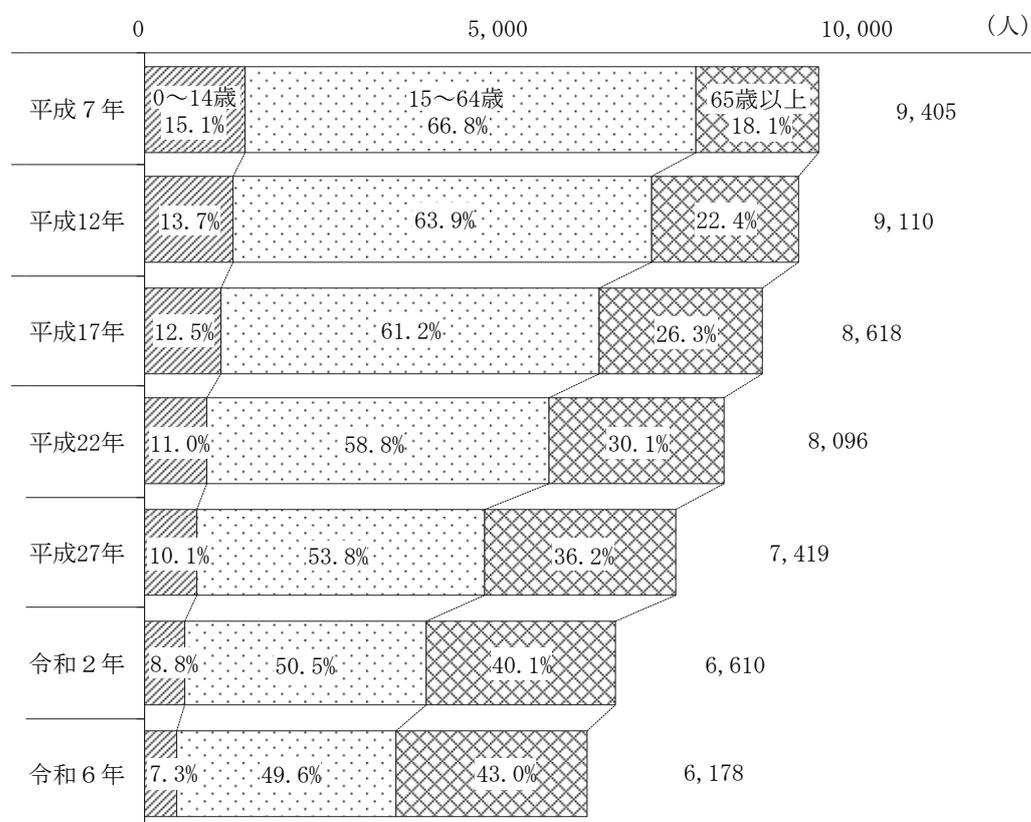
1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は令和6年10月1日現在6,178人です。

年齢三区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少を続ける一方、65歳以上の老年人口の割合は増加を続けています。

図表2-1 人口の推移



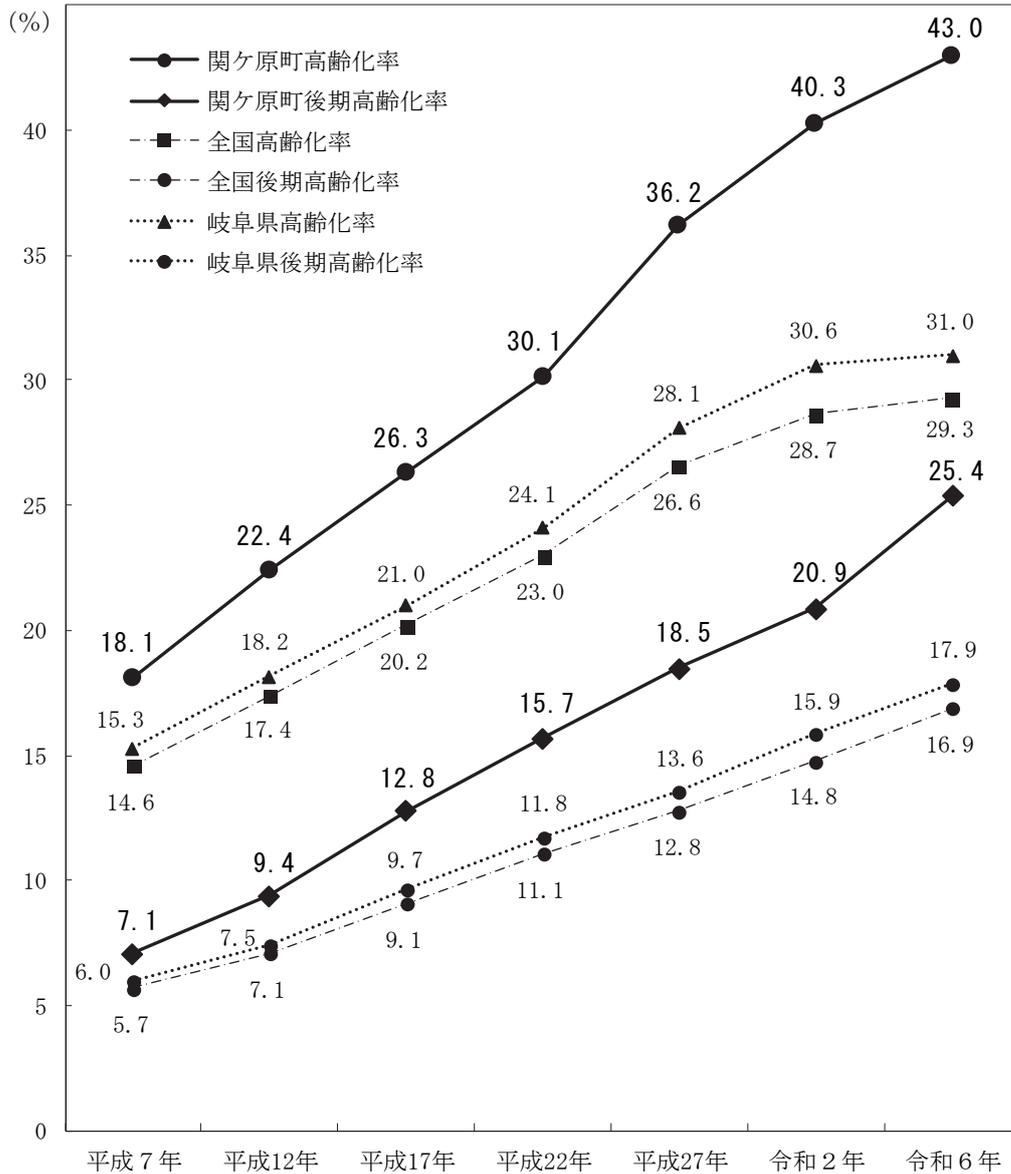
(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和6年は「住民基本台帳人口」(10月1日現在)

(2) 高齢化率

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和6年10月1日現在43.0%となっており、岐阜県を12.0ポイント上回っています。また、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）も上昇を続けています。

図表2-2 高齢化率の推移

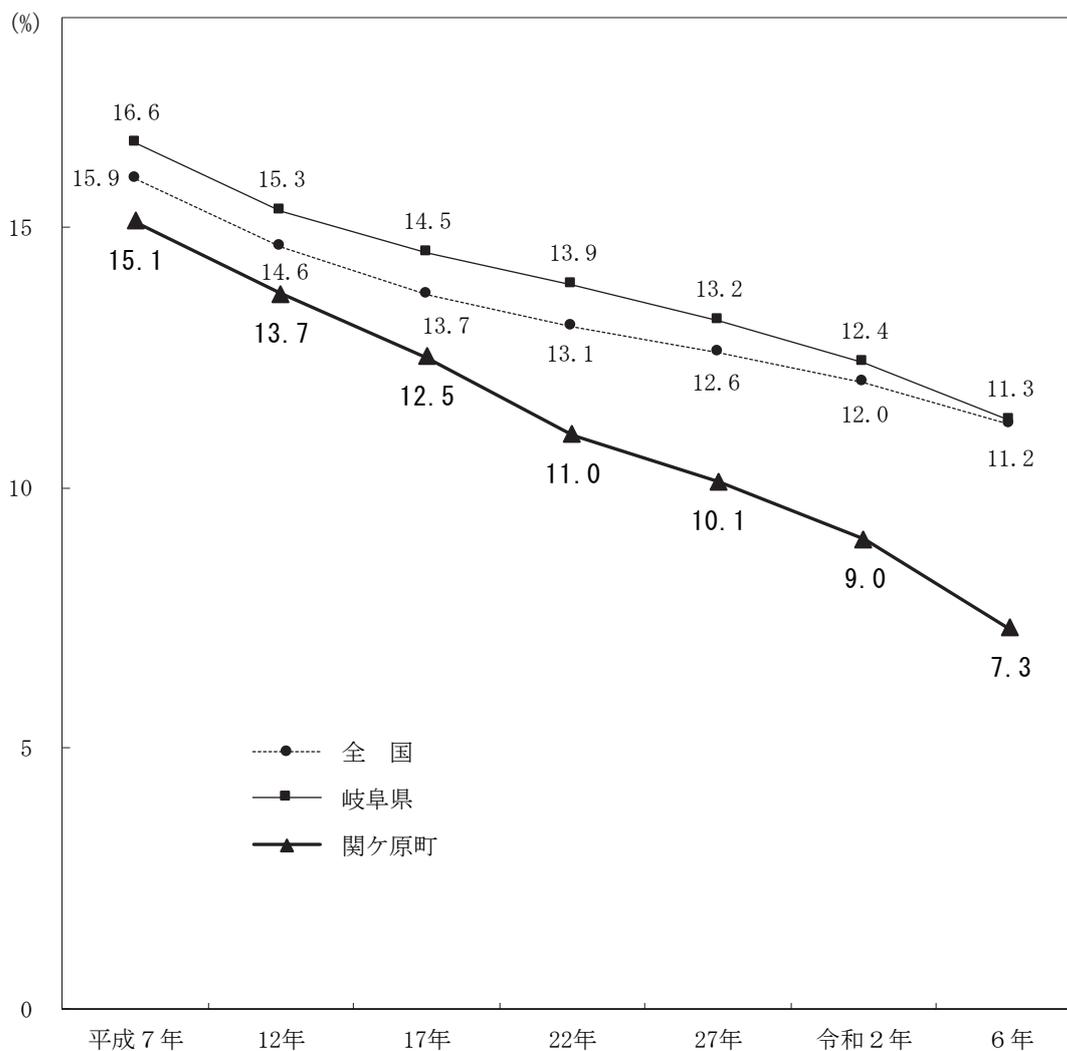


資料：令和2年までは「国勢調査」、令和6年の全国は総務省統計局「人口推計」（10月1日現在）、岐阜県は統計課「年齢別推計人口、四半期報」（10月1日現在）、関ヶ原町は「住民基本台帳人口」（10月1日現在）

(3) 年少人口の割合

年少人口（0～14歳）の割合を全国、岐阜県と比べると、岐阜県、全国を下回る割合で推移しています。また、その開きが年ごとに大きくなってきており、令和6年は、全国を3.9ポイント、岐阜県を4.0ポイント下回っています。

図表2-3 年少人口（0～14歳）割合の推移

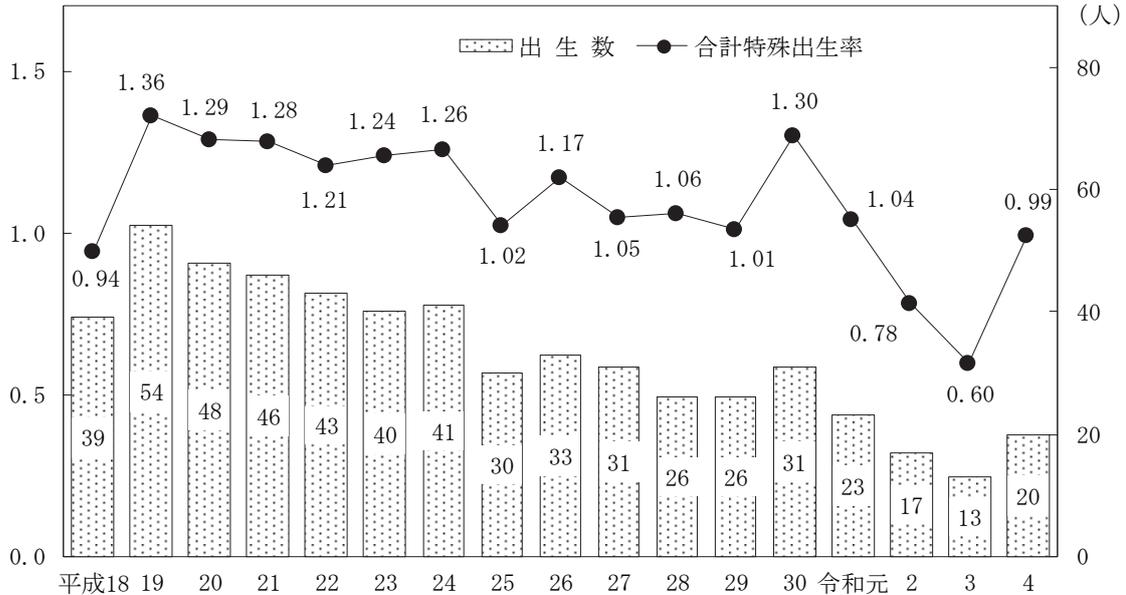


資料：令和2年までは「国勢調査」、令和5年の全国、令和6年の全国は総務省統計局「人口推計」（10月1日現在）、岐阜県は統計課「年齢別推計人口、四半期報」（10月1日現在）、関ヶ原町は「住民基本台帳人口」（10月1日現在）

(4) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本町における令和4年の出生数は20人です。平成19年に54人と比較的多くの出生がありました。その後は減少傾向にあります。平成25年以降は20～30人台で推移し、令和2年、3年は10人台となりましたが、令和4年は20人に増加しました。少子化の指標とされる合計特殊出生率は年によってかなり高低がありますが、令和2～4年は1を下回っています。

図表2-4 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：「西濃地域の公衆衛生」

(5) 国籍別外国人

国勢調査から、本町に在住している外国人の国籍をみると、これまで多かった中国が減少し、東南アジアのベトナム、フィリピンなどが多くなっています。

図表2-5 町内在住の外国人

単位：人

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
合計	67	103	99	95	99	139
韓国・朝鮮	29	25	17	16	12	13
中国	2	41	57	41	42	18
東南アジア・南アジア	3	13	3	21	34	61 [ベトナム 37 フィリピン 13 インドネシア 10 タイ 1]
アメリカ	1	-	1	1	1	-
ブラジル	19	16	20	14	6	26
ペルー	13	6	-	1	4	-
その他	-	2	1	1	-	21

資料：「国勢調査」

(6) 昼夜間人口

仕事などで町外に出ている流出口が流入人口よりも多く、夜間人口が昼間人口を上回っています。

図表2-6 昼夜間人口、比率

単位：人

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
(a)夜間人口	9,110	8,618	8,096	7,419	6,610
(b)流出口	2,762	2,515	2,392	2,165	2,033
(c)流入人口	1,882	1,954	2,086	1,955	1,921
(d)流入超過人口 (c)-(b)	△880	△561	△306	△210	△112
(e)昼間人口 (a)+(d)	8,230	8,057	7,790	7,209	6,498
(f)昼間人口指数 (e)/(a)	90.3	93.5	96.2	97.2	98.3

資料：「国勢調査」

2 世帯の状況

(1) 平均世帯人員

図表2-7は、平均世帯人員を全国及び岐阜県と比較したものです。比較的同居世帯が多い本町は、全国、岐阜県を上回っています。しかし、本町においても、全国、岐阜県と同様に世帯規模が年々縮小する傾向にあります。

図表2-7 平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
関ヶ原町	3.49	3.25	3.08	2.92	2.76	2.59
岐 阜 県	3.23	3.07	2.92	2.78	2.65	2.49
全 国	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33	2.04

資料：「国勢調査」

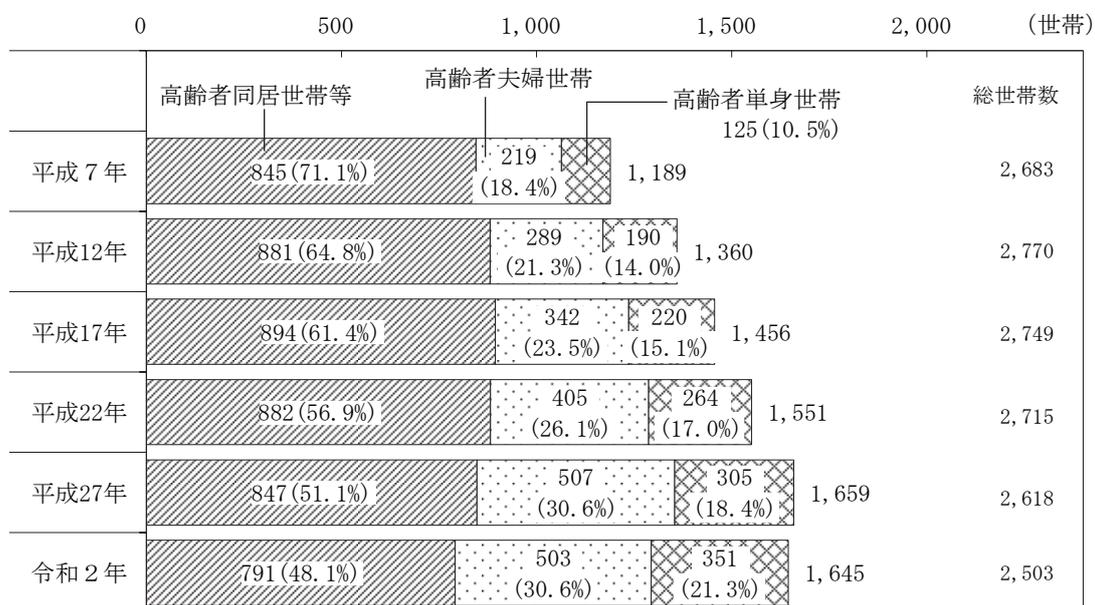
(2) 高齢者のいる世帯の推移

令和2年の国勢調査によると、本町の総世帯は2,503世帯で、うち高齢者のいる世帯は1,645世帯、65.7%を占めています。平成7年から平成27年の20年で高齢者のいる世帯は約1.4倍に増加してきましたが、令和2年は減少に転じています。

家族構成別にみると、高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか又は両方が65歳以上の夫婦のみの世帯）は平成27年と同じ割合となっていますが、高齢者単身世帯は世帯数、割合ともに増加

を続けています。高齢者同居世帯については、平成22年以降、世帯数、割合ともに低下しています。

図表2-8 高齢者のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」

(3) 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別にみると、351人中女性が234人、66.7%を占めています。また、年齢別では、65～74歳の前期高齢者が130人(37.0%)、75歳以上の後期高齢者が221人(63.0%)と後期高齢者が多くなっています。

図表2-9 性別・年齢別高齢者単身世帯

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
平成7年	36	37	32	12	8	125
平成12年	52	55	45	26	12	190
平成17年	41	57	57	39	26	220
平成22年	48	54	65	57	40	264
平成27年	64	52	65	69	55	305
令和2年	50	80	61	80	80	351
男性	21	39	18	17	22	117 (33.3)
女性	29	41	43	63	58	234 (66.7)

資料：「国勢調査」

(4) 高齢者夫婦世帯

高齢者夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、「夫70～74歳・妻65～69歳」が77世帯と最も多く、次いで「夫70～74歳・妻70～74歳」(76世帯)、「夫75～79歳・妻70～74歳」(61世帯)などの順となっています。夫婦ともに75歳未満の世帯は268世帯(53.3%)、夫婦ともに75歳以上の世帯は150世帯(29.8%)です。

図表2-10 高齢者夫婦世帯

単位：世帯

		妻						計
		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65歳未満	-	2	1	0	0	0	3
	65～69歳	55	38	6	0	0	0	99
	70～74歳	13	77	76	3	1	0	170
	75～79歳	1	9	61	33	3	1	108
	80～84歳	0	0	9	42	20	0	71
	85歳以上	0	0	1	6	26	19	52
	計	69	126	154	84	50	20	503

資料：「国勢調査」令和2年

(5) 子どものいる世帯

図表2-11は令和2年の国勢調査から子どものいる世帯の家族類型をみたものです。核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が56.7%、6歳未満親族のいる世帯が62.4%となっています。

本町の子どものいる核家族世帯の割合は、全国はもちろん、比較的核家族世帯の割合が低い岐阜県よりもかなり低くなっています。言い換えれば、本町は祖父母等との同居世帯が多いことが特徴となっています。

本町のひとり親世帯(他の世帯員がいる世帯は除く)は、母子世帯が9世帯、父子世帯が2世帯です。

図表2-11 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	不詳	再 掲		
		核家族世帯	その他				母子世帯	父子世帯	3世代世帯
関ヶ原町	2,503 (100.0)	1,420 (56.7)	425 (17.0)	12 (0.5)	644 (25.7)	2 (0.1)	9 (0.4)	2 (0.1)	312 (12.5)
18歳未満親族の いる世帯	420 (100.0)	245 (58.3)	172 (41.0)	2 (0.5)	1 (0.2)	- (-)	9 (2.1)	2 (0.5)	172 (41.0)
6歳未満親族 のいる世帯	125 (100.0)	78 (62.4)	46 (36.8)	1 (0.8)	- (-)	- (-)	2 (1.6)	- (-)	46 (36.8)
岐 阜 県	(100.0)	(57.3)	(12.1)	(0.7)	(29.4)	(0.5)	(1.1)	(0.1)	(8.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(77.9)	(21.6)	(0.5)	(0.1)	(-)	(4.6)	(0.5)	(21.0)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(81.6)	(17.9)	(0.5)	(-)	(-)	(2.2)	(0.1)	(17.5)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(0.3)	(1.2)	(0.1)	(4.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(-)	(5.4)	(0.6)	(12.2)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(-)	(2.6)	(0.1)	(10.0)

(注) 母子世帯、父子世帯は他の世帯員がいる世帯は除いています。

資料：「国勢調査」令和2年

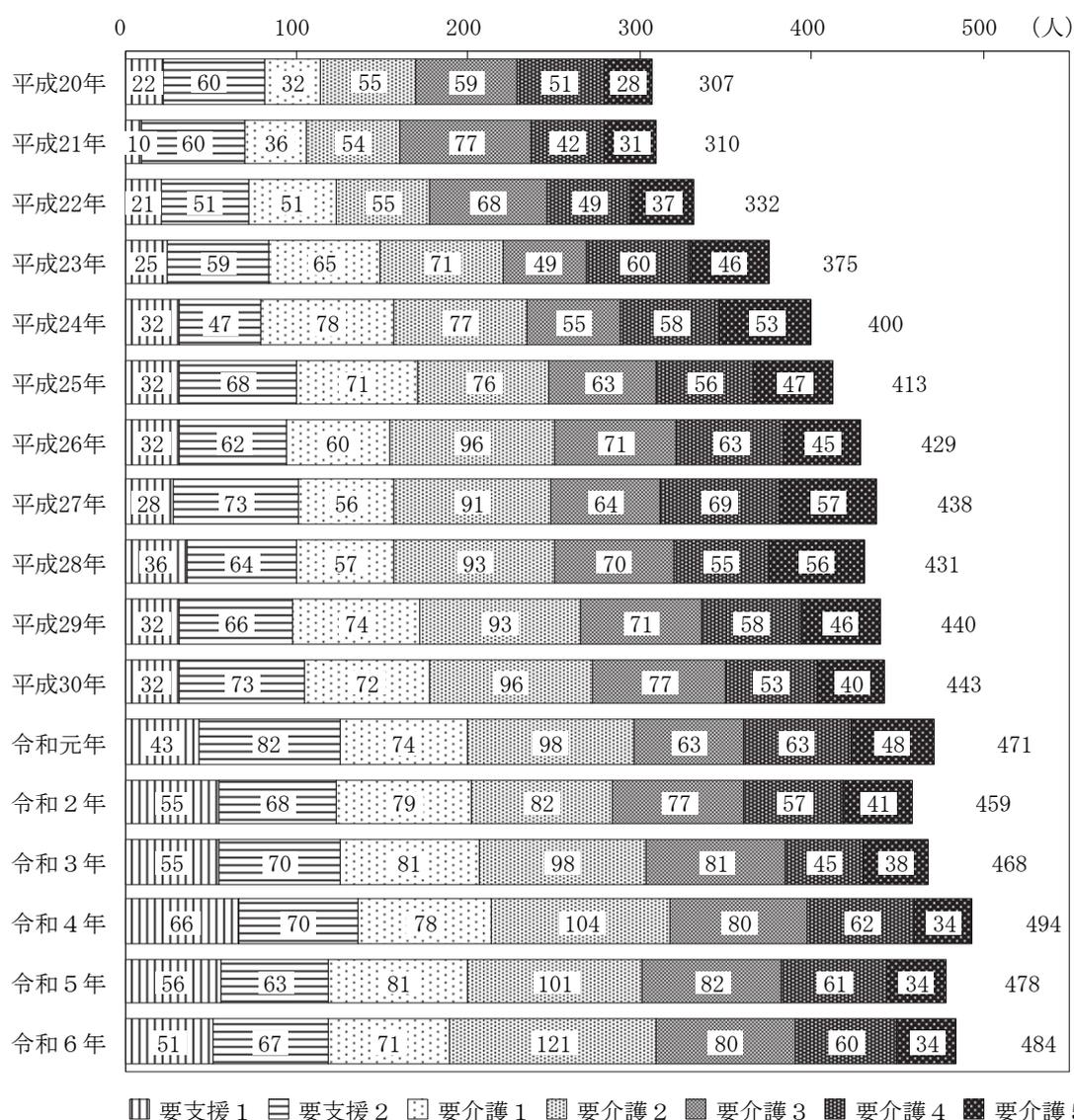
3 要援護者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

令和6年現在、要支援・要介護認定者数は484人です。平成20年と比べると、177人増加しています。認定者数は平成27年までは増加傾向にありましたが、平成28年は前年を下回りました。しかし、平成29年は再度増加に転じ、増減を繰り返しています。

要介護度別にみると、平成20年に比べて、要介護2が66人、要介護1が39人の大幅な増加となっています。

図表2-12 要支援・要介護認定者数の推移



(注) 各年4月末現在
資料：「介護保険事業状況報告」

(2) 障がいのある人の推移

令和6年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は433人です。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が291人、療育手帳所持者が80人、精神障害者保健福祉手帳所持者が62人となっています。令和元年以降の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります。

図表2-13 障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身体障害者手帳	328	326	327	308	297	291
療 育 手 帳	73	76	79	78	80	80
精神障害者保健福祉手帳	58	58	63	65	70	62
計	459	460	469	451	447	433

(注) 各年3月末日現在

(3) 生活保護世帯（人員）の推移

図表2-14は、本町の生活保護世帯（人員）の推移をみたものです。令和6年4月1日現在、保護世帯数は19世帯、保護人員は27人、保護率は4.32%となっています。

図表2-14 生活保護世帯（人員）の推移

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護世帯数（世帯）	21	16	17	17	16	19
保護人員（人）	27	20	21	22	21	27
保護率（%）	3.82	2.88	3.10	3.34	3.29	4.32

(注) 1 各年4月1日現在

2 %（パーミル）は1000分の1を表す単位です。

第3章 地域活動等の状況

1 当事者団体

(1) 子ども会

令和6年4月1日現在、36の単位子ども会があり、会員数は310人となっています。会員数は減少傾向にあります。

図表3-1 子ども会の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単位子ども会数	42	40	40	39	37	36
会 員 数(人)	435	415	393	372	338	310

(注) 各年度4月1日現在

(2) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。令和6年4月1日現在、26の老人クラブがあり、1,418人が加入していますが、加入率は低下しており、令和6年度は50%を下回っています。

図表3-2 老人クラブの会員数の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単位クラブ数	30	30	29	29	28	26
会員数(人)	1,848	1,861	1,771	1,708	1,562	1,418
加入率(%)	57	58	55	54	50	46
60歳以上人口(人)	3,229	3,221	3,211	3,178	3,125	3,092

(注) 各年度4月1日現在

(3) 障がい者団体

障がいのある人やその家族で結成している当事者団体は図表3-3のとおりです。

図表3-3 障がい者団体

団 体 名	人 数	活動内容・目的
身体障害者福祉協会 不破郡支部関ヶ原分会	100人	身体障がい者の自立更生親睦。身体の不自由な人同士が集い、社会復帰等の促進を図る。
視覚障害者福祉協会不 破支部(関ヶ原)	1人	会員相互の親睦とボランティアの人を通じての一般社会への参加を図る。県の行事参加。
障害児(者)を持つ親の 会(さくらんぼの会)	10人	定期的に茶話会を開催し、創作活動やレクリエーションを行う。また、町イベント時にはクッキーを作りバザーに参加するなど、親子同士の交流を図る。

(注) 令和6年4月1日現在

2 地域福祉関係団体

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は高齢者や障がいのある人等の相談に応じたり、地域福祉活動の推進、さらには関係行政機関との協力等の幅広い活動をしています。本町では、令和6年4月現在20人の民生委員・児童委員が活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として2人が主任児童委員に指名されており、地域の民生委員・児童委員と一体となった活動、民生委員・児童委員への必要な援助・協力、児童福祉関係機関との連携調整などを行っています。

(2) 福祉推進員

地域で問題をかかえて困っていたり、援助を求めている高齢者や障がいのある人などへの声かけや見守り活動を行う福祉推進員は、自治会から推薦され、社会福祉協議会が委嘱しています。本町では、おおむね25世帯に1人が委嘱され、令和6年4月現在、110人が活動しています。福祉推進員の任期は2年間です。

図表3-4 福祉推進員

単位：人

今須ブロック	関ヶ原1 ブロック	関ヶ原2 ブロック	関ヶ原3 ブロック	関ヶ原4 ブロック	合 計
17	24	19	19	31	110

(3) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。本町では、令和6年4月現在6人の保護司が活動をしています。保護観察官と協力して、更生を図るための指導、生活上の助言や就労の援助等の保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行っています。

(4) ボランティア

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、令和5年度末現在12団体、登録者数は275人です（図表3-5）。

各団体の主な活動内容は図表3-6のとおりです。

図表3-5 ボランティアセンター登録のボランティア数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団 体 数	14	14	13	13	13	12
延べ人数(人)	329	328	306	307	291	275
実 数(人)	236	219	214	218	207	198

(注) 各年年度末現在

図表3-6 ボランティア団体(町ボランティア連絡協議会加盟団体)

団 体 名	設立年度	会員数	活動内容・目的
関ヶ原町赤十字奉仕団	昭和40年	10人	寝たきり、独居老人友愛訪問など
関ヶ原町食生活改善協議会	昭和56年	21人	研修会、講習会、食事改善研修など
玉ふくしの会	平成元年	25人	地域ボランティア活動(いきいきサロン・六地藏尊清掃、生活改善運動など)など
さくらんぼの家ボランティアあしたば会	平成7年	16人	生活介護事業所「さくらんぼの家」の行事および作業手伝い
ボランティアれんげ	平成8年	11人	手作りおもちゃ製作、町内保育園訪問交流、講習会など
今須町筋災害ボランティア隊	平成14年	30人	ひとり暮らし、高齢者世帯などの災害に備えた見守りなど
野上自主防災隊	平成17年	23人	ひとり暮らし、高齢者世帯などの災害に備えた見守りなど
玉自主防災隊	平成19年	40人	ひとり暮らし、高齢者世帯などの災害に備えた見守りなど
池寺自主防災隊	平成20年	35人	ひとり暮らし、高齢者世帯などの災害に備えた見守りなど
災害ボランティアコーディネーター関ヶ原	平成24年	30人	災害ボランティアセンター設置の際、社協と連携し、運営、啓発活動など行う
憩いの郷「あん」	平成28年	24人	高齢者の憩いの場の提供
あのねの会	平成29年	10人	相手の気持ちに寄り添い、心を軽くする傾聴活動
合 計		275人	

(注) 令和5年度末現在

(5) NPO法人

町内のNPO法人は減少し、令和6年4月現在1法人となっています。

図表3-7 町内のNPO法人

名 称	認証年月	分 野	目 的
キートス	平成23年10月	障がい福祉	支援を必要としている障がい者とその家族に対して、地域でありふれた生活を送るために必要な事業を行い、障がい者が地域社会で自分らしく暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(6) 社会福祉法人

町内には次の社会福祉法人があります。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として社会福祉法に位置づけられています。

図表3-8 町内の社会福祉法人

名 称	事業・活動内容
杉和会	特別養護老人ホーム・デイサービスセンター
関ヶ原町社会福祉協議会	地域福祉活動・福祉教育・ボランティア活動の推進

(7) 社会福祉関係施設

町内で社会福祉に関するサービスを提供している事業所（施設）は次のとおりです。

図表3-9 町内の社会福祉関係施設等

高齢者福祉関係	障がい者（児）福祉関係
関ヶ原町在宅介護支援センター	関ヶ原町生活介護事業所 さくらんぼの家
関ヶ原町地域包括支援センター	関ヶ原町すぎの子園
関ヶ原町デイサービスセンター	就労継続支援B型事業所 さちの家
デイサービスセンター えりかの里	相談支援事業所 さちの家
関ヶ原町訪問介護ステーション	一虹
関ヶ原町訪問看護ステーション	児童福祉関係
特別養護老人ホーム 優・悠・邑	関ヶ原町放課後児童クラブ
グループホーム うららびより関ヶ原	認定こども園東保育園
有料老人ホーム かわせみ	認定こども園西保育園
訪問看護ステーションSKC	関ヶ原町子育てコミュニティー
訪問看護ステーションSKC-Help	
居宅介護支援事業所SKC-Plan	
(公社) 関ヶ原町シルバー人材センター	
関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所	

3 地域資源

町内には、次のような福祉、医療、教育等の関係施設があります。



4 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、住民参加のもと、さまざまな福祉サービス事業や地域福祉活動を展開しています。関ヶ原町社会福祉協議会では、主に次のような活動を行っています。

図表3-10 社会福祉協議会の主な活動

(地域福祉活動)	・買い物（外出）支援の実証実験
・福祉推進員活動	・しあわせ相談センター事業
・社協広報紙「しあわせ」の発行	・共同募金配分金事業
・ふれあい会食、ひとり暮らしのつどいの開催	・日常生活自立支援事業の実施
・その他各種福祉サービスの紹介	・ボランティアセンター事業
・いきいきサロン活動の支援	・子どもの学習支援事業
・命のバトンの配布	(福祉教育)
・ふくしフレンドパークの開催	・福祉協力校の指定（町内全小中学校）2校
・困りごとサポートセンター事業	・ボランティアスクール

(1) 広報啓発活動

① ふくしフレンドパークの開催

町内の福祉関係者が、子どもから高齢者まで誰もが楽しめるスポーツやゲームなどのコーナーを設け、ふれあいを深めることを目的として毎年開催しています。

② 社協だよりの発行

社会福祉協議会が行う活動・事業の紹介、地域福祉推進のための情報発信紙として、社協だより「しあわせ」を年6回、奇数月に発行し、全世帯に配布しています。

(2) 小地域福祉活動

① いきいきサロン活動

地域住民や各種団体の参加と協力のもと、閉じこもりがちな高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進を図るため、各地域においていきいきサロンが開催されており、令和5年度は34のサロンが活動しています。グラウンド・ゴルフなどの軽スポーツ、カラオケ、茶話会、健康講座など、サロンごとに独自の取組が行われ、高齢者だけでなく、三世代の活動も取り入れられています。

各サロンの代表者で構成される「いきいきサロン連絡協議会」を組織して、相互の情報交換・連携が行われています。

図表3-11 いきいきサロン活動

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン数(か所)	33	33	33	33	33	34
開催回数(回)	547	494	169	323	257	358
延べ参加者数(人)	7,089	6,413	1,981	4,084	3,854	5,355
子どもの延べ参加人数(人)	626	741	32	135	214	414

図表3-12 いきいきサロンの開催状況(令和5年度)

サ ロ ン 名	開催回数(回)	総参加者数(人)	サ ロ ン 名	開催回数(回)	総参加者数(人)
山中いきいきサロン	16	227	サロンはなみずき	13	257
藤下いきいきサロン	10	117	陣場野サロン会	16	148
いきいきサロン松尾	8	223	小池いきいきサロン	2	23
いきいきサロン若宮	17	293	小関いきいきサロン	8	178
柴井いきいきサロン コスモスの会	5	45	池寺イキイキサロン	19	149
西町一いきいきサロン	3	46	バモス緑ヶ丘	8	92
いきいきサロン西町二	3	33	いきいきサロン玉	26	638
中町いきいきサロン	5	70	門前わいわいサロン	9	59
ふくふく六反田	26	186	今須中町わいわいサロン	9	101
公門二いきいきサロンにこにこ会	13	138	今須西町ほのぼのサロン	7	93
公門五いきいきサロン	7	51	サロン車返し	5	111
いきいきサロン公門六	18	364	竹之尻ほほえみ会	13	174
いきいきサロン東町	6	172	いきいきサロン花草会	6	134
東町北いきいきサロン	15	140	貝戸和囲和囲サロン	5	78
野上いきいきサロン	9	700	下明いきいきサロン	5	39
大高いいきいきサロンよろまい会	9	227	平井いきいきサロン	16	144
秋葉いきいきサロン	11	270	祖父谷いきいきサロン 金曜会	10	46
			合 計 (34サロン)	358	5,355

(注) 総参加者数は子どもを含む。

(3) 福祉教育・ボランティア活動の振興

① 福祉協力校の指定

児童・生徒が福祉への関心と理解を高め、思いやりの心を育むことができるよう、町内の小中学校を福祉協力校に指定し、その活動に対して補助をしています。

活動の状況については、社協だより「しあわせ」の中で「福祉協力校だより」として掲載しています。

② ボランティアセンター

ア ボランティア登録状況

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、令和5年度末現在12団体、登録者数は275人です（図表3-5参照）。

イ ボランティアの養成

社会福祉協議会では、小中学生や教職員を対象としたボランティアスクール、各種活動別ボランティアの養成講座・研修を開催し、ボランティアの養成や、ボランティア活動に必要な知識技術習得を推進しています。令和2年度のボランティアスクールは新型コロナウイルスの流行により中止し、翌年以降は人数を調整して実施しました。

図表3-13 ボランティアの養成

単位：人

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
傾聴講座		25	-	-	-	11	-
学習支援		12	-	-	-	-	-
災害ボランティアコーディネート		-	-	-	-	20 17	-
ボランティ アスクール	小中学生	99	78	-	38	26	21
	教職員	12	10	-	-	-	-
困りごとサポーター養成講座・フォローアップ研修		-	-	-	-	40	-

ウ ボランティアセンターだより

ボランティアについての情報を提供し、活動の状況を知らせるとともに、住民のボランティアや福祉への関心を高めていくため、社協だより「しあわせ」にボランティアセンターだより「さわやか」を掲載しています。

(4) 福祉推進事業

① 福祉用具貸し出し

在宅の高齢者や障がい者を対象として、在宅生活に必要な福祉用具の貸出を行っています。令和2年度からは、車いすのみ貸し出しをしています。

図表3-14 福祉用具貸し出し

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベッド（台）	1	1	-	-	-	-
車いす（台）	7	6	1	2	0	1

② 介護用品の支給

歳末たすけあい募金の配分金を活用して、在宅の要介護高齢者や障がい者を対象に、介護用品（紙おむつ）の支給を行っています。

図表3-15 介護用品の支給

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙おむつ（人）	39	38	41	41	54	42

③ ふれあい会食

70歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象にふれあい会食を実施しています。令和2年度・3年度は「独居高齢者見守りネットワーク」事業に、令和4年度以降は「ふれあいの集い」事業に変更しています。

図表3-16 ふれあい会食

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	2	2	1	1	1	1
参加者数（人）	55	48	231 （対象者）	231 （対象者）	67	81

④ ひとり暮らしのつどい

70歳以上のひとり暮らしの高齢者の日帰り旅行を実施し、互いの親睦を図る機会を提供しています。令和3年度より対象者を70歳以上の高齢者に変更し、高齢者リフレッシュ事業として実施しています。

図表3-17 ひとり暮らしのつどい

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（人）	28	35	56	30	33	27

⑤ 介護者サロン

在宅介護者を対象に、日頃の介護疲れを癒しリフレッシュしていただくとともに、介護者同士の交流や情報交換を目的に開催しています。

図表3-18 介護者サロン

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	2	2	-	-	1	2
参加者数（人）	18	19	-	-	5	9

⑥ 移送サービス事業

要介護高齢者、身体障がい者などで、日常的に車いすを使用するなど公共交通機関を利用することが困難な人の社会参加を促進するため、福祉有償運送（移送サービス事業）を実施しています。

図表3-19 移送サービス事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	69	82	71	84	77	71
延べ利用者（回）	521	537	450	574	529	337
1日平均利用者（回）	2.15	2.22	1.86	2.38	2.19	1.39
利用料金（千円）	1,348	1,199	646	1,009	744	468

⑦ 困りごとサポート事業

生活支援体制整備事業として、登録サポーターを派遣し、ゴミ出し、掃除、買い物代行など、日常の軽微な困りごとの支援を行っています。

平成30年10月から買い物（外出）支援を実証実験として行っています。令和3年度より利用できる曜日を週3回に増やし行っています。

図表3-20 困りごとサポート事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録サポーター（人）	17(1団体)	18(1団体)	18	19	23	23
利用登録者（人）	18	23	27	38	40	59
サポーター派遣回数（回）	23	33	38	39	42	31
延べサポーター人数（人）	36	61	63	52	55	39
延べ買い物支援利用者(人)	31	104	90	76	89	65

⑧ その他の社会福祉協議会単独事業

そのほか、障害児（者）を持つ親の会運営費助成、さくらんぼの家保護者会運営費助成、保育園保護者会運営助成、いきいきサロン三世代活動費助成などの助成金の交付を行っています。

⑨ 町からの委託等事業

ア 関ヶ原町生活介護事業所さくらんぼの家

町の小規模授産施設「さくらんぼの家」の管理・運営を行ってきましたが、平成31年4月から障害福祉サービスの生活介護事業所を指定管理者として管理・運営し、サービスを提供しています。

イ 関ヶ原町高齢者温泉利用料金助成事業（委託）

高齢者の外出や交流の機会を提供し、高齢者の健康の保持増進、保健の向上を図ることを目的として、温泉の利用料金を助成する事業を、町から委託を受けて実施しています。

図表3-21 関ヶ原町高齢者温泉利用料金助成事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	115	183	201	210	222	234
利用累計（人）	1,739	2,354	1,246	1,396	1,551	1,444
売り上げ枚数（枚）	2,220	2,716	1,396	1,358	1,520	1,651

(5) 生活福祉資金・福祉貸付金

① 生活福祉資金（県委託事務）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意欲を促進して、安定した生活を送れるよう、必要に応じた資金の貸付けを行うとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会が必要な援助指導を行います。

図表3-22 生活福祉資金 ※特例貸付を除く

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	10	9	17	9	9	16
貸付件数（件）	1	2	1	0	1	0

② 生活困窮者自立支援事業

岐阜県社協と協定を結び、相談支援員が生活に困っている人（生活保護を受けていない人）からの相談を受け、必要な情報提供・助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行っています。

図表3-23 生活困窮者自立支援事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）	4	3	9	8	7	6

(6) しあわせ相談センター事業

① 心配ごと相談

しあわせ相談センターでは、毎月10日と第3土曜日に心配ごと相談を開設し、日常のあらゆる心配ごとに関する相談を専門の相談員が受けています。また、毎月第3土曜日には弁護士相談を実施しています。

図表3-24 心配ごと相談・弁護士相談

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	24	22	20	22	24	24
相談件数(件)	26	52	44	53	42	62

② 巡回相談

相談員が地域へ出向いて巡回相談を行っています。令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため、中止しました。

図表3-25 巡回相談

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数(回)	3	4	-	-	-	1
相談件数(件)	2	10	-	-	-	2

◆巡回相談…各地区の集会場などで心配ごと相談所を開設。来所が困難な人は訪問。

③ 結婚相談

毎月第3土曜日に結婚相談所を開設し、結婚相手を求めている人の相談に応じ、出会いの場を提供しています。また、県のぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークに参画しています。

図表3-26 結婚相談

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	12	11	10	9	12	12
相談件数(件)	18	15	26	7	6	7

(7) 日常生活自立支援事業、成年後見制度

令和6年4月1日現在の日常生活自立支援事業の利用者は3人、令和6年8月1日現在の成年後見制度の利用者は6人となっています。成年後見制度の内訳は、後見が4人、保佐が1人、補助が1人です。

(8) 共同募金・歳末たすけあい募金

配分金は、社協広報紙、ふくしフレンドパーク、ふれあい会食、ひとり暮らしのつどい、紙おむつの支給、生活介護事業所の支援、友愛訪問助成、命のバトン配付事業、子育て支援などに使われています。令和4年度より「赤い羽根募金」と「歳末たすけあい募金」を併せて一元化し、募金活動を行っています。

図表3-27 共同募金・歳末たすけあい募金

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同募金	募金額(千円)	1,210	1,211	1,100	1,119	2,053	2,050
	配分金(千円)	641	556	539	441	755	670
歳末たすけ あい募金	募金額(千円)	971	944	858	858	-	-
	配分金(千円)	860	849	981	862	1,063	846

- ◆命のバトン…ひとり暮らし高齢者、昼間独居の高齢者などが急病になった時に、救急隊員やかけつけた人に持病やかかりつけの病院などの情報をより早く確実に知らせるために、必要な情報を記入した用紙を入れ、自宅の冷蔵庫に常備するための専用のケース。

第4章 住民の意識・地域の課題

1 住民福祉意識調査結果の概要

「第4次関ヶ原町地域福祉計画」（社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を含む）の策定に先立ち、目指すべき福祉のまち、地域の福祉課題、ボランティア活動などについて住民の皆さんの意見をお聞きし、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

① 調査対象

関ヶ原町にお住まいの18歳以上の人1,000人（無作為抽出）

② 調査方法

郵送配布・郵送回収

③ 調査期間

令和5年11月14日～令和5年11月30日

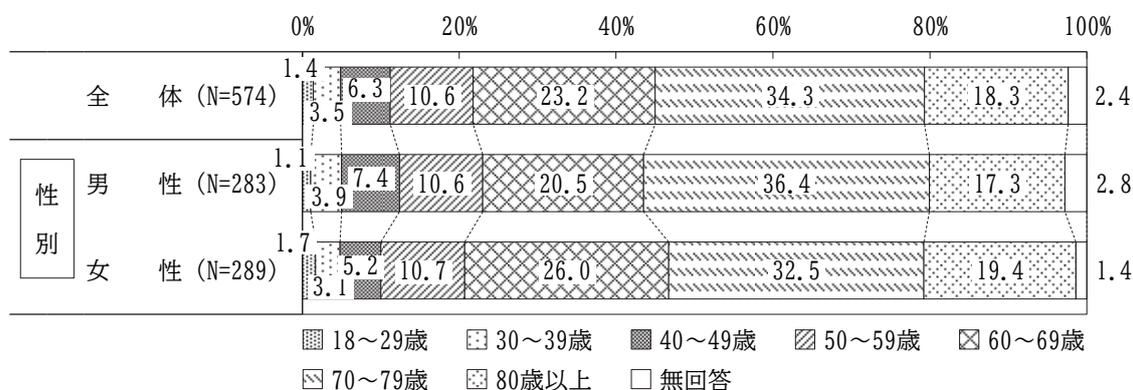
④ 回収結果

有効回答数 574 (57.4%)

(1) 年 齢

回答者の年齢は、「70～79歳」が最も高く、34.3%を占めています。これに80歳以上（18.3%）を加えた<70歳以上>が52.6%を占めています。

図表4-1 年齢別

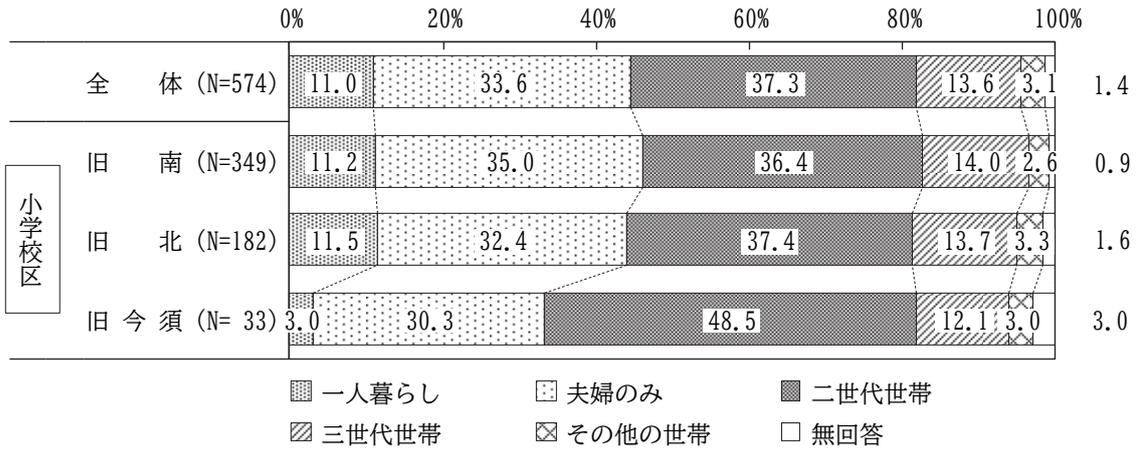


(2) 世帯類型

回答者の世帯類型は、親と子の「二世帯世帯」が37.3%と最も高く、次いで「夫婦のみ」(33.6%)、「三世帯世帯」(13.6%)、「一人暮らし」(11.0%)の順となっています。

小学校区別にみると、いずれの校区も「二世帯世帯」が最も高く、特に旧今須小学校区は48.5%を占めています。

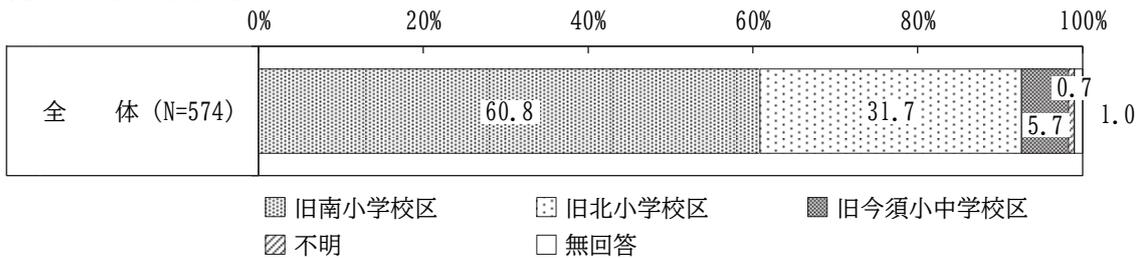
図表4-2 世帯状況



(3) 居住地（旧小学校区）

回答者の居住地（旧小学校区）をみると、旧南小学校区が60.8%を占めており、旧北小学校区が31.7%、旧今須小（中）学校区が5.7%となっています。

図表4-3 小学校区

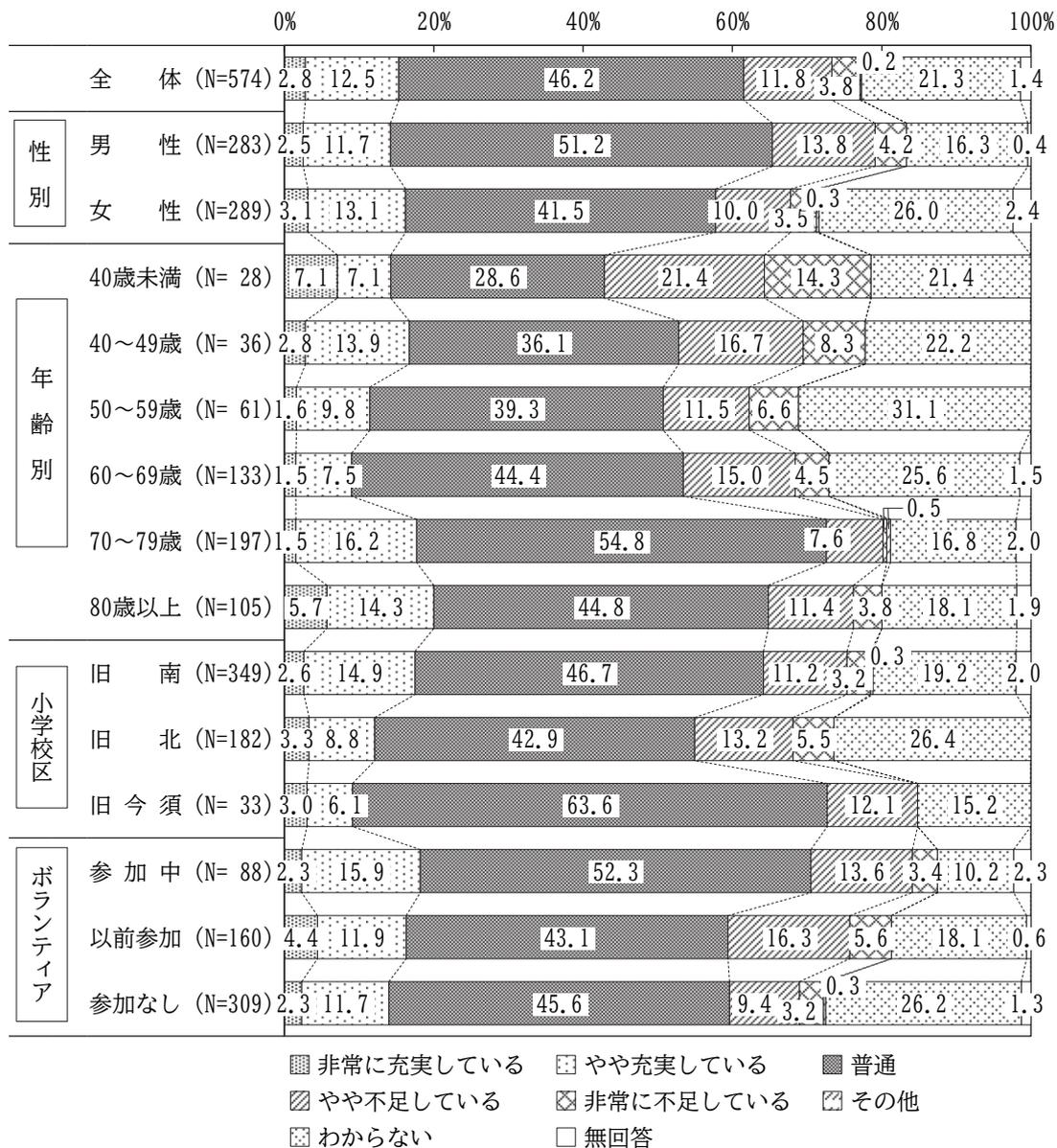


(4) 関ヶ原町の福祉水準

関ヶ原町の現在の福祉（公的・非公的な福祉サービスも含め）についてどのように感じているかをたずねたところ、「普通」が46.2%と最も高くなっています。「非常に充実している」「やや充実している」を合計した＜充実している＞は15.3%、「やや不足している」「非常に不足している」を合計した＜不足している＞は15.6%となっており、＜充実している＞＜不足している＞はほぼ同率となっています。

年齢別にみると、＜不足している＞は40歳未満が最も高くなっています。

図表4-4 関ヶ原町の福祉水準

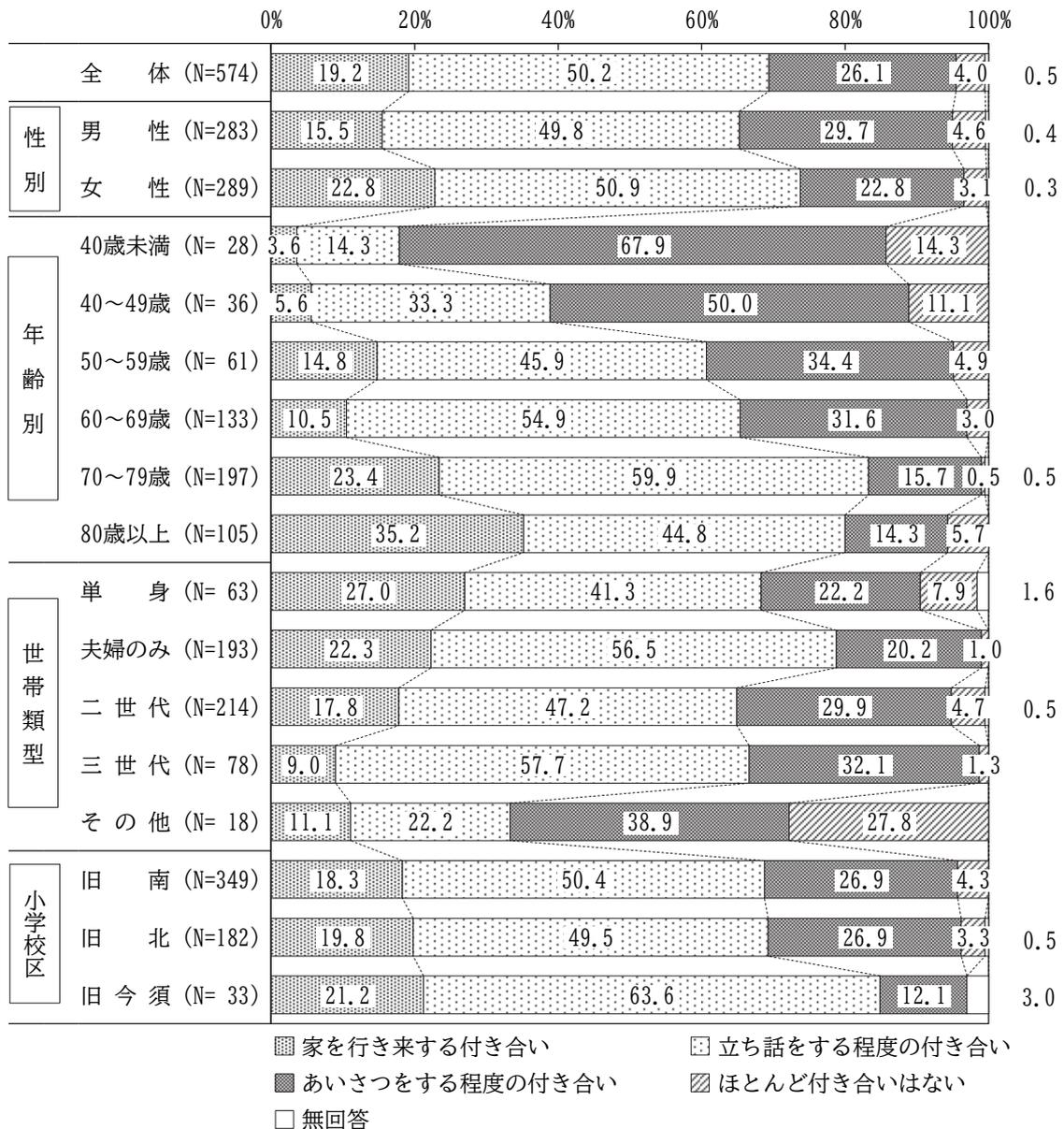


(5) 近所づきあい

近所づきあいについてたずねたところ、「立ち話をする程度のつきあい」が50.2%と最も高く、次いで「あいさつをする程度のつきあい」が26.1%となっています。「家を行き来するつきあい」と「立ち話をする程度のつきあい」を合計した<比較的濃いつきあい>は69.4%です。

<比較的濃いつきあい>は、性別では女性が高く、年齢別では年齢が上がるにしたがって高くなる傾向にあり、70歳以上では80%以上となっています。小学校区別では旧今須小学校区が高くなっています。

図表4-5 近所づきあい

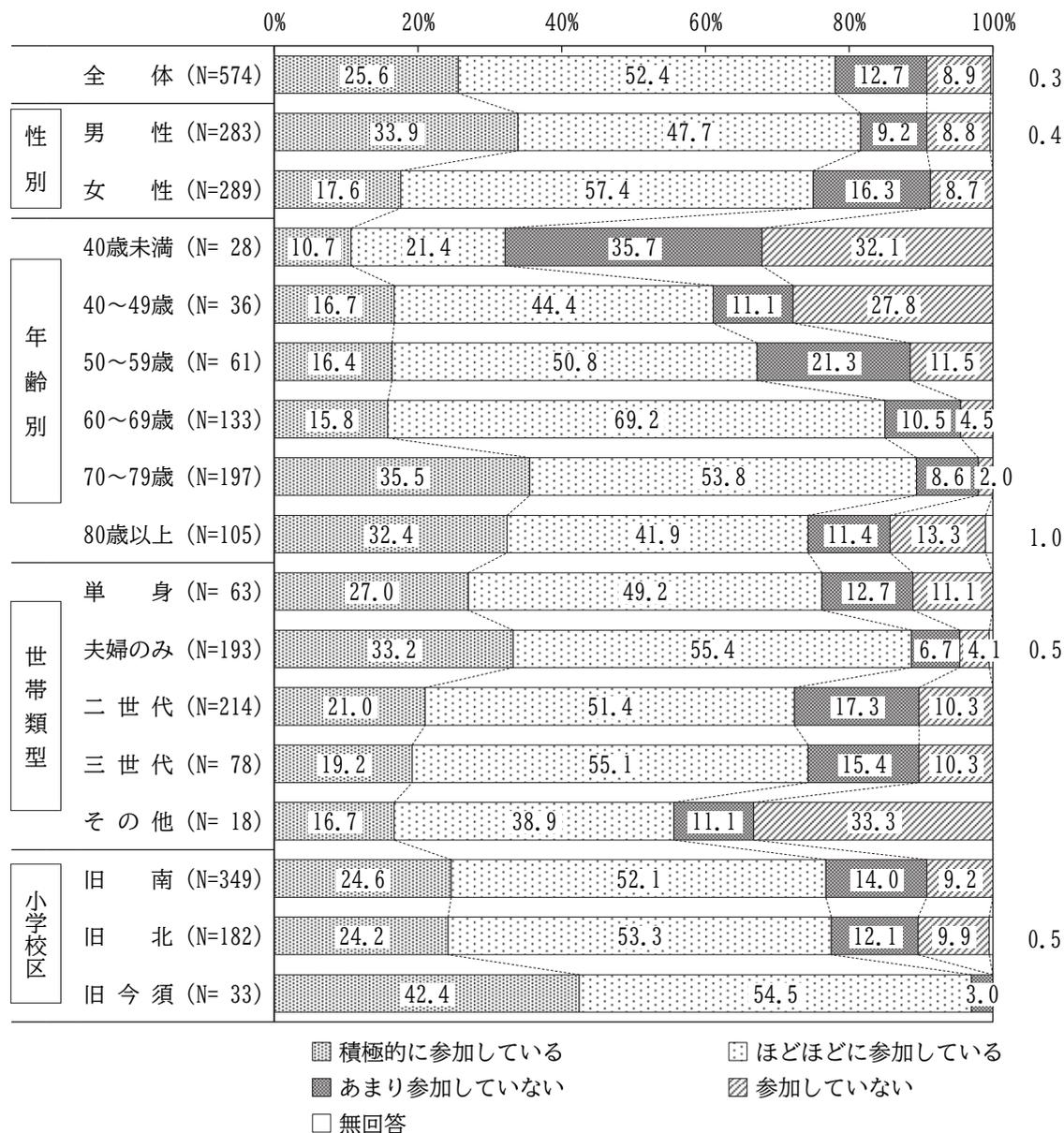


(6) 地域活動や行事への参加状況

地域の活動や行事への参加については、「ほどほどに参加している」が52.4%を占めており、これに「積極的に参加している」(25.6%)を加えた<参加している>は78.0%です。

<参加している>は、性別では男性が高く、年齢別では60～69歳、70～79歳が80%を上回っています。小学校区別では旧今須小学校区が96.9%と非常に高くなっています。

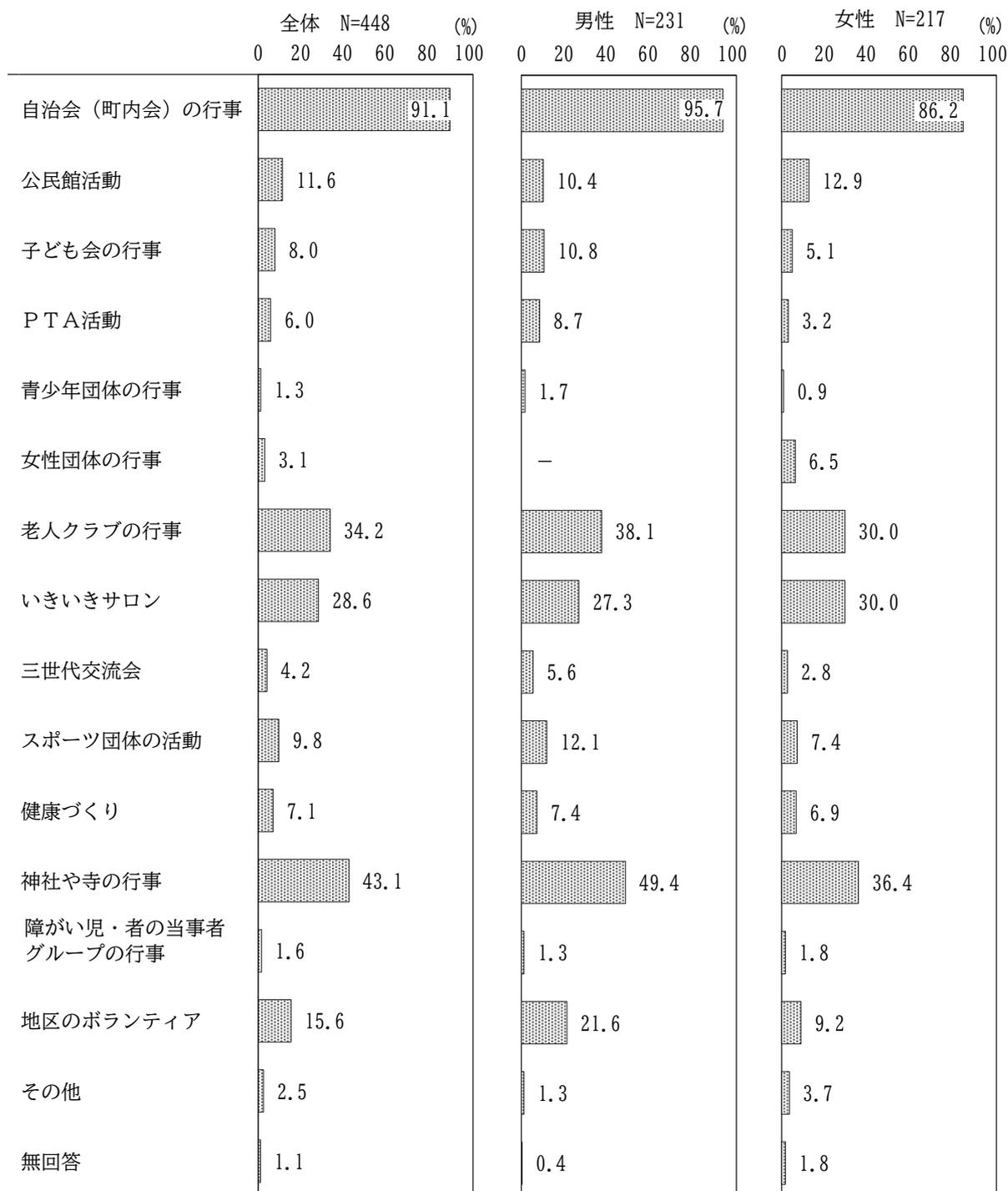
図表4-6 地域活動や行事への参加状況



(7) 参加している地域活動や行事

前問で地域の活動や行事に「積極的に参加している」「ほどほどに参加している」と答えた人に、どんな活動や行事に参加しているかをたずねたところ、「自治会（町内会）の行事」が91.1%と最も高くなっています。次いで「神社や寺の行事」「老人クラブの行事」「いきいきサロン」などの順となっています。

図表4-7 参加している地域活動や行事（複数回答）



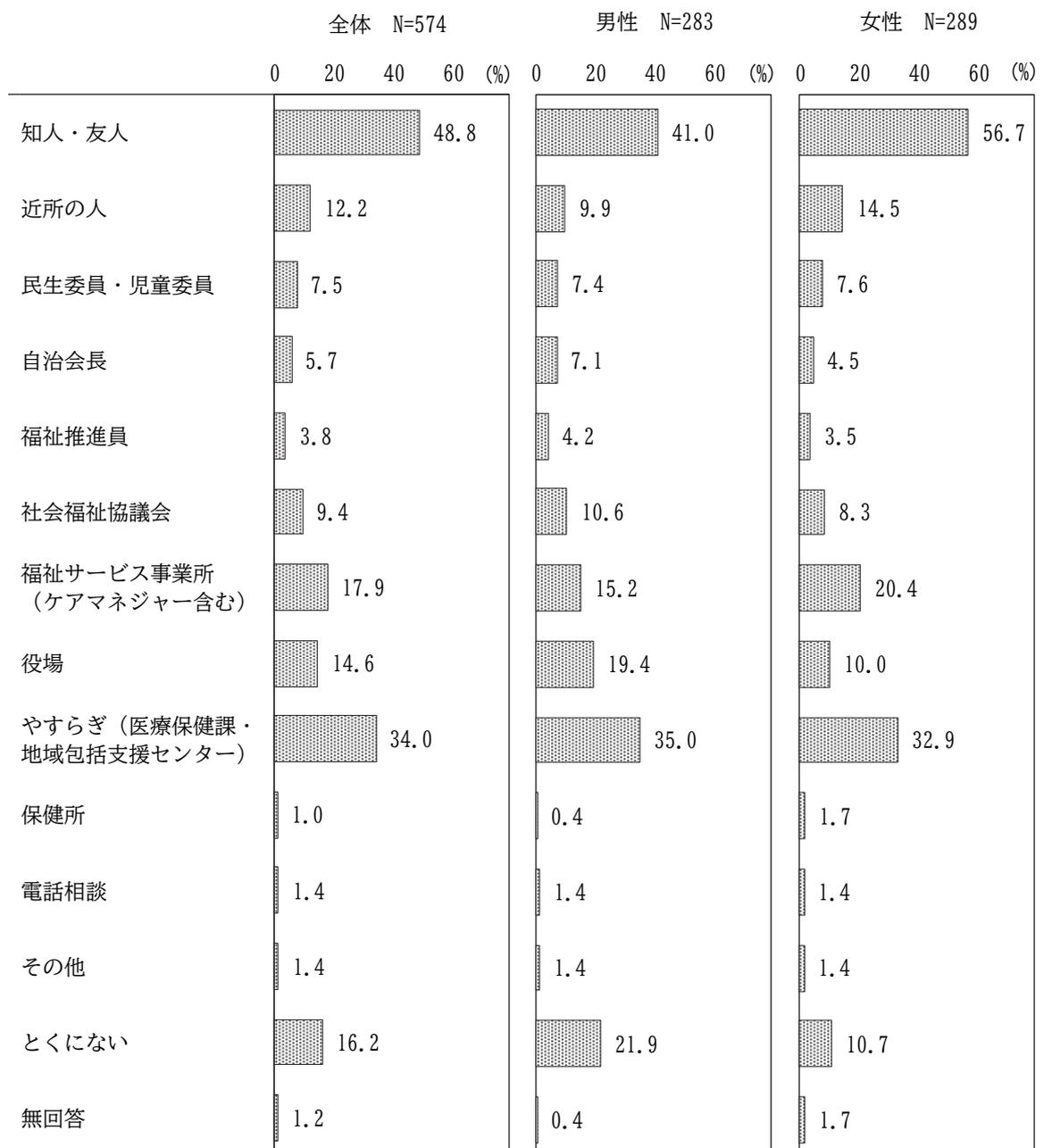
(8) 相談相手

介護や生活、心の問題等で困った場合に、家族、親族以外では誰に相談するかをたずねたところ、「知人・友人」が48.8%と最も高く、次いで「やすらぎ（医療保健課・地域包括支援センター）」が34.0%となっています。

電話相談としては「弁護士」、その他としては「病院（2人）」「会社の人」「弁護士」などが記載されていました。

性別にみると、女性は男性より「知人・友人」「福祉サービス事業所」が5ポイント以上高く、男性は「役場」が高くなっています。

図表4-8 相談相手（複数回答）

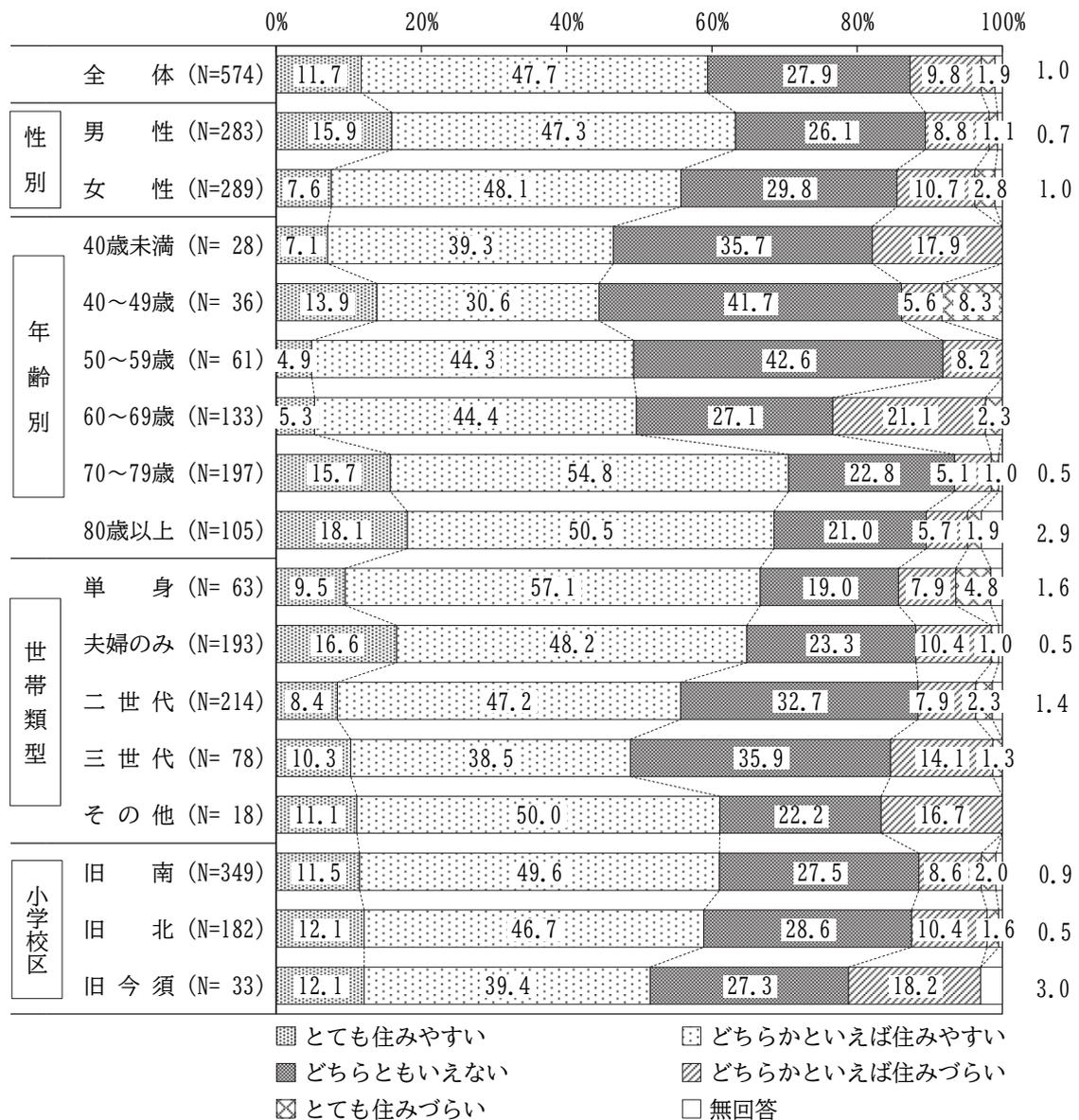


(9) 地域の住みやすさ

住んでいる地域（旧小学校区）の住みやすさについては、「どちらかといえば住みやすい」が47.7%と最も高く、これに「とても住みやすい」（11.7%）を加えた＜住みやすい＞は59.4%です。「どちらかといえば住みづらい」（9.8%）と「とても住みづらい」（1.9%）を合わせた＜住みづらい＞は11.7%となっており、＜住みやすい＞が＜住みづらい＞を47.7ポイント上回っています。

＜住みやすい＞は、性別では男性が女性より高く、年齢別にみると70歳以上が70%前後と高く、70歳未満は40%台にとどまっています。世帯類型別では、三世代世帯が40%台と最も低く、小学校区別にみると、旧今須小学校区が最も低くなっています。

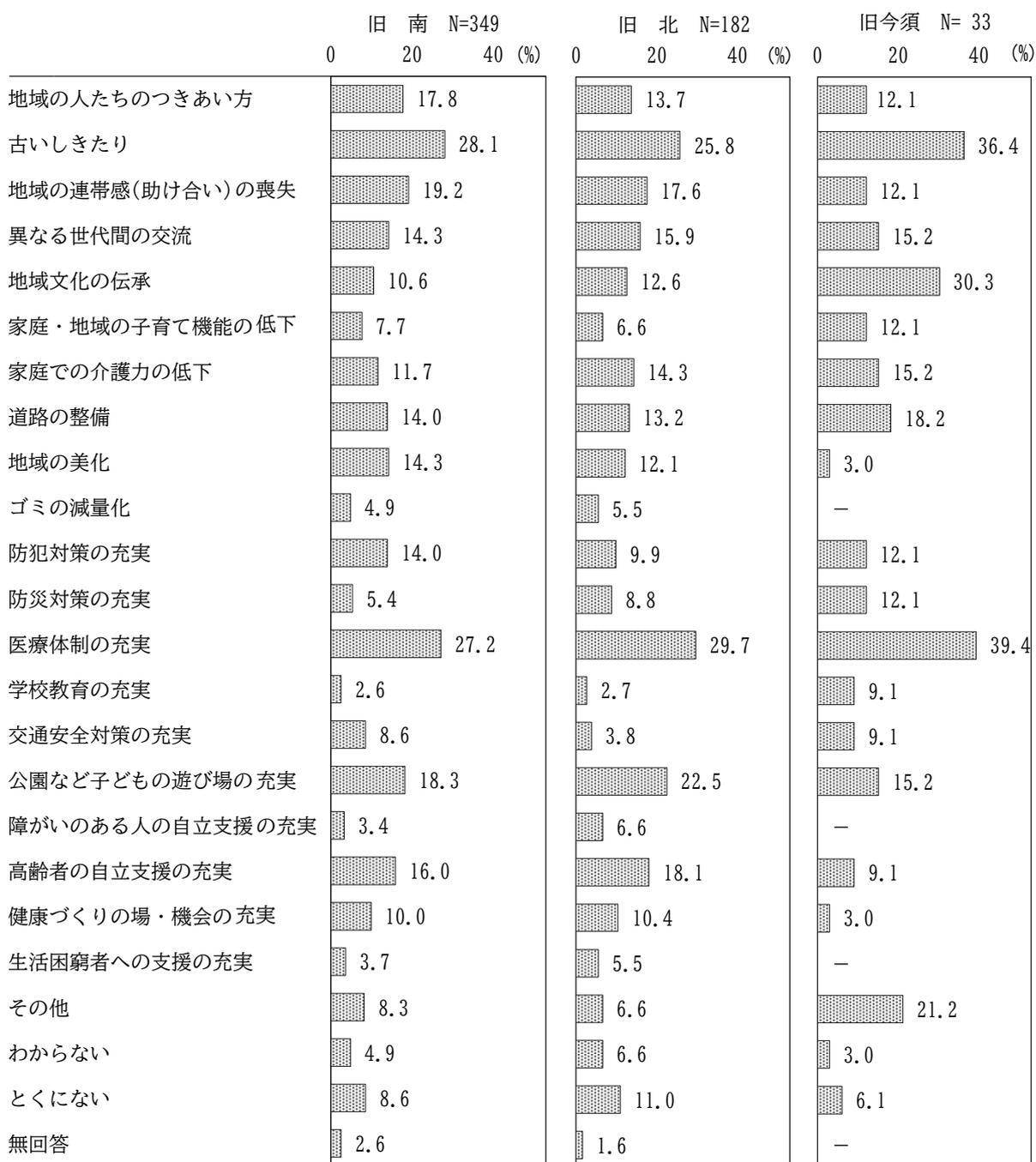
図表4-9 地域の住みやすさ



(10) 地域の課題や問題点

「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」という設問に対しては、旧北小学校区、旧今須小学校区は「医療体制の充実」が最も高く、次いで「古いしきたり」の順となっています。旧南小学校区は「古いしきたり」「医療体制の充実」の順となっています。そのほか、旧今須小学校区の「地域文化の伝承」が高いこと、旧北小学校区の「公園など子どもの遊び場の充実」が高いことなどが特徴としてあげられます。

図表4-10 地域の課題や問題点（小学校区、複数回答）

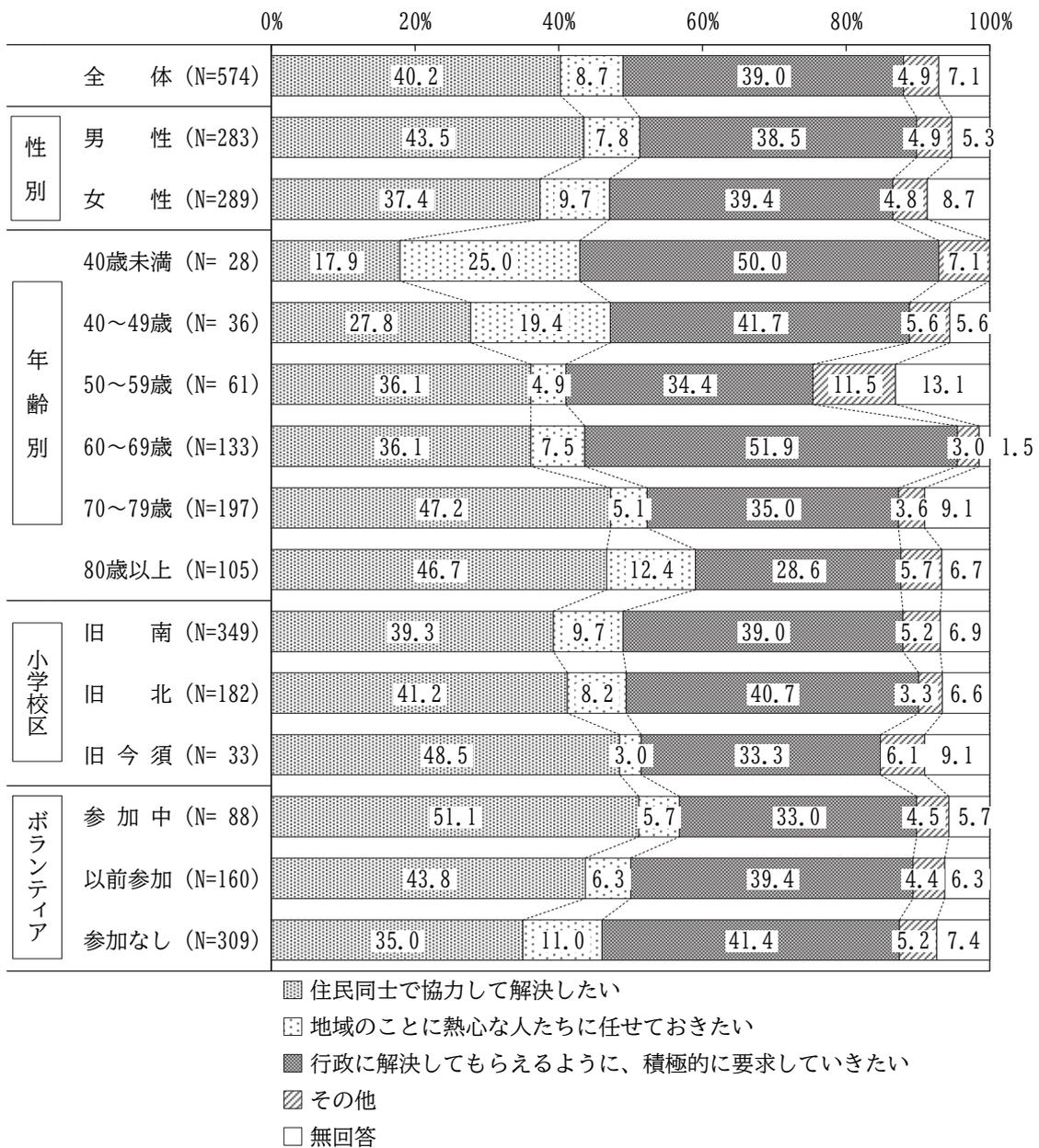


(11) 地域の課題の解決法

「あなたは、住んでいる地域で困っていることや問題になっていることを、どのような方法で解決するのがよいと思いますか」という設問に対しては、「自分たちの生活に関わることで、住民同士で協力して解決したい（住民主体型）」が40.2%と最も高く、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい（行政依存型）」も39.0%とほぼ同率となっています。

「住民主体型」が高いのは、性別では男性、年齢別では70歳以上、小学校区別では旧今須小学校区です。ボランティアの活動状況別にみると、参加中が50%を上回っています。

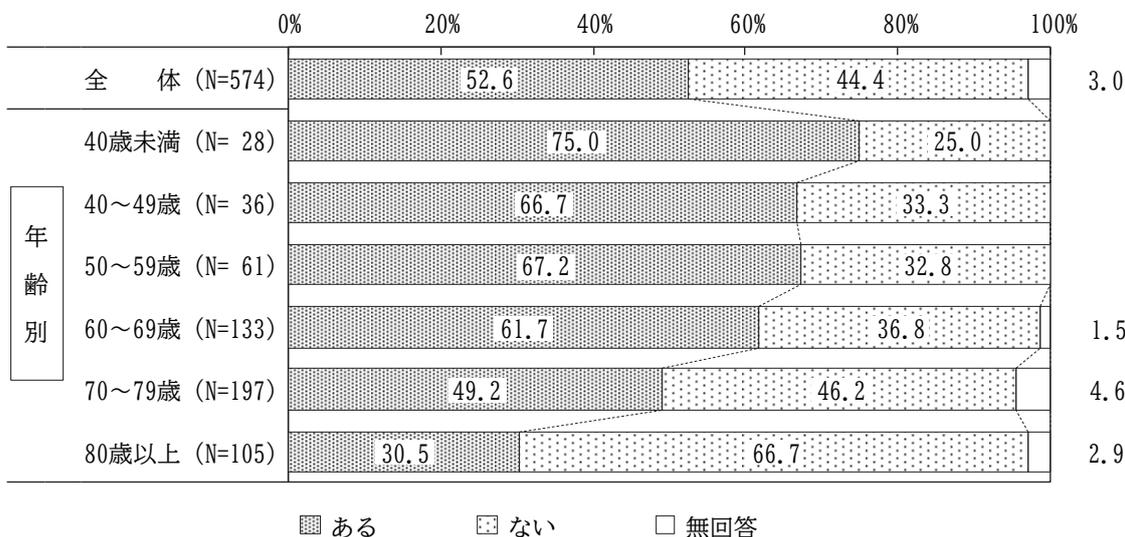
図表4-11 地域で困っていることや問題になっていることの解決法



(12) 障がいのある人に対する差別・偏見があると感じたこと

障がいのある人に対する差別や偏見が社会にあると感じたことが「ある」が52.6%となっています。「ある」は、年齢が低いほど高くなり、40歳未満では75.0%となっています。

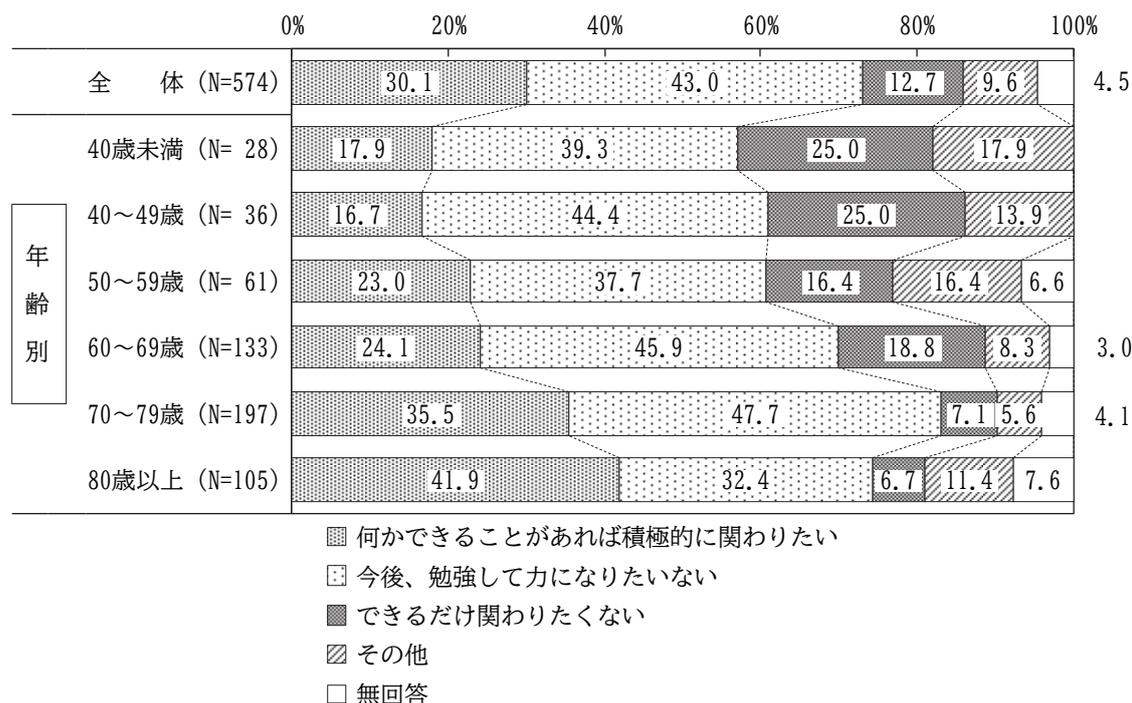
図表4-12 障がいのある人に対する差別・偏見があると感じたこと



(13) 認知症の人との関わり

認知症の人が近所にいた場合、どう行動するかについては、「今後、勉強して力になりたい」が43.0%と最も高く、次いで「何かできることがあれば積極的に関わりたい」(30.1%)となっており、合計した＜支援したい＞は73.1%です。「できるだけ関わりたいくない」は12.7%です。＜支援したい＞は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向にあります。

図表4-13 認知症の人との関わり方

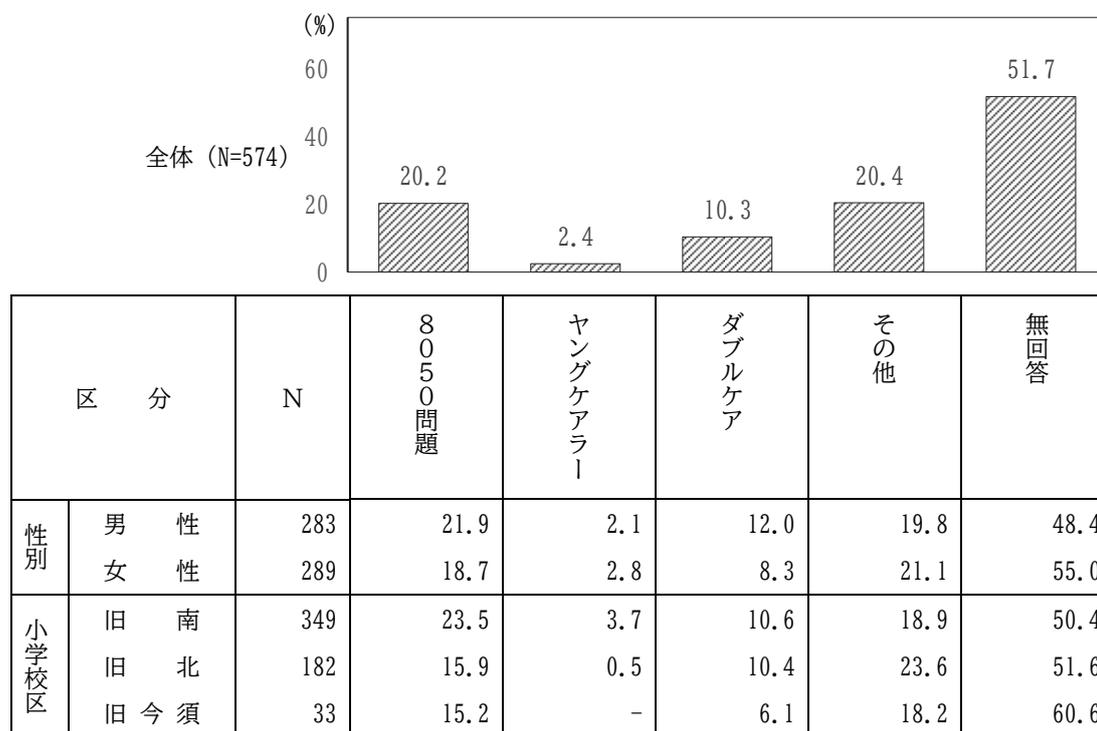


(14) 複合的な課題

「近年は、福祉課題が複合化・複雑化してきていると言われます。あなたの近くに次のような問題を抱えて困っている人や家庭がありますか（見たり聞いたりした）」という設問に対しては、「8050問題（80代の親が50代の子ども（引きこもりなど）の生活を支えている）」が20.2%、「ダブルケア（子育てと親や親族の介護を同時に担う状態）」が10.3%、「ヤングケアラー（大人に代わって家事や家族の世話などを日常的に行っているこども）」が2.4%となっています（図表4-14）。「その他」として、図表4-15の内容が記載されていました。

図表4-14 複合的な課題

単位：Nは人、他は%



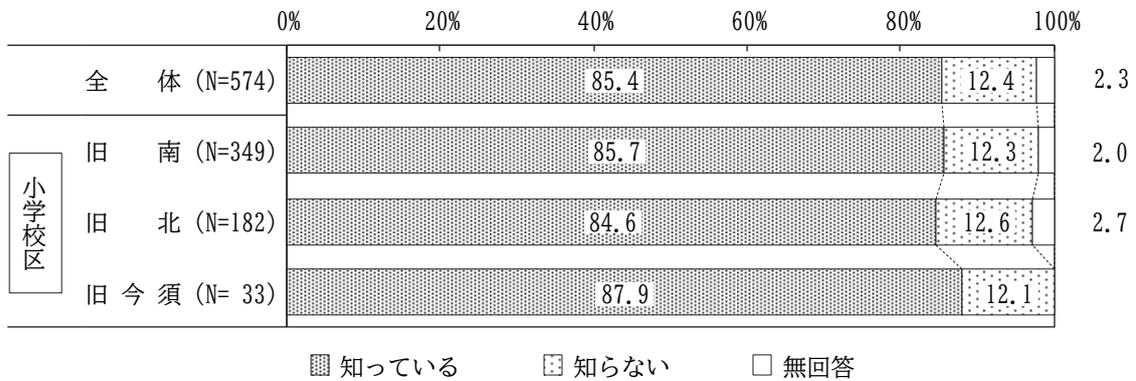
図表4-15 複合的な課題（その他）

<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者の増加（5人） ・老々介護（3人） ・高齢者だけの世帯が多く、これから先の生活が何かと心配（2人） ・一人暮らしで足が不自由な方がいる。ゴミ出し等支援している ・一人暮らしの老人を隣の親戚が世話をしている ・普通に親の介護 ・親の介護のために離職する ・夫婦だけの世帯が多いので、将来的に老々介護の問題が出るのでは ・高齢者が増えている ・通院や買い物に行くことが困難な老人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が80代なのに子どもは離れて暮らす ・DV。50歳過ぎの息子が母親に暴力。やすらぎの人に来てもらったが、その後どうなったか？ ・介護している人に虐待 ・夫婦が認知症になっており、町の方で助けてあげてほしい ・結婚せずにいつまでも家族と一緒に生活している ・生活困窮者 ・身内のことで精一杯 ・自分で動ける間は自分でやっていきたい ・知っているならばできることはしたい ・個人情報に入り込めていない
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(15) 地区の避難場所の認知度

地区の避難場所を知っているかたずねたところ、「知っている」が85.4%となっています。

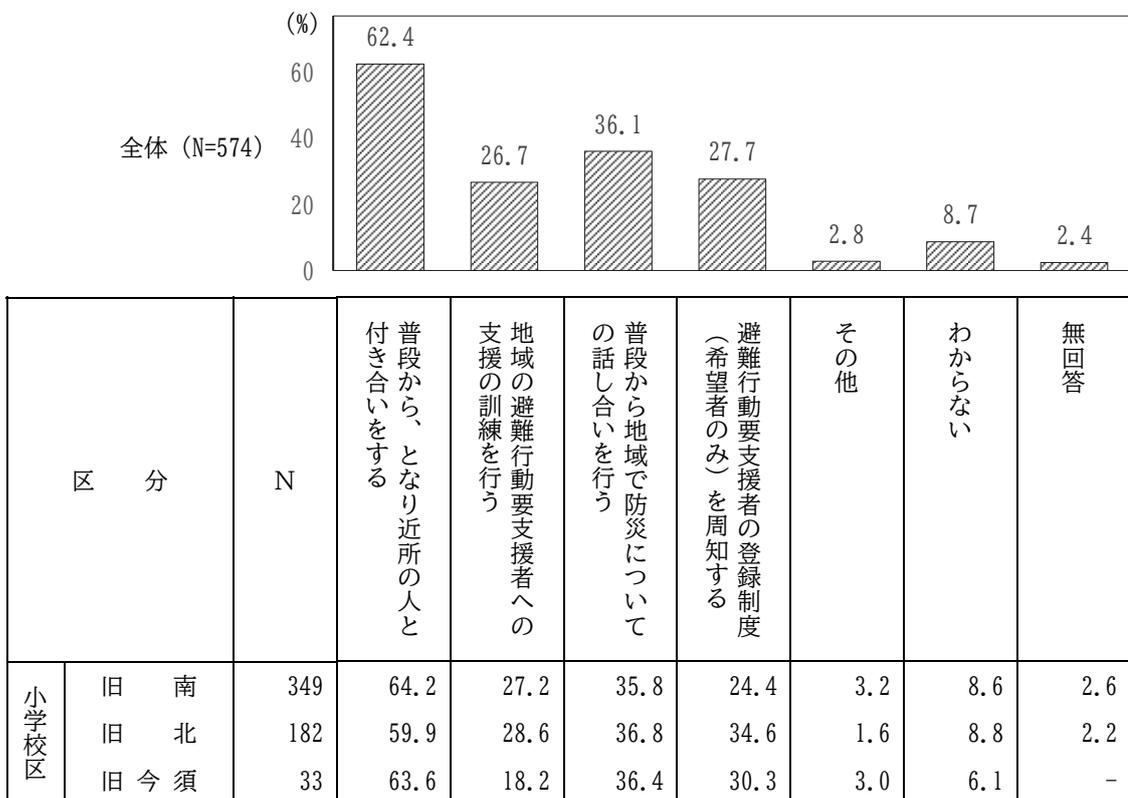
図表4-16 地区の避難場所の認知度



(16) 避難行動要支援者の避難等の支援を行うために必要なこと

「地震や豪雨などの災害時、最も人命を救うことのできるのは身近な地域の救助活動、助け合いです。特に、高齢者だけの世帯や障がいのある人のいる世帯などは災害時等に支援が必要です。どのようにすれば、避難等の支援ができると思いますか」という設問に対しては、「普段から、隣近所の人と付き合いをする」が最も高くなっています。

図表4-17 避難行動要支援者の避難等の支援を行うために必要なこと（複数回答） 単位：Nは人、他は%



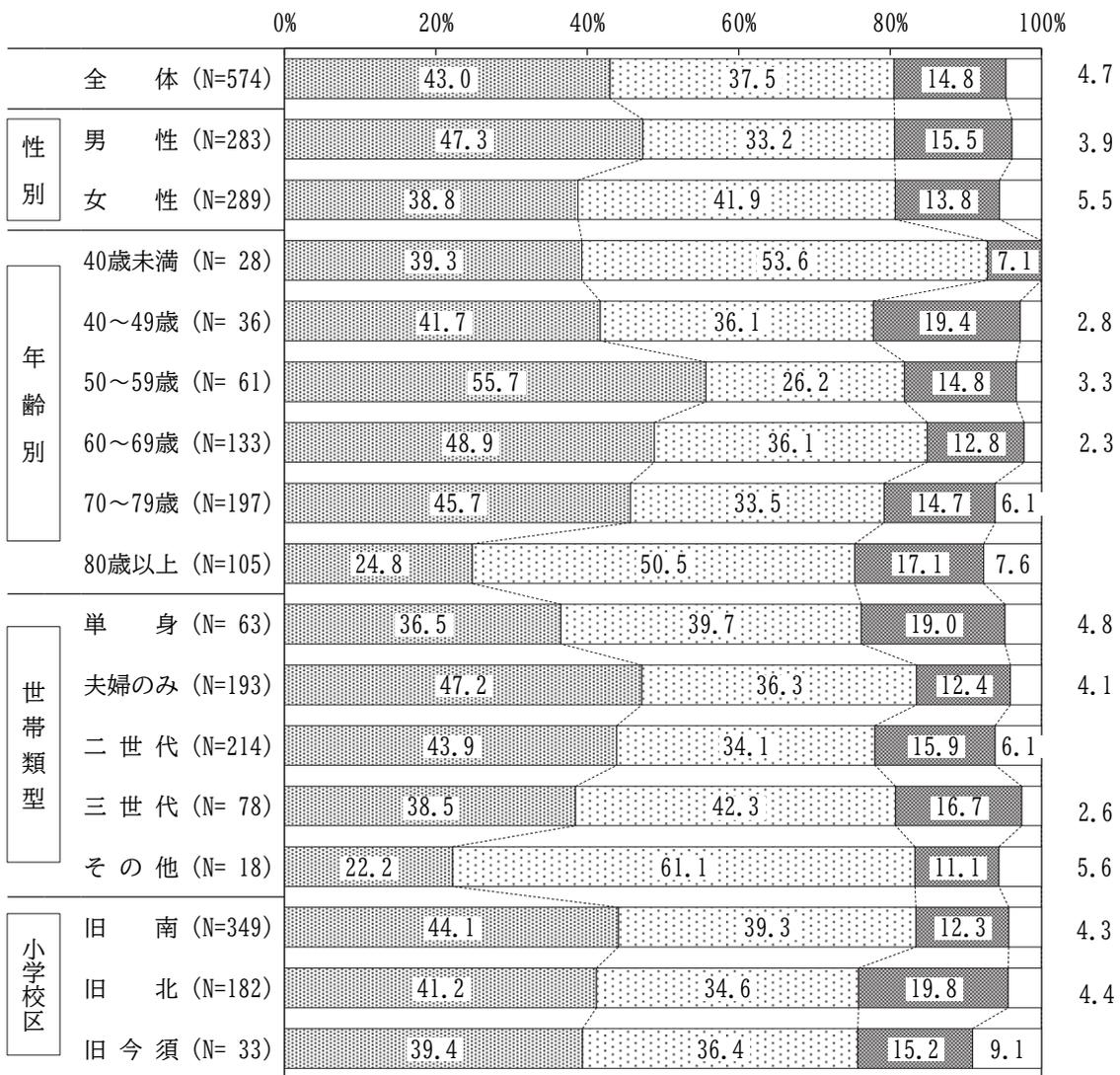
(17) 避難行動要支援者の支援員としての協力

「ご近所の障がいのある人や介護を必要とする高齢者が、避難行動要支援者として登録された場合、あなたは登録された人の支援員（地域住民2～3人で避難等を支援する）となることができるか」という設問に対しては、「支援員として協力できる（協力している）」が43.0%となっています。

「支援員として協力できる」が高いのは、性別では男性、年齢別では50～59歳、世帯類型別では夫婦のみの世帯で47%以上となっています。

「支援員としては協力できない」が高いのは、年齢別の40歳未満・80歳以上、世帯類型別のその他の世帯で50%を上回っています。

図表4-18 避難行動要支援者の支援員となってもらえることができるか



■ 支援員として協力できる（協力している）
 □ 支援員としては協力できない
 ■ その他
 □ 無回答

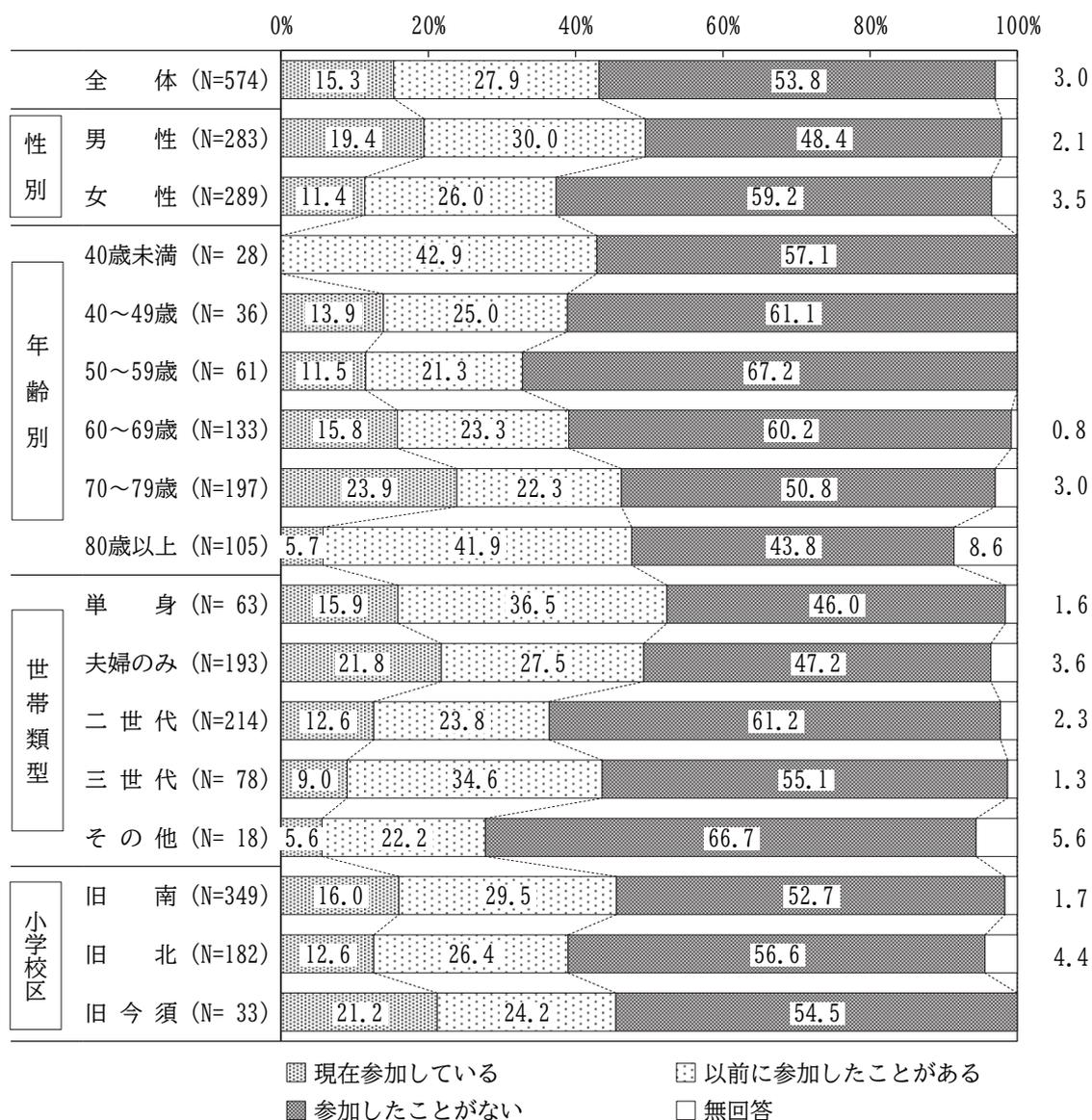
(18) ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動の参加状況は、「現在参加している」(15.3%)と「以前に参加したことがある」(27.9%)を合わせた<参加経験がある>は43.2%です。

「現在参加している」は、年齢別の70~79歳、世帯類型別の夫婦のみの世帯、小学校区別の旧今須小学校区が20%を上回っています。

<参加経験がある>は単身世帯が50%以上の高い割合となっています。

図表4-19 ボランティア活動の参加状況

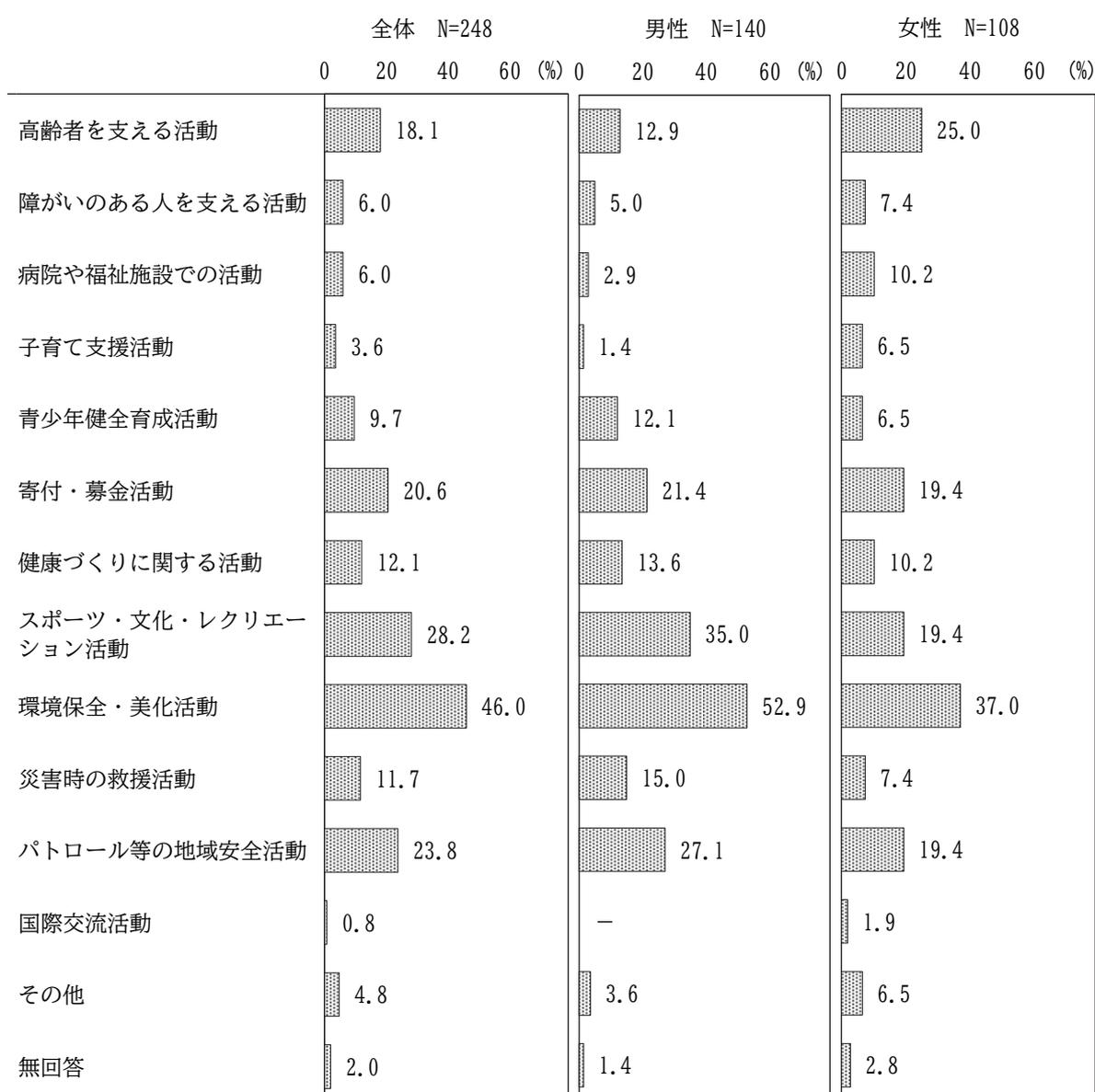


(19) ボランティア活動の内容

前問でボランティア活動に「現在参加している」または「以前に参加したことがある」と答えた人に、どんな活動や行事に参加しているかをたずねたところ、「環境保全・美化活動」が46.0%と最も高く、「スポーツ・文化・レクリエーション活動」「パトロール等の地域安全活動」「寄付・募金活動」も20%以上となっています。

性別にみると、男女ともに「環境保全・美化活動」が最も高くなっています。男性は女性に比べて「環境保全・美化活動」「スポーツ・文化・レクリエーション活動」が10ポイント以上高く、女性は「高齢者を支える活動」が男性より10ポイント以上高くなっています。

図表4-20 ボランティア活動の内容（全体、複数回答）

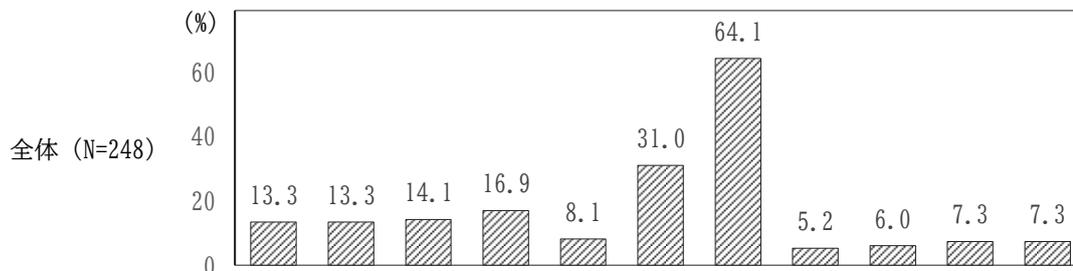


(20) ボランティア活動の問題点

ボランティア活動に「現在参加している」または「以前に参加したことがある」と答えた人に、活動や行事を継続、充実するにあたっての問題点をたずねたところ、「ボランティアの高齢化」が64.1%と最も高く、次いで「ボランティアが集まらない」の順となっています。

図表4-21 ボランティア活動の問題点（複数回答）

単位：Nは人、他は%



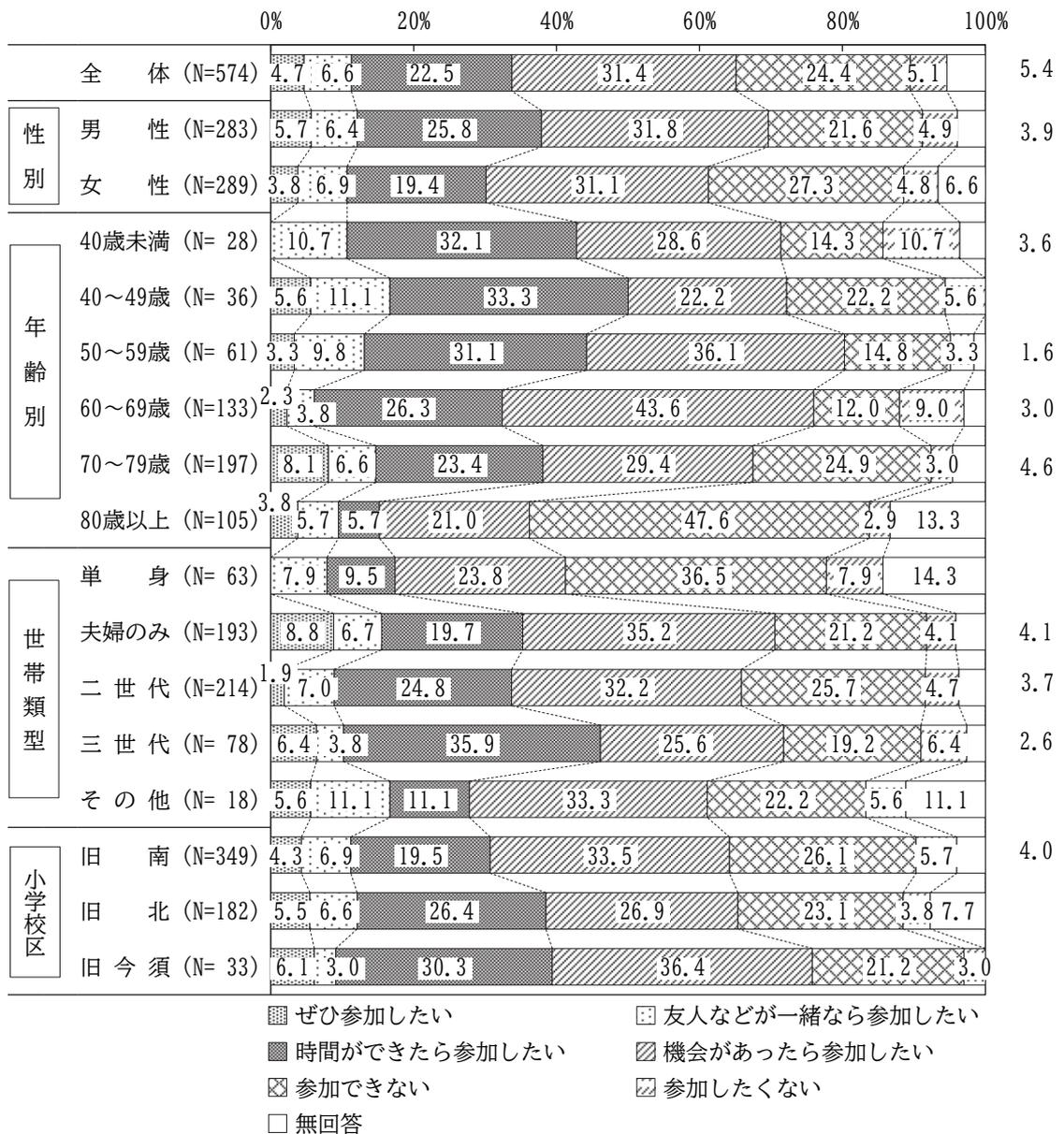
区分		N	活動の場の確保がむずかしい	活動資金の確保がむずかしい	ボランティアリーダーの育成がむずかしい	地域の理解、協力を得るのがむずかしい	ボランティア同士の情報交換の場がない	ボランティアが集まらない	ボランティアの高齢化	研修の場がない	家族や職場など周りの人の理解が得にくい	その他	無回答
性別	男性	140	13.6	15.7	15.0	18.6	10.0	33.6	65.7	5.0	7.1	5.7	5.0
	女性	108	13.0	10.2	13.0	14.8	5.6	27.8	62.0	5.6	4.6	9.3	10.2
小学校区	旧南	159	15.1	13.8	12.6	15.7	8.2	32.7	66.7	3.8	6.9	6.3	6.3
	旧北	71	9.9	12.7	15.5	16.9	9.9	26.8	59.2	8.5	1.4	9.9	9.9
	旧今須	15	13.3	13.3	26.7	33.3	-	33.3	73.3	-	13.3	-	-

(21) ボランティア活動の参加意向

ボランティア活動への参加意向をたずねたところ、「ぜひ参加したい」という強い希望は4.7%です。これに「友人などが一緒なら参加したい」(6.6%)、「時間ができたら参加したい」(22.5%)、「機会があったら参加したい」(31.4%)を加えた＜参加意向＞は65.2%となります。

＜参加意向＞が高いのは、年齢別の50～69歳、小学校区別の旧今須小学校区で75.0%を上回っています。

図表4-22 ボランティア活動の参加意向

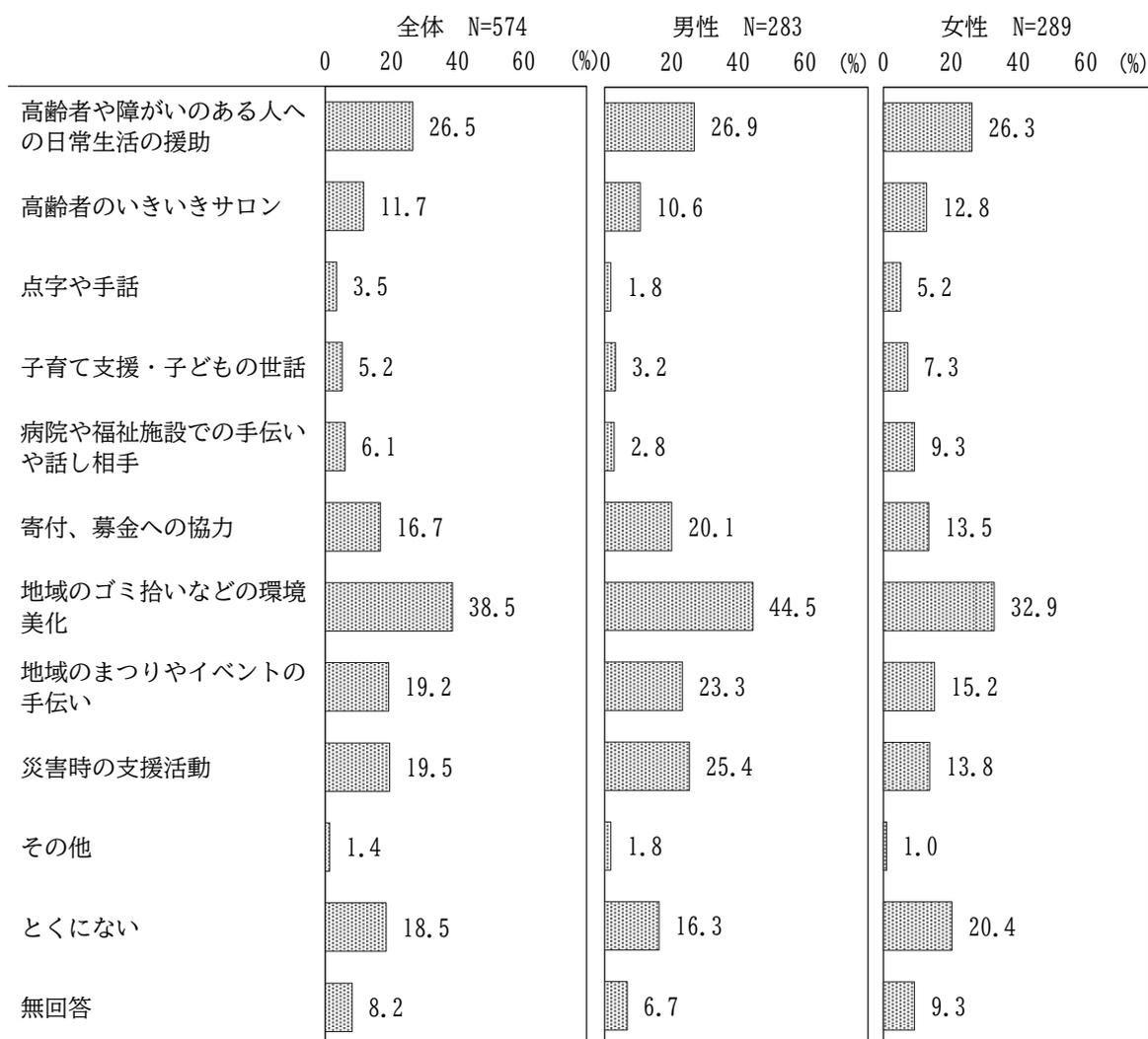


(22) 地域福祉活動でやってみたいことやできそうなもの

自分がやってみたい、あるいはできそうな地域福祉活動についてたずねたところ、「地域のゴミ拾いなどの環境美化」が38.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人への日常生活の援助」(26.5%)、「災害時の支援活動」(19.5%)、「地域のまつりやイベントの手伝い」(19.2%)などの順となっています。

性別にみると、男女ともに「地域のゴミ拾いなどの環境美化」が最も高くなっています。男性は女性に比べると「地域のゴミ拾いなどの環境美化」「災害時の支援活動」が10ポイント以上高く、女性は「病院や福祉施設での手伝いや話し相手」が男性よりも6.5ポイント高くなっています。

図表4-23 地域福祉活動でやってみたいことやできそうなもの(複数回答)



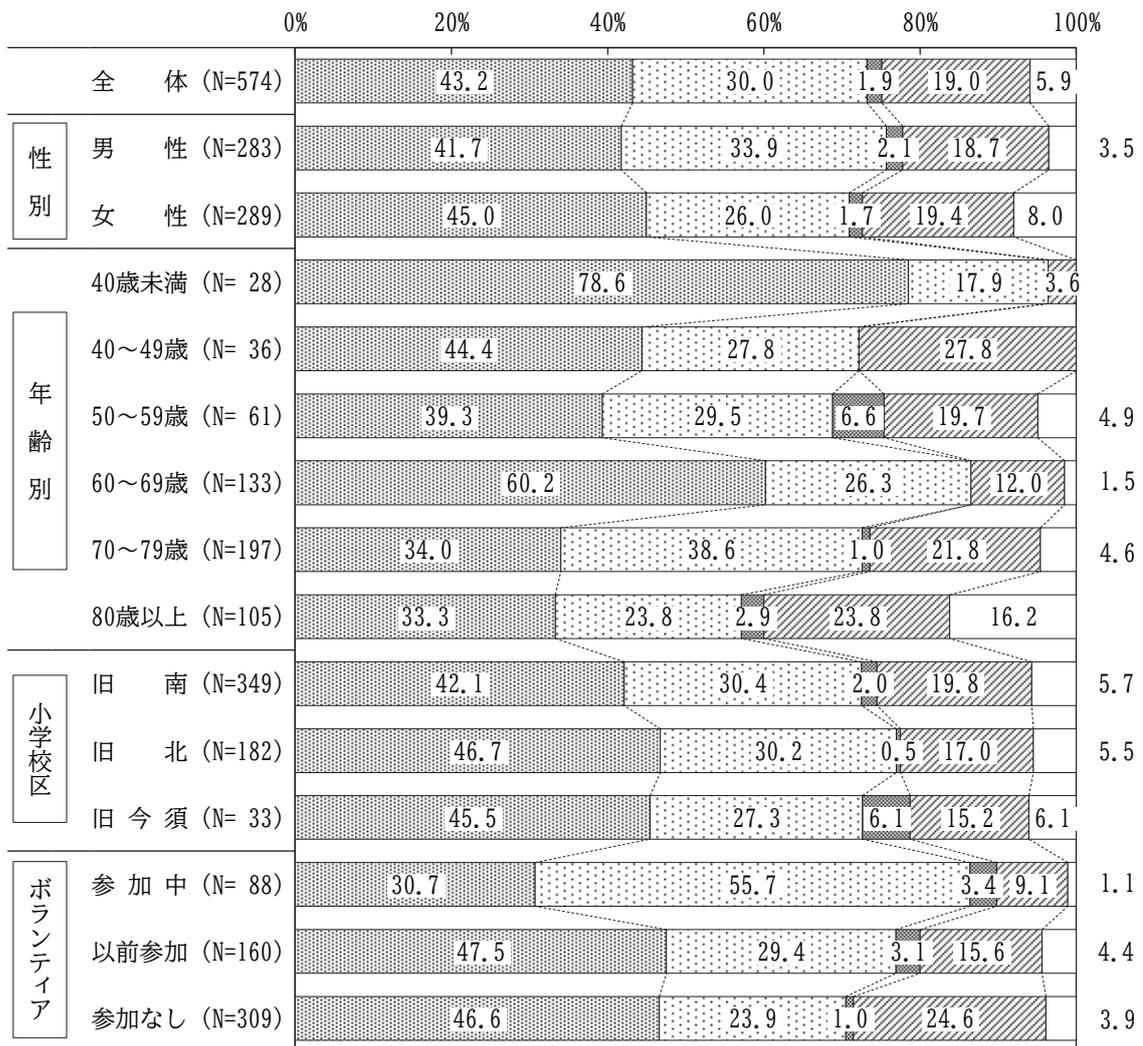
なお、「高齢者や障がいのある人への日常生活の援助」と回答した人に、その具体的な内容をたずねたところ、「見守り」、「除雪」、「買い物」が多くなっていました。

(23) 関ヶ原町がめざす「福祉のまち」

関ヶ原町がめざすべき「福祉のまち」（福祉が充実しているまち）とはどのようなまちかたずねたところ、「公的な福祉サービスが充実したまち」が43.2%、「地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち」が30.0%となっています。

「地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち」が「公的な福祉サービスが充実したまち」を上回っているのは、年齢別の70～79歳、ボランティアの活動状況別の参加中です。

図表4-24 関ヶ原町がめざす「福祉のまち」



- 公的な福祉サービスが充実したまち
- 地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち
- その他
- わからない
- 無回答

(24) 関ヶ原町社会福祉協議会の認知度

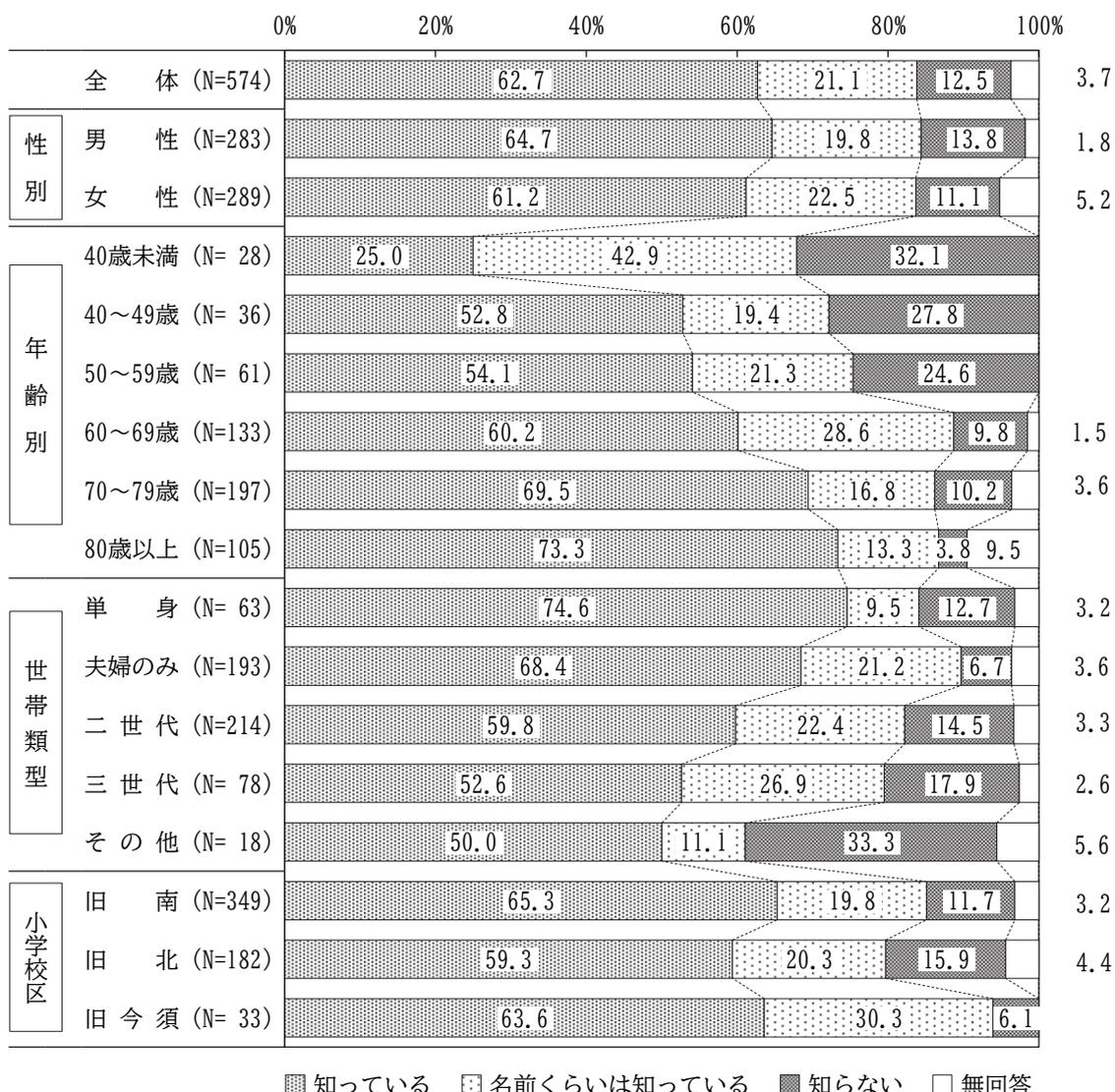
社会福祉協議会を知っているかをたずねたところ、「知っている」が62.7%、「名前くらいは知っている」が21.1%、「知らない」が12.5%となっています。

「知っている」は、性別による開きは少なく、年齢別では年齢が上がるにつれて高くなり、80歳以上では73.3%となっています。

世帯類型別にみると、「知っている」は単身世帯、夫婦のみの世帯は高く、二世世代世帯・三世世代世帯・その他の世帯は50%台にとどまっています。

小学校区別では、「知っている」は旧南小学校区が高く、旧北小学校区がやや低くなっています。

図表4-25 関ヶ原町社会福祉協議会の認知度

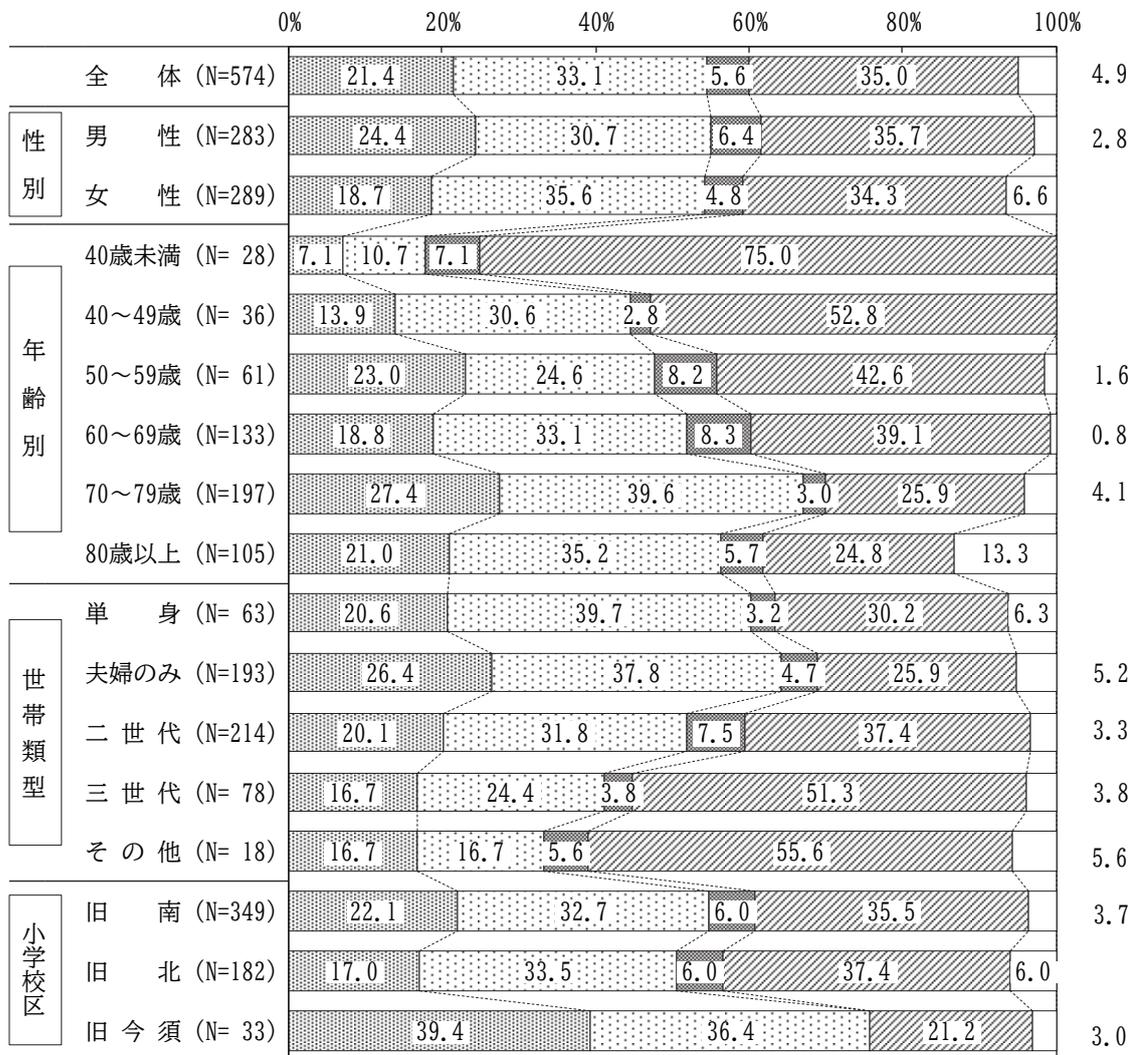


(25) 民生委員・児童委員の認知度

地域の民生委員・児童委員を知っているかをたずねたところ、「地域の民生委員・児童委員は知っているが活動内容はよく知らない」(33.1%)、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている」(21.4%)、「地域の民生委員・児童委員は知らないが活動内容は知っている」(5.6%)を合計した、地域の民生委員・児童委員または活動内容を<知っている>は60.1%です。「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」は35.0%です。

<知っている>は、性別では大きな開きはなく、年齢別では年齢が上がるとともに高くなる傾向にあり、70～79歳では70.0%となっています。小学校区別では旧今須小学校区が高くなっています。

図表4-26 民生委員・児童委員の認知度



■ 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている
 ■ 地域の民生委員・児童委員は知っているが活動内容はよく知らない
 ■ 地域の民生委員・児童委員は知らないが活動内容は知っている
 ■ 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない
 □ 無回答

2 地区別懇談会

令和6年7月27日（土） 会 場：関ヶ原ふれあいセンター

地区別に5つのグループに分かれ、一人ひとりあらかじめ記入してもらった「記入シート」をもとに、一人ずつ発表する手順で実施しました。記入シートのテーマは次のとおりです。

- 福祉推進員の委嘱は初めてですか
- 地域のなかに、どんな“つながり”・“取り組み”がありますか。
- 地域で困っていること・気になること
- 必要なこと・自分にできること（解決策）
- その他

【1】福祉推進員の委嘱は初めてですか

①今期初めて 36人 (57.1%)	②経験あり 21人 (33.3%)	③無記入 6人 (9.5%)
--------------------	-------------------	----------------

【2】地域のなかに、どんな“つながり”・“取り組み”がありますか。

地域のつながり、取り組みとしては、どの地域も自治会が行っている取り組みや行事が多くなっていました。福祉活動としては、いきいきサロンや、地域の子ども・高齢者の見守り活動が多くあげられていました。

【3】地域で困っていること・気になること

地域で困っていること・気になることとしては、高齢化の進展と、それに伴う一人暮らし高齢者の増加、地域の役員のなり手不足、空き家の増加、いきいきサロンの課題が多数あげられていました。また、買い物や通院の不便さ、移動手段に関するものがあげられていました。

さらに、福祉推進員として、住民への声かけや見守りができていないこと、情報が入ってこないことなど、役割が十分に果たせていないことなどへの不安を感じている人もいました。

【4】必要なこと・自分にできること（解決策）

地域の福祉課題を解決していくために、必要なことや自分にできることとしては、いきいきサロンや、地域の行事に参加すること、一人暮らし高齢者等の見守りや声かけが多数あげられていました。また、福祉推進員としての役割と同時に、疑問点が多数あげられていました。

福祉推進員として、地域住民が困ったときに声をかけてくれるような関係づくりや、情報収

集に努めて行くという意見がある一方、どの程度関わっていけばいいのか、何ができるのか、情報不足などの課題があげられていました。

【5】その他

その他として、福祉推進員の役割や、どのように取り組めば良いのかが十分理解できていないことなどについて不安が記載されていました。

◆課題

- 高齢化がもたらす、様々な課題に対応できるよう、公助、共助（介護保険などのサービス）の充実に加え、地域住民等による互助の取組として、一人暮らし高齢者の見守りや、買い物など日常生活の支援、フレイル予防など、地域福祉の充実がますます必要になってきています。一方で、高齢化、人口減少により、役員のなり手不足、ボランティアの高齢化・活動縮小など、地域福祉を担う人材の不足が大きな課題となってきています。自治会の役員、福祉推進員をはじめとする地域の担い手不足や、自治会活動、いきいきサロンなど地域福祉活動、コミュニティを継続していくため、活動単位や参加者の見直しなど、持続可能な体制について検討していく必要があります。
- 福祉推進員について、講演会、事例紹介、研修会等を通して、その役割や活動支援についての情報提供の充実と、支援体制の強化を図っていく必要があります。
- 地域の誰一人も取り残さないよう、必要な人が必要な支援を受けられるよう、問題を拾い上げ、総合的な相談・支援が継続して行われる体制の充実が求められます。

3 前期の地域福祉計画と地域福祉活動計画の主な取組

前期の地域福祉計画と地域福祉活動計画の体系は、若干異なりますが、基本的なところは同じ内容となっており、概ね次の区分となります。

(1) 支え合いの仕組みづくり（小地域福祉活動、生活支援事業）

高齢者のいきいきサロン、認知症カフェ、子どもの居場所の一つとしての放課後児童クラブ、子育てコミュニティ、学習支援、世代間交流事業など、ボランティアや自治会、地域の各種団体の協力を得ながら行っています。

高齢者のみの世帯が増加する中、社会福祉協議会において、ゴミ出し、掃除、買い物代行など、日常の軽微な困りごとの支援を行う困りごとサポート事業を実施しています。また、買い物の移動手段を確保するため「買い物（外出）支援」を試行事業として実施してきました。

いずれも担い手不足が課題となってきており、さらに持続的なサービス提供という観点から、財源の確保も検討していく必要があります。

(2) 福祉意識の醸成（広報啓発・福祉教育、ボランティア）

町広報紙、町ホームページ、社協広報紙「しあわせ」等の広報を通して、福祉に関する情報の提供、啓発を行っています。また、生涯学習や健康づくりなどの各種講座の開催、認知症への理解促進と見守り支援等を推進するため認知症サポーターの養成、小中学校における福祉体験等による福祉教育を推進し、福祉意識の醸成に努めています。

社会福祉協議会においては、ボランティアに関する情報の提供、ボランティア講座の開催、ボランティアスクールの実施などを通してボランティアの育成に努めるとともに、ボランティア活動を支援しています。また、見守りや援助活動を進める地区のリーダーとして福祉推進員を委嘱し、研修会等を実施しています。

(3) 相談・支援体制

障がい者福祉や子育て支援を始め福祉の総合的な相談窓口としての役場に加え、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センター、健康づくりや母子保健に関する窓口としての健康増進センター、障害者相談支援事業所、地域福祉全般にわたる相談を行う社会福祉協議会などにおいて相談に応じています。

地域の身近な相談員としては、民生委員・児童委員、主任児童委員、障がい者相談員、人権擁護委員などが委嘱されており、町、社会福祉協議会とも連携を図っています。

8050問題、生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化する課題や、制度の狭間にあり支援を受けづらい人への対応など、多分野にわたる課題・問題について相談ができ、必要な支援につなげられるよう体制の充実が求められます。

(4) 防災・防犯、まちづくり

地域の自主防災組織の充実を図るとともに、防災ハザードマップの作成・配布や、自治会等を通じた防災・防犯に関する情報の周知に努めています。

地震や台風などの災害時に備え、避難行動要支援者名簿を作成・更新を行っています。具体的な個別避難計画の作成については、十分に進んでおらず、作成の促進、訓練の実施が求められます。

高齢者等の通院、買い物などのための移動手段の確保を図るため、ふれあいバスの運行、デマンドタクシーの運行、社会福祉協議会の福祉有償運送、「買い物（外出）支援（試行事業）」を行っています。「買い物支援」については、本格実施に向けた検討が必要です。

(5) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会は、上記に示した小地域福祉活動、生活支援事業、ボランティアの育成・活動支援、幅広い相談支援を行っており、地域福祉の中核となっています。また、本町における介護・障がい福祉・子育て支援などのサービス提供主体としても重要な役割があります。これらの活動やサービスを継続・充実していくためには、人材の不足・高齢化の中にあって、人材の確保、研修等による更なるスキルアップが課題となっています。

4 計画の課題

【地域と地域福祉活動の現状・アンケート結果等からみた課題】

- 地域課題の解決方法は、「住民主体型」と「行政依存型」がほぼ同率。「住民主体型」は70歳以上が高く、年齢が若いほど低い
- 「地域の支え合いやボランティア活動」よりも「公的な福祉サービス」の充実を求める声大きい
- 52.6%の人が障がいのある人に対する差別や偏見が「ある」と感じている

- ボランティアの高齢化、集まらないが課題となっている
- ボランティア活動に「ぜひ参加したい」「友人などが一緒なら」「時間ができたら」「機会があったら」を合計した参加意向は65.2%、「できない」「したくない」の合計は29.5%
- 「友人などが一緒なら」「時間ができたら」などを加えたボランティア活動への参加意向は高く、参加への動機付けが必要
- 福祉推進員として、どこまで関わっていいのかわからない

- 住民同士による協力、互助が難しくなっている
- 地域の役員などの担い手が不足している
- 地域の課題として「古いしきたり」をあげる人は多い

- 高齢者のみの世帯が増加しており、日頃の軽微な生活支援がより求められる
- 高齢者、子ども、障がい者などの居場所づくりが求められる
- 子どもの数は減少しているが、遊び場の充実、子育て支援、情報提供などについて高い要望がある

- 避難行動要支援者の支援員として、「協力できる（協力している）」は43.0%、「協力できない」は37.5%
- 地区によっては空き家が増加している
- 運転免許証の返納による移動手段の確保（通院・買い物等）についての不安がうかがわれる

- 認知症高齢者の増加が予測される
- 本町においても、ひきこもり、貧困、障がい、認知症、虐待などが複合した課題や、制度の狭間となる課題がある
- 虐待防止、権利擁護、再犯防止などの強化が求められる
- 介護や生活、心の問題に相談相手として、サービス事業者（ケアマネジャーなど）の役割が期待される

- 社会福祉協議会には、地域福祉推進の中核として、福祉教育・啓発、ボランティアの育成、福祉推進員の育成など、地域の福祉力を高める取組が期待される
- 社会福祉協議会には、福祉ニーズの把握、基盤となる福祉サービスの確保・充実等が期待される

【取り組む課題】

課題1
誰も排除することなく、互いに支え合っていくという意識を醸成していくことが必要

課題2
ボランティア、福祉推進員等の地域福祉の人材の育成とその活動を支援していくことが必要

課題3
地域共生社会を実現していくための地域のつながりを再構築していくことが必要

課題4
地域での暮らしが続けられるよう、日常生活支援の取組が必要

課題5
防災・防犯を含めた安心して暮らせるまちづくりが必要

課題6
多様で複雑化する相談に対応できるよう、重層的な相談・支援体制の構築が必要

課題7
地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の充実が必要

第5章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり

本町では、福祉分野ごとに「いきいきプラン（介護保険事業計画等）」「はばたきプラン（障がい者計画）」「子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、計画にそって各種サービスの充実に努めています。これらの計画は、主に公的な支援の充実を図る内容となっています。

平成22年3月に策定した「関ヶ原町地域福祉計画」は、これらの計画の地域福祉の分野を横糸でつなぎ、行政と地域住民、ボランティア、福祉関係団体、学校、サービス事業者等が協働して、地域のさまざまな課題を解決していくための仕組みづくりを検討する内容の計画として誕生しました。

また、これより15年前の平成7年3月に、社会福祉協議会は第1次の「関ヶ原町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

全国的にも少子高齢化、人口減少が進む中、介護・福祉分野におけるさまざまな制度改革が進み、サービスの種類・質・量の充実、多様な提供主体の参入等が進みました。

一方、これらの公的サービスですべての福祉の課題が解決されるわけではなく、むしろ、さまざまな原因が絡み合う複雑化・複合化した問題が各地で表面化してきており、制度の狭間にあり、支援の手が届いていない問題も残されています。生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー、いわゆる8050問題やゴミ屋敷問題など、本町においても類似した事例が生じています。

あるいは、公的な支援を受けるほどではないが、買い物や通院のための移動手段の確保、日常生活の軽微な手助けや見守りが、地域で安心して暮らしていくために不可欠となっており、公的支援と地域住民による支え合いが連動し地域を丸ごと支える包括的な相談・支援体制を構築していくことが必要となっています。

本計画では、「みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり」を基本理念と定め、誰一人取り残すことなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

2 基本的な視点

(1) 地域活動への行政の積極的な参画

これまで、住民のボランティア活動や地域活動など自由な活動に対して、行政が直接関わ

ることは積極的には行われてきませんでした。地域福祉活動については、社会福祉法人である町社会福祉協議会が中心となって、人材の育成や活動の支援を行ってきました。しかし、これからは、むしろ行政が積極的に地域活動に参画・提言することが求められる時代になってきていると考えます。軽微な日常的な支援や見守りまでを行政が担うことは難しく、住民等による互助、共助は不可欠なものとなっています。このような状況にあって、行政も地域の取組に参画していくと同時に、財政支援を行っていくことが求められると言えます。このような考え方のもと、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、重層的な地域ぐるみの支え合いのシステムの再構築を目指します。

(2) 活動単位の見直し

少子高齢化、人口減少が急速に進む中、地域福祉を支える担い手が高齢化し、減少してきており、それにともない、福祉だけでなく、教育、健康づくりなどさまざまな分野で組織・活動の維持が困難になってきています。組織・活動の質を確保しながら持続していくために、地域等の再編が求められ、現在、町及び自治会連合会においてもそれに対応するように、自治会の地域ブロック化の検討が進められています。よって、その自治会の地域ブロック化の状況に合わせて、福祉分野における活動単位等についても見直しを行っていきます。

(3) 地域福祉の新しい担い手

地域課題が複雑化・複合化する中、課題に対応していくためには、これまで以上に多様な分野の機関・人材、事業所等とのつながりが重要となることから、多分野との連携、町外の人材・資源、民間企業の活用などを図っていきます。

同時に、地域福祉活動の担い手不足への対応として、すべての世代の町民への啓発・福祉教育の強化に、町全体で取り組み、協働を働きかけていきます。

(4) 誰一人取り残さない

SDGsは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27(2015)年9月に国連で合意され、2030年を年限に達成を目指す世界共通の目標です。前文には、「誰一人取り残さない」という原則が述べられており、17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されています。この「誰一人取り残さない」という考え方は、まさに福祉が目指してきたテーマです。SDGsは、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべき目標であり、この計画においてもこの考え方を踏まえて施策に取り組んでいきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の柱として次のとおり基本目標を定めます。

(1) 福祉意識の醸成と人材の育成

福祉教育、広報啓発活動などを通じて、障がいや認知症についての理解を深めるとともに、地域住民の支え合いの意識を高め、ボランティアや地域の支え合い活動の推進役となる人材の育成を推進します。

また、住民がボランティア活動などの地域福祉活動へ参加しやすい環境の整備及び活動への支援を行っていきます。

(2) 支え合いの仕組みづくりと日常生活支援の充実

行政が中心となってサービスを実施・確保する公的支援に加え、地域住民やボランティアが行う、日頃の軽微な支援や居場所づくりなどの充実が図られるように、支え合いの仕組みづくりを推進します。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

子どもや高齢者が安心して暮らせるように、地域住民やボランティアによる見守り活動や、防災・防犯活動の推進体制を構築します。

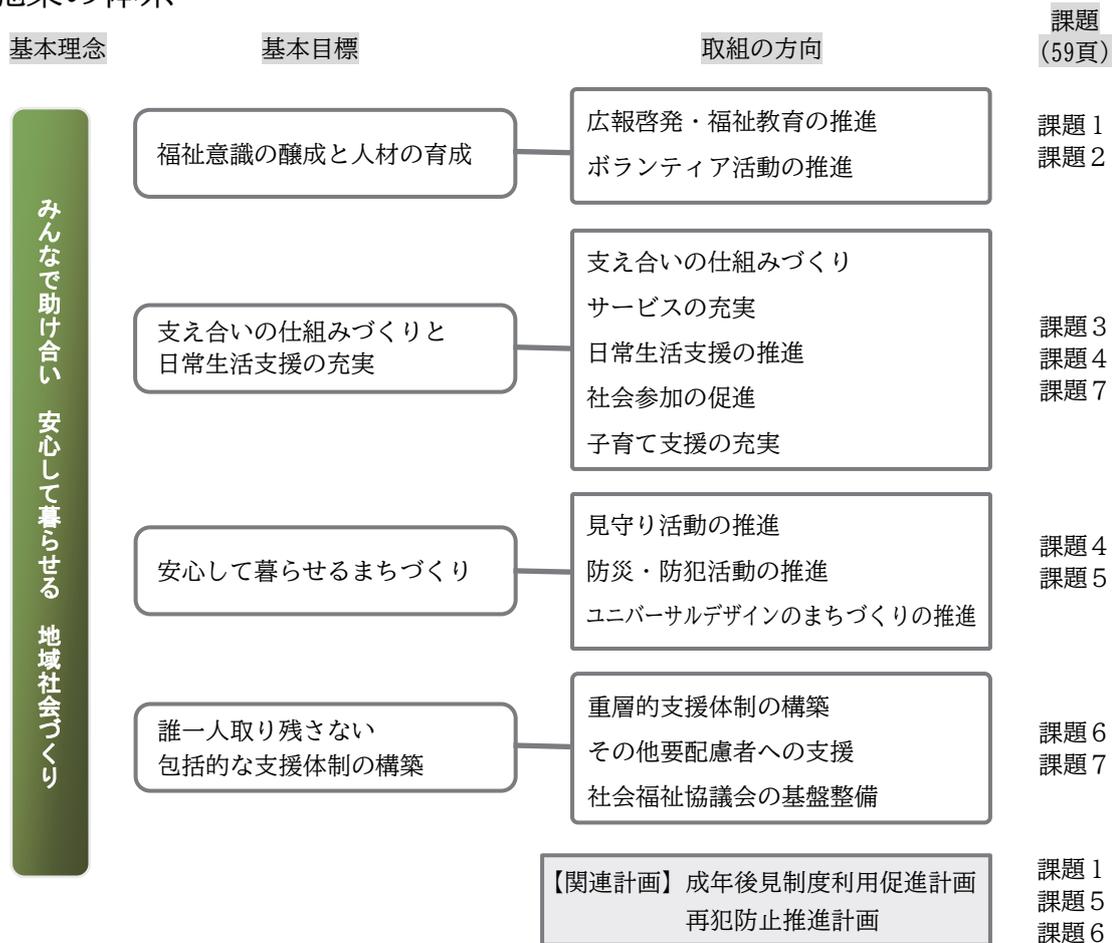
また、誰もが安心して外出ができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保を図ります。

(4) 誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築

課題が複雑化・複合化してきている現状を踏まえ、支援を必要としている人に必要なサービスが届くように、縦割り・分野別ではなく包括的に受け止め、必要な関係機関・団体等と連携し、適切な支援につなぐことのできる包括的な相談窓口の充実を図ります。

また、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の充実を支援するとともに、十分な連携を図ります。

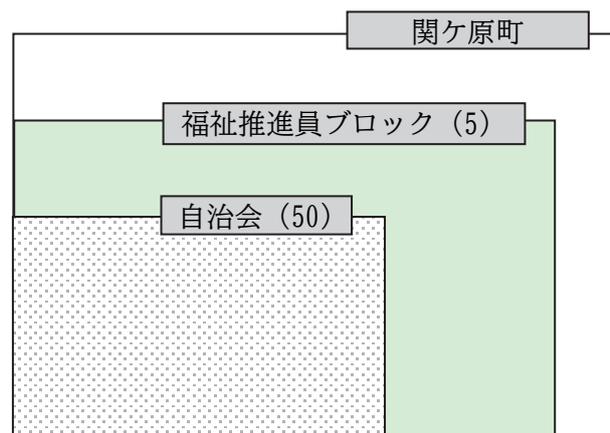
4 施策の体系



5 地域の考え方

この計画における地域の考え方としては、現在、社会福祉協議会が委嘱している福祉推進員のブロック、5地区を基本と考えています。ただし、これによって、地域を限定するものではなく、活動内容によってはもっと広い範囲が適切な場合もあり、逆にもっと狭い範囲を単位として取り組むべき場合もあります。また、

福祉推進員のブロックについては、今後、自治会等のブロック化が行われれば、それに合わせて、地域福祉等の活動単位の見直しを進めていくことになります。



第6章 計画（事業・取組）

1 福祉意識の醸成と人材の育成

(1) 広報啓発・福祉教育の推進

番号	項目	内容	取組主体
No.1	福祉啓発活動の推進	<p>○ホームページや広報紙、SNS、アプリ等を通して、福祉に関わる情報を分かりやすく全世代に提供します。また、地域福祉活動や社会福祉協議会、福祉関連のサービス事業等への関心を持ってもらえるよう情報発信の仕方の工夫等を行っていきます。</p> <p>○福祉に関する講座、イベント等の開催を通して福祉への理解促進を図るとともに、町及び社会福祉協議会の職員が地域座談会、自治会、サロンなどへ出向き、福祉に関する情報提供や知識の普及に努め、地域で起きている問題を我が事として捉えてもらえるよう働きかけていきます。同時に若い人などの意見を取り入れる機会を設け、その意見を尊重していきます。</p>	社会福祉協議会 町
No.2	福祉教育の推進	<p>○町内の小・中学校における「総合的な学習の時間」の中で、高齢者や特別支援学級の児童との交流、福祉体験の機会を設ける等、福祉分野についての学習活動の充実を図り、思いやりの心を育てていくとともに、ふるさとを知る活動を通して、町の福祉に関する現状理解を促進し、福祉意識を高めていきます。また、指導に当たる教員の理解促進を図ります。</p> <p>○生涯学習や健康づくりの各種教室・講座などを活用して、福祉に関する知識の普及に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。</p> <p>○社会福祉協議会において、町内小中学校を福祉協力校に指定し、各学校における福祉活動への取り組みを支援し連携を図ります。</p> <p>○中学生・高校生にボランティア活動等への参加を働きかけ、青少年の地域福祉活動への関心と参加意識を高めるようにします。</p>	学校 地域住民 社会福祉協議会 町 各種団体

No.3	障がい者理解の促進	○障がいのある人とない人の交流機会を設けるなど、障がい者差別の解消に向けて、障がいの特性に対する理解促進を図るための周知・広報を推進します。加えて、補助犬や障害者マーク等の支援制度の周知を図ります。	障がい者団体 学校 社会福祉協議会 町
No.4	人権教育の推進	○女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの差別、虐待や暴力など、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、人権が尊重されるまちとなるよう人権教育・啓発を推進します。	学校 町

(2) ボランティア活動の推進

番号	項目	内容	取組主体
No.5	ボランティアセンター機能の充実、強化	○個人ボランティアの登録者はわずかであることから、啓発活動、参加の動機付けを工夫するなど、活性化を図ります。	社会福祉協議会
No.6	ボランティア情報の提供	○ボランティアセンターだより「さわやか」を社協だよりに掲載し、活動の紹介、イベント、講演の案内などボランティアに関する情報の発信に努めます。	社会福祉協議会
No.7	ボランティアへの活動支援	○ボランティア活動の継続・充実のため、ボランティア連絡協議会加盟のボランティア団体へ活動費の助成を行うとともに、安心して活動に取り組めるようボランティア保険の加入手続き及び保険料の助成を行います。	社会福祉協議会
No.8	ボランティアの人材育成	○ボランティア活動を始めようという人や現在活動している人が、活動に必要な知識や技術を高め、充実した活動を進められるように、ボランティア講座・研修会等を行います。参加者が少ないことや活動に結びついていないことから、具体的なボランティア活動者の「養成講座」を検討していきます。 ○夏休み期間中、小中学生や教職員を対象として、車いす、手話等さまざまな福祉体験、ボランティア体験をするボランティアスクールを行います。	社会福祉協議会

2 支え合いの仕組みづくりと日常生活支援の充実

(1) 支え合いの仕組みづくり

番号	項目	内容	取組主体
No.9	当事者組織活動の促進	○少子高齢化、人口減少に伴い、当事者組織の構成員が年々減少しており、組織の役員や活動の担い手不足が顕在化してきています。このため、継続的な活動や組織の維持が難しくなっており、組織のあり方や再編について協議していきます。	子ども会 老人クラブ 障がい者団体 地域住民 サロン
No.10	居場所づくりの推進	○居場所の確保や地域における包括的支援体制等の推進など、交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる孤独・孤立対策の推進に努めます。	ボランティア サロン 社会福祉協議会 町
No.11	歴史・観光のまちづくりを通じた関係づくり	○史上最大の決戦の地としてその名を知られる本町は、数々の史跡はもちろん、伊吹山をはじめとする豊かな自然を有しており、それらは観光のまちとしての財産ともなっています。関ヶ原合戦祭りなどのイベント、特産物や土産品の開発・販売、自然環境についての啓発・教育など、歴史・観光のまちづくりへの意識を高める中で、活動を通じた地域や世代間の新しいつながりを築いていきます。 ○観光に関わるボランティアの高齢化が進んでおり、町内外を含めて人材の養成・確保を図ります。	地域住民 ボランティア NPO法人 町
No.12	小地域福祉活動の推進	○町及び社会福祉協議会の職員が地域へ出向き住民の福祉に関する声を聴き、地域の課題を共有するとともに、福祉活動へ結びつける機会や動機付けとしていきます。 ○自治会においても、一人暮らしの高齢者の増加などにとまなう、高齢者への見守り、外出支援や、子どもの見守りなど、福祉は今後も大きなテーマの一つです。福祉活動には、自治会の協力は欠かせません。しかし、自治会役員のなり手不足が顕在化してきているため、組織のあり方や再編についても検討されており、活動単位の見直しや、それに合わせた活動を進めていきます。	自治会 子ども会 サロン ボランティア 福祉推進員 民生委員・児童委員 社会福祉協議会 町

		○研修会の開催や広報紙への掲載内容の工夫により、民生委員・児童委員や福祉推進員等の意識向上、役割の強化をめざします。	
No.13	民生委員・児童委員活動の支援	○民生委員・児童委員は、地域を見守り、相談を受け、必要であれば関係機関へつなぐ役割を担っています。地域住民の立場に立って活動する民生委員・児童委員の確保に努めます。 ○地域での福祉課題の整理と解決に向けて連携を強化し、活動しやすい環境を整えていきます。	町 社会福祉協議会

(2) サービスの充実

番号	項目	内容	取組主体
No.14	介護サービス等の充実	○介護保険サービス、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、子ども・子育て支援サービスなど、公助、共助として基本となるサービスの質・量の確保に努めます。 ○専門性の高いサービス等については近隣市町と協力して確保を図ります。	町 サービス事業所 社会福祉協議会
No.15	人材の確保	○福祉人材の確保を図るとともに、定着・育成のため、研修や講演会の実施、現場の生産性の向上、職場環境の改善などを促進することにより、サービスの質の確保・向上に努めます。	町 サービス事業所 社会福祉協議会
No.16	事業継続力の強化	○災害、感染症に対しては、平時から必要物資の備蓄を促すほか、サービス事業所等と連携して、訓練等を実施するとともに、発生時にもサービス提供が継続できるよう支援していきます。	町 サービス事業所 社会福祉協議会
No.17	福祉ニーズの把握とサービスの充実	○ボランティア団体、福祉推進員、当事者団体等との意見交換や、アンケート調査を実施して、福祉ニーズの把握に努め、生活支援を中心とした事業を展開して地域福祉課題の解決に努めていきます。 ○住民からの福祉ニーズを把握するために、福祉推進員に配布している「安心カード」を積極的に活用し、必要に応じて関係機関と連携していきます。	町 社会福祉協議会 福祉推進員 民生委員・児童委員

(3) 日常生活支援の推進

番号	項目	内容	取組主体
No.18	生活支援体制整備事業の実施	<p>○社会福祉協議会は、町より生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置しています。地域に存在する社会資源の発掘・再確認やニーズの結びつけ、人材の育成など新たなサービスの開発を促進します。</p> <p>○協議体を設置・運営し、関係機関・団体との情報共有を行い、生活支援・介護予防支援につなげていきます。地域資源の情報を見える化した「関ヶ原町生活お助けかわら版」の更新も行っています。</p>	町 社会福祉協議会
No.19	困りごとサポートセンター機能の充実・強化	<p>○養成講座を受講したボランティア（サポーター）を派遣し、ゴミ出し、掃除、買い物代行など、日常の軽微な困りごとの支援を行います。高齢化にともない、サポーターも減少しており、新たなサポーターの養成やフォローアップ研修を実施します。</p> <p>○対象者や関係機関へ周知を継続するとともに、事業内容についても検討し、利用者増加に努めます。</p>	社会福祉協議会
No.20	介護用品等の支給・貸し出し	<p>○在宅のねたきり及び認知症や身体障がい者などで紙おむつを使用している人を対象に、年1回支給します。また、在宅の身体障がい者などに対し、福祉用具（車いす）の貸し出しを行います。</p>	社会福祉協議会

(4) 社会参加の促進

番号	項目	内容	取組主体
No.21	高齢者の社会参加の促進	<p>○高齢者が、生きがい・健康づくりとして楽しむことができ、仲間づくりの場となるよう、各種軽スポーツの普及を図ります。また、活動を促進するため、レクリエーション用具の貸し出しや、適切な指導ができる人材の育成と確保に努めます。</p> <p>○70歳以上の高齢者を対象とした、日帰り旅行や集い事業を実施し、互いの親睦を図る機会を提供します。</p>	老人クラブ サロン 社会福祉協議会 町

		<p>○高齢者の就労の機会を確保するとともに、生きがいの充実、活力ある地域社会づくりを推進するため、シルバー人材センターの活動を支援します。</p> <p>○日常生活支援や介護予防などの取組、子どもの登下校の見守りや認知症高齢者の見守りといった地域福祉活動はもとより、環境など広い分野における高齢者のボランティア活動への参加を促進していきます。</p>	
No.22	障がい者の社会参加の促進	<p>○知的障がいや身体障がいのある人、車いす利用者を対象に、日帰り旅行を行うふれあい交流ツアーを開催し、障がいのある人相互の交流や、ボランティアとの交流を深める機会としていきます。</p> <p>○障がい者理解の促進に努めると同時に、保育所等訪問支援などのサービスの利用を促進し、障がいのある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。</p>	社会福祉協議会 町
No.23	全世代向け相互交流イベントの開催	○重層的支援の一部として、対象者を限定せず、子ども自身や子育て世帯から介護や障がいを有する人の誰もが参加しやすい全世代向け相互交流が図れるイベントの開催を検討します。	ボランティア サロン 社会福祉協議会 町

(5) 子育て支援の充実

番号	項目	内容	取組主体
No.24	子育て支援活動の充実	<p>○就園前の子どもを持つ保護者が子育て不安を抱え込まないように、仲間づくりや情報交換の場となる子育てコミュニティーの充実を図ります。</p> <p>○保護者の育児疲れや病気、冠婚葬祭など一時的に家庭での子育てが困難になった時、一時的な預かりや必要な支援（ファミリー・サポート・センター事業、里親ショートステイ事業など）が実施できるよう、担い手や養育里親の発掘、育成に努めます。</p>	地域住民 ボランティア 町
No.25	子育て支援事業等の充実	○核家族化や共働き家庭が増加するなか、子育ての孤立化への対応など、すべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、新規サービスの実施、相談体制の充実、経済的負担の軽減を図ります。	町 社会福祉協議会

		○歳末助け合い事業として、乳幼児の紙おむつ支給を実施します。また、町と連携を図りながら、子育て支援の充実・強化に努めます。	
No.26	子どもの居場所づくりの推進	○子ども会、学校、地域が協力して、放課後や休日、夏休みなどの長期休業期間中などにおける子どもの居場所づくりを推進します。また、小中学生を対象とした学習支援室「きざはし」を開催します。 ○子どもの遊び場等の確保を図ります。 ○地域のボランティア団体が開催している、子育て孫育て世代の居場所づくりを支援していきます。	学校 ボランティア 町 社会福祉協議会
No.27	認定こども園等の整備に併せた事業展開	○新たな認定こども園の建設にあわせて、相談・情報提供体制の整備を行います。さらに、さまざまな居場所づくりや社会参加のための支援を行う取組を展開していきます。	町

3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 見守り活動の推進

番号	項目	内容	取組主体
No.28	高齢者等の見守り活動の推進	<p>○一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、声かけなど緩やかな見守りや安否確認が必要となってきたことから、地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進員等の見守り活動を推進します。</p> <p>○子育て不安を抱え孤立している家庭、ヤングケアラー、子育てと介護が重なるダブルケアなど、さまざまな課題を抱えて支援を必要としている家庭を早期に発見し、迅速に必要な支援につなぐことができるよう、町、認定こども園や学校、地域住民、主任児童委員、サービス事業所等が協力して見守りを推進します。</p>	<p>地域住民 民生委員・児童委員 福祉推進員 町 認定こども園 学校 サービス事業所 社会福祉協議会</p>
No.29	緊急通報システム事業の促進	<p>○一人暮らし高齢者の増加にともないサービスの必要性は高くなっており、日常生活の安全確保と不安解消のため設置を促進します。</p>	<p>町 民生委員・児童委員</p>
No.30	「命のバトン」配布事業の強化	<p>○緊急連絡先やかかりつけの病院などの救急情報を記載した命のバトンを民生委員・児童委員や自治会と連携し、必要な方に配布していきます。また、記載した情報も更新できるように支援していきます。</p>	<p>社会福祉協議会 民生委員・児童委員 自治会長</p>
No.31	安全サポーターによる見守り活動の推進	<p>○登下校時の事故や犯罪を防止するため、安全サポーターによる見守り活動を推進します。また、地域住民による子どもの見守りが行われるよう協力を呼びかけていきます。</p>	<p>地域住民 ボランティア 老人クラブ 自治会 学校</p>
No.32	子ども110番の家	<p>○学校、地域等が連携して、子どもを危険から守る「子ども110番の家」について、緊急避難場所としての存在をPRし、子どもに関わる犯罪の抑制に努めます。</p> <p>○世代交代などにより「子ども110番の家」の継続が困難になった店舗や民家があることから、通学路等における協力を依頼して登録軒数の確保を図ります。</p>	<p>学校 地域住民 ボランティア</p>

(2) 防災・防犯活動の推進

番号	項目	内容	取組主体
No.33	防災・防犯に関する情報の周知	○防災・防犯に関する情報については、防災ハザードマップの作成・配布や、自治会等を通じた情報の周知を図ります。	地域住民 自治会 町
No.34	自主防災組織の充実	○災害が大きければ大きいほど、隣近所や自主防災組織による共助が重要になります。地域の自主防災組織の設置を働きかけるとともに、自主防災組織の機能を高めるため、組織運営の支援等の充実を図ります。	地域住民 自治会 町
No.35	避難行動要支援者への支援	○地震や台風などの災害時において、避難等に援助を必要とする障がい者や高齢者が支援を受けられるように、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新を行います。 ○避難支援等を実効性のあるものとするため、個別計画の作成を進めます。作成後は、見守り活動を行い、情報の更新を図ります。	町 自治会 地域住民 ボランティア 民生委員・児童委員
No.36	さまざまな災害に対応できる災害ボランティアセンター開設への備え	○災害時の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティアを「必要とする人」と「活動したい人」をつなぐ災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施します。 ○災害ボランティアコーディネーターが減少していることから、役割や重要性を広く周知するとともに養成講座を開催し、増員を図ります。	社会福祉協議会 町 ボランティア
No.37	除雪対策の推進	○高齢者世帯の増加にともない、除雪対策の必要性が一層高まっています。このため、自治会や老人会で除雪の課題についての話し合いを進め、ボランティアの組織化を推進していきます。	自治会 ボランティア 町

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

番号	項目	内容	取組主体
No.38	公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	<p>○バリアフリー法や県の条例等を遵守し、公共建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、施設や物をつくるときに、初めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくというユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、まちづくりを進めていきます。</p>	町事業者
No.39	移動手段の確保	<p>○社会福祉協議会において、身体の障がいなどにより歩行が困難な人が通院や社会参加をする場合に移送サービスを有料で提供しています。事業を継続的に実施していくため、町と社会福祉協議会が協議していきます。</p> <p>○町民の交通手段を確保するためふれあいバスを運行していきます。</p> <p>○高齢化の進行により、自動車運転免許を返納する高齢者が増加する中、移動手段を持たない高齢者、障がいのある人等の外出を支援するため、デマンドタクシーの運行を行います。</p> <p>○一人暮らし高齢者、高齢者世帯の人で、交通手段がなく買い物が不便な70歳以上の人、障がいのある人を対象として、買い物（外出）支援を実施し、事業を継続的に実施していくため、町と社会福祉協議会が協議していきます。</p>	町ボランティア社会福祉協議会

4 誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築

(1) 重層的支援体制の構築

番号	項目	内容	取組主体
No.40	属性を問わない相談支援	<p>○町の各担当課に加え、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図るこども家庭センター、高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、障がいのある人の身近な相談窓口である委託相談支援事業所や基幹相談センター、弁護士による法律相談や生活困窮者相談の窓口でもある社会福祉協議会等が連携しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援事業の体制整備を推進します。</p> <p>○単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につないでいきます。</p> <p>○複雑化・複合化した課題に対応できるよう、分野を超えた重層的な相談体制の構築を目指します。</p> <p>○各種相談員の相談・指導能力の向上を図るため、研修会等への参加を促進します。</p>	町
No.41	参加支援	<p>○長く社会とのつながりが途切れている人に対し、社会とのつながりを回復するため、利用者のニーズを踏まえながら、地域資源を活用した居場所づくりや就労支援など、利用者の状況に応じた段階的で時間をかけた支援を行います。</p>	町
No.42	地域づくりに向けた支援	<p>○地域の社会資源を把握・活用し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを推進していきます。</p>	町

(2) その他要配慮者への支援

番号	項目	内容	取組主体
No.43	生活困窮者、ひきこもり等への自立支援	<p>○生活困窮者に対しては、生活支援・相談センターなどと連携し、相談支援を行います。また、研修会の開催や広報紙などにより、地域住民の理解を促進します。</p> <p>○学習支援ボランティアの協力を得て、小中学生を対象とした学習支援室「きざはし」を開催します。学校や教育委員会と連携を図り、子どもの貧困対策を含めた形で実施します。</p> <p>○経済的理由等による欠食への対応のひとつとして、県社会福祉協議会の子どもの居場所応援センターやNPO法人と連携し、食料支援等に取り組んでいきます。</p> <p>○高齢の親が中高年の子どもの生活を支えるという、いわゆる「8050問題」をはじめとして、長期化したひきこもりが問題となっています。行政として情報を把握できていない・表面化していないひきこもりの把握や情報収集に努めるとともに、ひきこもりの人が社会とつながる支援を検討していきます。</p>	町 社会福祉協議会
No.44	認知症施策の推進	<p>○認知症についての正しい知識をもち、認知症のある人やその家族を地域で温かく見守り支援する認知症サポーターを育成するために、小中学生、一般住民、民生委員・児童委員、福祉推進員等を対象として毎年認知症サポーター養成講座を実施します。</p> <p>○認知症サポーター等の協力を得ながら、認知症カフェの開催を推進します。介護施設、喫茶店、公民館等できる限り身近な場所での開催も検討します。</p> <p>○傾聴ボランティア「あのねの会」を含めたカフェだんらんボランティアをチームオレンジ活動として位置付け、当日の運営や来場者の傾聴を行い、交流を深める中で認知症への理解促進と支援を行います。</p>	社会福祉法人 各種団体 ボランティア 町

No.45	虐待防止と適切な対応	<p>○福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有し、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応を行う子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。新たに設置するこども家庭センターとの連携を図るとともに、地域全体で子どもを守る支援体制の構築に取り組みます。</p> <p>○高齢者や障がい者への虐待については、地域包括支援センター事業、障害者相談支援事業において、迅速な対応に努めます。</p>	町
No.46	ヤングケアラー等への支援	<p>○子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（ヤングケアラー）への相談・支援の強化を図ります。学校等関係機関との情報共有、介護・福祉・保健事業等からの情報により、支援の必要性の高いヤングケアラーの把握に努め、その状況や本人の受け止めに応じ、こども家庭センターでサポートプランを作成するなどして、サービスの活用、経済的支援など、具体的な支援につなげていきます。</p> <p>○育児と親などの介護を一人の人が同時期に抱えるダブルケア、さらには自分自身のケアや、複数の親等の介護が重なるトリプルケアなど、支援の必要な家庭については、地域包括支援センター、こども家庭センターなど、各相談機関が連携して適切な支援ができるよう、重層的支援体制を整備していきます。</p>	町

(3) 社会福祉協議会の基盤整備

番号	項目	内容	取組主体
No.47	事務局の体制強化	<p>○事務局組織の強化について行政との支援協力体制を強化します。</p> <p>○福祉活動専門員、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター及びボランティアコーディネーターの研修・養成を図り、各種事業の強化に努めます。</p>	社会福祉協議会

No.48	財源の強化	<p>○戸別の会費については、各自治会の協力を得ていますが、年々減少傾向にあります。自治会未加入者の会員加入の促進、特別会員及び賛助会員の拡大に努め、会費の増収を図っていく必要があります。このため、社協だよりやチラシにて会費の用途等を分かりやすく周知することにより社会福祉協議会の役割や理解を深め、協力を働きかけていきます。</p> <p>○会費の増収とともに運営基金の充実、寄附金、募金などにより自主財源の拡大を図ります。</p> <p>○地域福祉推進や各種福祉サービスの実施のため、補助事業の活用及び事業の受託等により財源の確保を図ります。</p>	社会福祉協議会
No.49	関係機関との連携強化	<p>○複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、町や県、県社会福祉協議会と連携が図れるように、日ごろからの関係づくりに努めます。</p> <p>○感染症流行や災害発生時の事業継続のために、平時から関係機関や他市町村社会福祉協議会との相互支援体制の構築を図ります。</p>	社会福祉協議会

第7章 関連計画

第1節 成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。また、自分の不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度のほか、任意後見制度があります。

2 成年後見制度の種類としくみ

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分な方に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。医師の診断を基に、家庭裁判所が書類審査や面接を行い、家庭裁判所がもっとも適任だと思ふ後見人などを選任します。多くの場合、配偶者や子どもの親族が選ばれますが、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家や、福祉関係の公益法人などが選ばれる場合もあります。

家庭裁判所に申立ての手続きができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族です。これらの方の申立てが困難な場合は、関ヶ原町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいて、町長が申立てを行います。

「任意後見制度」は、判断能力がある方のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登録がなされます。将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく制度です。

3 計画策定の背景とねらい

本町では高齢化が進行しており、今後も支援が必要な高齢者は増加していくことが見込まれます。それに伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予想され、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

そのため、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

4 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、関ヶ原町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

なお、本計画は「第4次関ヶ原町地域福祉計画・第6次関ヶ原町地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）」と一体的に取り組み、「いきいきプランⅨ（老人福祉計画・介護保険事業計画）（令和6年度～令和8年度）」、「はばたきプランⅣ（第4次関ヶ原町障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」などの関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

5 計画の期間

本計画は、第4次関ヶ原町地域福祉計画・第6次関ヶ原町地域福祉活動計画と同様に、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

6 町の概況

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっており、令和6年には6,244人となっています。年齢区分でみると「0～14歳」の年少人口と「15～64歳」の生産年齢人口は以前より減少傾向となっていました。ただし、「65歳以上」の老年人口も減少に転じました。ただし、「高齢化率」は年々上昇し、令和2年には40%を超え、令和6年には2.35人に1人が高齢者となっています（図表7-1）。

図表7-1 人口の推移

単位：人、(%)

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口	高齢化率
昭和50年	2,549	7,237	932	10,718	(8.7)
昭和55年	2,457	6,924	1,102	10,483	(10.5)
昭和60年	2,140	6,822	1,185	10,147	(11.7)
平成2年	1,693	6,484	1,367	9,544	(14.3)
平成7年	1,416	6,283	1,706	9,405	(18.1)
平成12年	1,248	5,825	2,037	9,110	(22.4)
平成17年	1,078	5,271	2,269	8,618	(26.3)
平成22年	892	4,757	2,438	8,096	(30.1)
平成27年	749	3,988	2,682	7,419	(36.2)
令和2年	590	3,368	2,652	6,610	(40.1)
令和4年	542	3,304	2,731	6,577	(41.5)
令和6年	465	3,113	2,666	6,244	(42.7)

資料：昭和50年から令和2年は国勢調査、令和4年と令和6年は4月1日現在の住民基本台帳

(2) 要介護認定者数の推移

令和6年4月現在、要支援・要介護認定者数は484人です。平成20年と比べると、177人増加しています。認定者数は平成27年までは増加傾向にありましたが、その後は増減を繰り返しています(図表7-2)。「いきいきプランIX」では、85歳以上人口の増加に伴い、認定者数は緩やかながら増加を続け、令和8年度には517人に増加すると予測しています。

図表7-2 要介護認定者数の推移

単位：人

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年	22	60	32	55	59	51	28	307
平成21年	10	60	36	54	77	42	31	310
平成22年	21	51	51	55	68	49	37	332
平成23年	25	59	65	71	49	60	46	375
平成24年	32	47	78	77	55	58	53	400
平成25年	32	68	71	76	63	56	47	413
平成26年	32	62	60	96	71	63	45	429
平成27年	28	73	56	91	64	69	57	438
平成28年	36	64	57	93	70	55	56	431
平成29年	32	66	74	93	71	58	46	440
平成30年	32	73	72	96	77	53	40	443
令和元年	43	82	74	98	63	63	48	471
令和2年	55	68	79	82	77	57	41	459
令和3年	55	70	81	98	81	45	38	468
令和4年	66	70	78	104	80	62	34	494
令和5年	56	63	81	101	82	61	34	478
令和6年	51	67	71	121	80	60	34	484

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年4月末現在

(3) 障害者手帳等所持者数の推移

令和6年3月末現在、障害者手帳を所持している人の総数は433人です。手帳の種類別に見ると、身体障害者手帳所持者が291人、療育手帳所持者が80人、精神障害者保健福祉手帳所持者が62人となっています（図表7-3）。

複数の障がいをお互いあわせもつ人がいるため、合計が単純に障がい者数にはなりません。住民の6.9%が何らかの障がいを有していることになります。

年齢別にみると、65歳以上の方は262人(60.5%)となっています。このうち235人(89.7%)は身体障がいのある人です。一方、39歳未満では47人(65.2%)が知的障がいのある人となっており、年齢によって障がいの内容が異なっていることが分かります（図表7-4）。

図表7-3 障がい種別ごとの障がい者数の推移 単位：人

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	計
平成30年	332	71	56	459
平成31年	328	73	58	459
令和2年	326	76	58	460
令和3年	327	79	63	469
令和4年	308	78	65	451
令和5年	297	80	70	447
令和6年	291	80	62	433

資料：各年3月末現在

図表7-4 年齢別にみた障がい者数（令和6年） 単位：人

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計
18歳未満	4	17	3	24
18～39歳	9	30	9	48
40～64歳	43	26	30	99
65歳以上	235	7	20	262
計	291	80	62	433

資料：3月末現在

7 本町における成年後見制度の利用状況

本町における成年後見制度の利用状況は次の通りです。

図表7-5 成年後見制度の利用者数 単位：人

区 分	利用者数
岐阜県	2,779
関ヶ原町	8

資料：岐阜家庭裁判所における成年後見制度利用者。令和6年1月末現在

図表7-6 成年後見制度利用種別 単位：人

利用種別		利用者数
法定後見	後 見	5
	保 佐	2
	補 助	1
任意後見		0
合 計		8

資料：岐阜家庭裁判所における成年後見制度利用者。令和6年1月末現在

図表7-7 成年後見制度町長申立者数 単位：件

区 分	高齢者福祉申立件数	障がい福祉申立件数
平成30年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	1	0
令和3年度	1	0
令和4年度	1	0
令和5年度	0	0

(注) この他、親族等の申立の支援も実施しています。

8 課題と取組

本町においては、成年後見制度の対象と推察される人（認知症高齢者387人、療育手帳所持者80人、精神障害者保健福祉手帳所持者62人）が、529人となっており、何らかの支援を必要としていると思われます。しかしながら、成年後見制度の利用者は、8人にとどまっていることから、成年後見制度による支援を必要としている人が、実際には制度を利用できていない可能性があると考えられます。

今後は、成年後見制度の普及啓発及び制度利用への支援を進めていきます。

また、高齢者等の増加にあわせて、成年後見制度の需要が高まると、受任する人材が不足することが予想されます。加えて、金銭的な課題を抱える本人や家族が、申立費用の負担や後見報酬の支払いなどを理由に成年後見制度の利用を躊躇したり、後見報酬が見込めないために受任者がみつからなかったりという状況も考えられます。

関ヶ原町では、平成25年に「関ヶ原町障害者地域生活支援事業実施要綱」を、令和2年には「関ヶ原町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を策定し、成年後見人申立にかかる支援及び後見人報酬の助成を開始しました。また、認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人の権利擁護支援として、成年後見制度などの広報、相談対応、後見人支援などを行う中核機関として、令和4年4月に関ヶ原町成年後見制度利用支援センターを設置しました。

9 施策の展開

(1) 制度に対する関心を高め、利用しやすい環境づくり

①積極的な周知

- ・ポスター、パンフレット等で広く町民に成年後見制度を広報するほか、広報紙やホームページ等を活用し、制度の広報に取り組みます。
- ・後見類型だけでなく、保佐類型・補助類型の周知の強化と、利用者の自発的意思を尊重する視点から、任意後見制度についての周知に取り組みます。

②講座等の開催

- ・講演会や研修会を開催するほか、地域での出前講座などに取り組みます。
- ・高齢者福祉、障がい者福祉の分野に従事する人を対象に、相談窓口を紹介するなど、本人の意思や身上保護を重視した支援に取り組みます。

③相談窓口の設置

- ・行政窓口（地域包括支援センターを含む）や社会福祉協議会で相談を受け付けられる体制を整えます。

(2) 制度対象者の早期把握と適切な支援につなげる仕組みづくり

①制度対象者の早期把握

- ・民生委員・児童委員や地域住民等と連携・協働して、身寄りのない認知症高齢者や知的障がい者などの支援を必要とする人の早期発見に努めます。
- ・地域ケア会議や地域自立支援協議会、サービス担当者会議、個別支援会議などを有効活用し、本人の意思や身上保護を重視した支援に取り組みます。

②中核機関（成年後見制度利用支援センター）の設置

- ・成年後見制度に関する相談や利用にかかる支援を担う機関として、成年後見制度利用支援センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・垂井町・養老町・関ヶ原町の3町で不破郡・養老郡権利擁護支援推進協議会を設置し、成年後見制度申立にかかるケース検討や受任者調整について専門家の意見を取り入れ、成年後見制度の申立がスムーズに実施されるよう取り組んでいます。
- ・身寄りのない認知症高齢者など、通常の成年後見申立が困難な方については、成年後見制度利用支援事業を活用し、町長申立による成年後見申立の検討をします。

(3) 担い手支援を通じて、安心して制度が利用される地域支援づくり

①親族後見人の相談対応

- ・親族後見人からの日常的な相談に応じ、必要な場合は、専門職や家庭裁判所から助言を受けて対応できる相談窓口の設置に取り組めます。

②市民後見人の育成・活動の推進

- ・現在、成年後見人等については、親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任しています。今後に向けては、市民後見人や法人後見等の活用も考えられることから、広域での市民後見人養成を検討します。
- ・市民後見人候補者へのアドバイスや後見人になった後の継続的な支援体制を検討します。

③法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・後見期間が長期にわたる可能性が考えられる場合などは、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあることから、法人後見の担い手育成・活動支援について検討します。

10 計画の推進

国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方である「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」に基づき、計画を実行していきます。併せて、定期的に計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整を行います。

第2節 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景とねらい

わが国において、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向を示し、おおよそ5割を占めるまでに至っています。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居を確保できない、高齢で身寄りがないなど、社会復帰に向けた様々な課題を抱えている人が多く存在し、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。このような状況の中、再犯防止対策は重要な課題となっています。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が成立、施行され、平成29年12月には「再犯防止推進計画（第一次）」が閣議決定されました。また、令和元年12月には、第一次推進計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定しました。さらに、第一次推進計画や加速化プランの成果や課題を踏まえ、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、これにより施策が推進されています。

岐阜県においても、平成31年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」を策定し、令和6年度からは「第2期岐阜県再犯防止推進計画」により施策が推進されています。

本町においては、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、保護司会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、再犯を防ぐとともに、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援する取り組みに努めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画及び岐阜県再犯防止推進計画を勘案し、策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、第4次関ヶ原町地域福祉計画・第6次関ヶ原町地域福祉活動計画と同様に、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象者

計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）とします。

5 具体的な取組

誰一人取り残さない安全で安心なまちづくりを目指し、必要な支援を推進していきます。

(1) 住民の取組

- 犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。
- 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげます。
- 事業者などは居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの支援に努めます。

(2) 町行政・社会福祉協議会の取組

- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」などを通して、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、再犯防止への関心と理解を深め、住民の理解を得るための啓発活動を行います。
- 安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会などの支援協力者の活動を支援します。
- 必要な支援や相談が受けられ、保健医療、福祉サービスの利用につなぐため、医療・福祉関係機関、就労支援機関等と連携し、必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。
- 保護司会や更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育み、非行防止に取り組みます。

また、生活福祉資金貸付事業などの制度を利用した支援のほか、各種の支援事業を展開し、社会復帰につながるよう支援します。

第8章 重点的な取組

1 福祉意識の醸成と日常生活支援の充実

(No.1～2、12、28、31、39)

少子高齢化、人口減少が急速に進む本町においては、行政が中心となってサービスを実施・確保する公的支援に加え、日頃の軽微な支援、買い物・通院など移動手段の確保、緩やかな見守りや居場所づくりなどの充実が求められています。このため、地域の人材が不足するという課題を抱える中、地域の福祉意識を高める取組を強化し、地域住民やボランティアが中心となり、社会福祉協議会や行政も加わりながら、支え合いの仕組みを再構築していきます。

- 福祉意識の醸成
- 見守り活動の推進
- 移動支援の確保
- 福祉推進員の活動支援

2 認知症施策の推進

(No.44、成年後見制度利用促進計画)

誰もが認知症になる可能性があります。国においては、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」を打ち出しており、その理解促進が重要です。「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方であり、地域みんなが認知症についての理解を深める取組を推進します。

- サポート体制の充実
- 成年後見制度の利用促進

3 防災活動の推進

(No.33～37)

災害大国と言われるわが国では、地震、台風、豪雨などによる被害の大きな自然災害が多発しています。また、原発事故や感染症の蔓延なども災害と捉えることができます。本町においては地域防災計画に沿って防災対策が推進されていますが、発災直後などは行政の支援が難しいこともあり、地域の自主的な組織づくりが重要です。特に避難に支援を要する障がい者や要介護高齢者などへの支援体制の構築を推進します。

- 自主防災組織の充実
- 避難行動要支援者への支援体制の充実

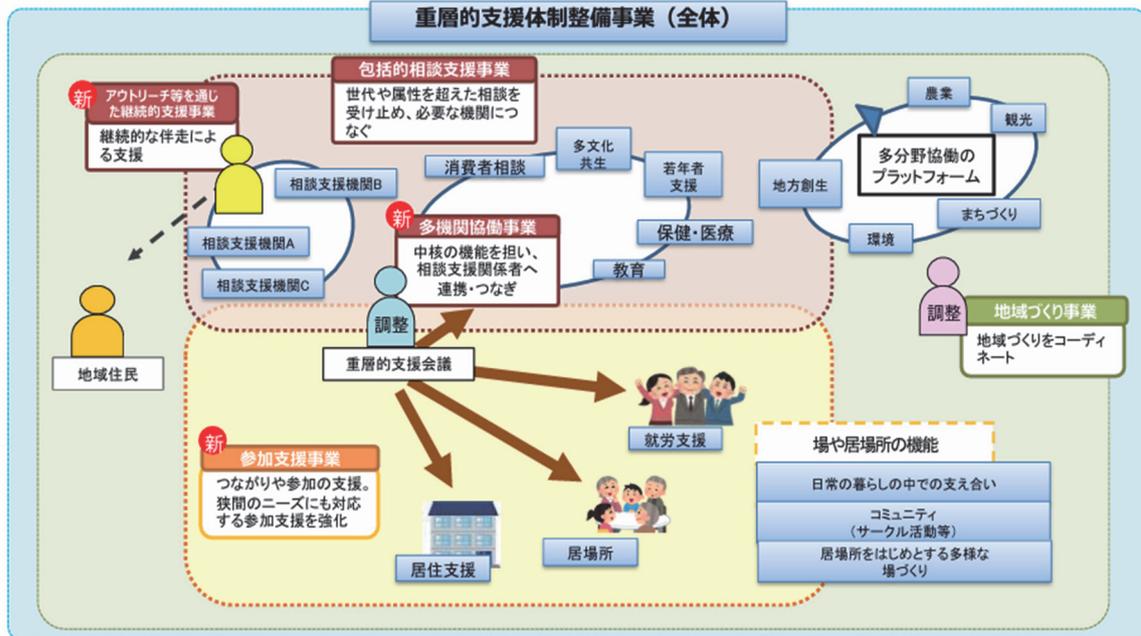
4 町全体でつながり続ける包括的支援体制の構築

(No.40～46)

社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや、8050問題やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースなど、人々を取り巻く支援ニーズは多様化・複雑化してきています。これまでのような属性別・年代別の制度の枠組みでは複雑化・複合化したケースに対応できない場合があるため、一人ひとりが生きがいや地域・家庭での役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

- 重層的支援体制の推進（図表8－1参照）
- 要配慮者への支援

図表8－1 重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省

資料

1 計画の策定経過

年月日	事項	内容
令和5年11月14日～ 令和5年11月30日	住民意識調査の実施	・18歳以上の住民 配布数 1,000 有効回収数 574
令和6年7月27日	福祉推進員研修会（地区別懇談会）	・社会福祉協議会の福祉推進員研修会として、福祉推進員、民生委員・児童委員等による懇談会を実施
令和6年8月26日	第1回関ヶ原町地域福祉計画策定委員会・関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会	・委員の委嘱、紹介 ・委員長及び副委員長の選出 ・第4次関ヶ原町地域福祉計画及び第6次関ヶ原町地域福祉活動計画の策定について ・アンケート結果に基づく関ヶ原町の現状について
令和6年9月30日	関ヶ原町社会福祉協議会理事会	現状等の報告
令和6年11月26日	第2回関ヶ原町地域福祉計画策定委員会・関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会	・第4次関ヶ原町地域福祉計画及び第6次関ヶ原町地域福祉活動計画について（第4章～第8章）
令和6年12月9日	関ヶ原町社会福祉協議会理事会	中間報告
令和6年12月17日	関ヶ原町社会福祉協議会評議員会	中間報告
令和7年1月28日	第3回関ヶ原町地域福祉計画策定委員会・関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会	・第4次関ヶ原町地域福祉計画及び第6次関ヶ原町地域福祉活動計画について（修正箇所、第8章）
令和7年2月10日～ 令和7年3月10日	パブリックコメントの実施	
令和7年3月17日	関ヶ原町社会福祉協議会理事会	最終報告
令和7年3月25日	関ヶ原町社会福祉協議会評議員会	最終報告

2 計画策定委員会

(1) 関ヶ原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年7月27日

訓令甲第26号

(目的及び設置)

第1条 地域住民・地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、関ヶ原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、計画の策定に関し必要な事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 委員会委員の定数は10人以内とし、次の各号に該当する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする団体の代表
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員指名後最初の会議は町長が招集する。
- 4 委員長が必要と認める場合は、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、住民課に置く。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

(2) 社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）第5次関ヶ原町地域福祉活動計画（令和3年3月策定）の成果を評価するとともに、関ヶ原町の地域福祉計画、老人保健福祉計画その他福祉関係諸計画との整合性を十分に考慮し、本会が地域福祉を推進するための、第6次関ヶ原町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員会等)

第3条 委員会の委員は、関ヶ原町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成21年関ヶ原町訓令甲第26号。以下「町要綱」という。）第3条に規定する委員会委員をもって充てるものとし、本会の会長が委嘱する。

2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、町要綱第5条の規定により選出された委員長及び副委員長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時はその職務を代理する。

5 委員会に、職員及び地域福祉関係者により構成する検討作業チームを置くことができる。

6 委員の任期は、町要綱第4条に規定する任期とする。

7 委員長が必要と認める場合は、関係者を出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、本会の事務局において処理する。

附則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月16日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(3) 関ヶ原町地域福祉計画策定委員会委員・関ヶ原町地域福祉活動計画策定委員会委員

【委員】任期：令和6年8月26日～令和7年3月31日】

氏 名	所 属 等	備 考
谷 口 輝 男	関ヶ原町議会議長	
澤 村 正 司	関ヶ原町自治会連合会会長	副委員長
三 和 詳 司	岐阜県身体障害者福祉協会不破支部関ヶ原分会会長	
中 川 時 男	不破保護区保護司会会長	
不 破 英 明	関ヶ原町民生委員児童委員協議会会長	委員長
受 川 博 夫	福祉推進員連絡会会長	
吉 田 儀 一	関ヶ原町老人クラブ連合会会長	
高 木 みどり	関ヶ原町ボランティア連絡協議会会長	
長谷川 妙 子	関ヶ原町いきいきサロン連絡協議会会長	
渡 邊 勝 敏	関ヶ原町教育委員会教育長	

(順不同・敬称略)

【事務局】

所 属	役職名	氏 名
関ヶ原町	副 町 長	藤 田 栄 博
	住 民 課 長	西 村 克 郎
	課 長 補 佐	松 野 智 美
	課 長 補 佐	児 玉 裕 一
	担 当	小 寺 由 香
関ヶ原町社会福祉協議会	会 長	三 輪 均
	事 務 局 長	三 宅 芳 浩
	担 当	吉 田 千 穂

3 用語解説

<あ行>

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、サービス利用などの支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

インクルージョン [inclusion]

障害者権利条約の原則の一つとしてあげられており、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適切な措置をとる」とされている。障害児福祉計画では、インクルージョンの推進を位置づけ、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを位置づけている。

SDGs [Sustainable Development Goals]

エスディージーズと読む。持続可能な開発目標。持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標。「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」など17のゴール（目標）、目標ごとの169のターゲットから構成されており、2030年を期限に達成を目指している。

NPO [Non-Profit Organization]

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体。これからの時代社会を支える重要な役割を担う存在として期待されている。ボランティア団体もNPOである。NPO法人（特定非営利活動法人）は、特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。

<か行>

協働

協力して働くこと。この計画は、住民・行政・社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者が協働して推進することとしている。

共同募金

社会福祉法では、「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定している。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したもの。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされている。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体。

こども家庭センター

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指して、こども家庭センターの設置が努力義務とされた。こども家庭センターは、「家庭支援事業」をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されている。

<さ行>

災害ボランティアセンター

災害時にボランティア活動を円滑に進めるため被災地に設置される拠点をいう。

再犯者率

犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標。なお、犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標を再犯率という。

再犯防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

再犯者率の上昇を踏まえ、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に

寄与することを目的とする法律。平成28年12月に公布・施行された。この法律により、市町村には、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定が努力義務化された。

社会福祉協議会（社協）

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。

重層的支援体制整備事業

社会的孤立、ダブルケア、8050問題など複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために創設された事業。事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。本事業は任意事業である。

主任児童委員

児童に関することを専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整、児童委員が行う調査・指導などの活動に対し援助・協力を行う。

生活困窮者自立支援制度

複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において作成される自立支援プランに基づき、各種支援が行われる。

生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービス事業の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすことを業務とする人をいう。

生活支援体制整備事業

平成27年度の介護保険法改正で創設された事業であり、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支え合いながら暮らす地域づくりを推進することを目的としている。着手段階として、生活支援

コーディネーターの配置と協議体の設置を行うことが示されている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を法律的に保護しその権利の行使を支援する制度。家庭裁判所が決定する「法定後見」と自分で選ぶ「任意後見」の2つに分類される。

<た行>

ダブルケア

育児と親などの介護を一人の人が同時期に抱えること。時には自分自身のケアや、親・義理の複数の親の介護といったトリプルケアなどもある。

地域共生社会

平成28年6月の閣議決定では「子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」としている。平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。

チームオレンジ

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み。地域支援事業の認知症総合支援事業の「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」に位置付けられている。

<な行>

日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。

認知症

脳の器質的障害により、いったん獲得された知能が持続的に低下すること。認知症には、脳梗塞、脳出血等による脳血管障がいの結果生ずる脳血管性認知症及びアルツハイマー病、原因不明の脳の

変性により脳の萎縮が認められる老年認知症等があるが、未解明の事項も多い。共生社会の実現を推進するための認知症基本法においては、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病、その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする」としている。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などのできる場所。自治体や病院、グループホームなどの高齢者施設、NPOなどによって運営される。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認知症の勉強会を受講することで、誰でもなることができる。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として平成18年に制度化された。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

ノーマライゼーション [normalization]

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。

<は行>

8050問題

長期化したひきこもりに関する社会問題。50代のひきこもりの子どもの生活を、80代の親が支えている状態にあり、生活の困窮、社会的孤立などの問題が指摘されている。

避難行動要支援者

災害対策基本法においては、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

ファミリー・サポート・センター事業

仕事と家庭の両立支援のため、育児の援助を行いたい人と受けたい人から成る会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、有償でサービスを提供・享受する事業。既存の体制では対応が難しい臨時的、突発的なニーズにも対応できる。

福祉推進員

福祉問題を抱え地域で困っている人、援助を求めている高齢者や障がい者及びその家族などに対し、あたたかい見守りと援助活動を進める地域のリーダーである。社会福祉協議会が委嘱しており、任期は2年、令和6年現在、110人の福祉推進員が活躍している。ほのぼの連絡箋安心カードによって社協と地域をつなぎ、安心して暮らせるためのネットワークづくりを進めている。

ふれあいいいきサロン

一人暮らしの高齢者等を対象としたサロン。外出のきっかけづくりや交流、仲間づくりの場の提供を行っている。

フレイル

高齢者の運動機能や認知機能が低下して「虚弱」となった状態をいうが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。

保護司

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように、立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じている特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。また、犯罪を予防するために“社会を明るくする運動”等の啓発活動を行っている。

ボランティア〔volunteer〕

本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、自発性・自主性、福祉性、無報酬性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう。個人またはグループで、①手話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、茶・華道、演芸（劇）指導等の技術援助、②障がい者・児童・高齢者等の介護や話し相手、おむつたたみ、施設の清掃等の自己の労力・時間の提供、③一日里親、留学生招待、施設提供、献血・献体、旅行・観劇招待等、の奉仕を行う。

ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。

<ま行>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する者で、任期は3年。民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされている。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼務する。

<や行>

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。本来大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、学業や就職、友人関係など、様々な影響が出ることが調査で明らかとなっている。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設や物をつくるときに、初めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

養育里親

さまざまな理由で親と離れて暮らす原則として0～18歳までの子どもを、自分の家庭に迎え入れ、実親の家庭に帰るまでや自立するまで、家庭環境で養育すること。

<わ行>

我が事・丸ごと

地域住民が地域で起きている様々な問題を他人事ではなく、「我が事」としてとらえ、市町村は分野別の相談を「丸ごと」受け止めようという発想をいい、厚生労働大臣を本部長とする『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が提唱している。

ふれあい福祉プラン

第4次関ヶ原町地域福祉計画・第6次関ヶ原町地域福祉活動計画

令和7年3月発行

発行者 関ヶ原町／社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会

編集 関ヶ原町住民課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58
電話 0584-43-1113 FAX 0584-43-2120

社会福祉法人関ヶ原町社会福祉協議会

〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29
電話 0584-43-2943 FAX 0584-43-2180
